2015年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2015年10月20日~30日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバンとは?

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、36年目を迎えました。

要請項目は、その時々の重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約850人、当局と議会関係者が合計約750人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月~3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、 2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、 各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2015年の文書回答は、96%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市の2自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページ (http://syahokyo.airoren.gr.jp/)に掲載しています。

要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要 望 事 項	要望開始年	2000年	2005年	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年
介護保険の保険料独自減免	1998年	5%	54%	55%	54%	54%	54%	44%
介護保険の利用料独自減免	1998年	8%	35%	44%	39%	39%	39%	39%
住宅改修の受領委任払い	2003年		10%	67%	76%	76%	76%	80%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	2%	19%	32%	37%	37%	37%	43%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年		7,155	29,955	34,778			
☆高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	2009年			16%	74%	100%	100%	100%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	現物 1997 年	1%	51%	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	0%	4%	82%	85%	87%	89%	89%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	0%	1%	51%	76%	78%	78%	85%
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	25%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年	_	34%	75%	91%	93%	93%	93%
文書回答		13%	94%	93%	96%	96%	96%	96%
自治体数		88	68	57	54	54	54	54

- (注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
 - 2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
 - 3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から 外来も現物給付となった。
 - 4. 「高齢者用肺炎球菌ワクチン」は2014年度に定期予防接種となっている。
 - 5. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。
 - 6. 2000年~2015年の各年推移は社保協ホームページ参照。

目 次

1. 変	^愛 知目治体キャラバンのまとめ	• •	1
Ⅱ. 要	要請項目に関する資料		
1.	介護保険料額と保険料段階数	1	6
2.	介護保険料減免・利用料減免自治体一覧	2	0
3.	特別養護老人ホームの待機者数	2	2
4.	地域包括支援センターの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	3
5.	住宅改修・福祉用具・高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施状況	2	4
6.	住宅改修の独自助成制度実施状況	2	6
7.	介護認定者の障害者控除の認定について	2	8
8.	生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数	3	0
9.	生活保護担当職員数及び担当受給者数	3	1
10.	地方税滞納整理機構について	3	2
11.	地方税滞納数について	3	4
12.	国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者医療支援金分の合計)	3	5
13.	国保保険料(税)モデルケースの保険料	3	7
14.	国保料(税)の低所得者減免・収入減の減免制度実施状況	4	0
15.	国保の資格証明書の実態	4	2
16.	国保の短期保険証の実態	4	6
17.	国保の滞納者差押え状況	4	8
18.	国保証の留め置き、未交付など	5	0
19.	国保の医療費一部負担金減免の実施状況	5	2
20.	国保資格証明書等の交付状況一覧(県医務国保課資料より作成)	5	4
21.	後期高齢者医療における滞納者数等について	5	5
22.	福祉給付金制度(後期高齢者福祉医療費給付制度)の実施状況一覧	5	6
23.	子ども医療費助成制度の実施状況	5	9
24.	就学援助の受給者数・予算額	6	1
25.	就学援助の基準・申請・支給等	6	2
26.	就学援助の支給項目	6	5
27.	保育実施義務・保育格差について(文書回答)	6	7
28.	育休取得時の保育及び時間認定に係る取扱いについて	7	0
29.	通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派遣について(介護・障害)	7	2
30.	任意予防接種費用助成実施状況	7	4
31.	高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成事業	7	5
Ⅲ. 要	長請行動に関する資料		
1.	陳情書	7	7
	アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8	3
	コース表	9	1
4.	要請団体別参加人数一覧	9	2

愛知社保協ホームページのみに掲載の資料

※以下の資料は、愛知社保協のホームページ(http://syahokyo.airoren.gr.jp/)に掲載しています。

Ⅱ. 要請項目に関する資料

- 要望項目を実施した市町村割合の推移
- 食事サービス(配食方式・会食方式の実施状況
- ゴミ出し援助の実施状況
- 安否確認・生活支援について
- 高齢者や障害者の外出支援(巡回バス・福祉バス、タクシー代助成)
- 高齢者のたまり場事業へ助成実施状況
- 介護保険サービス利用及び支給限度額超過者数
- 施設入所前健診費用の助成及び紙オムツ・衛生用品の費用助成
- 総合事業について/手続き・助成(文書回答)
- 生活困窮者自立支援のための事業について
- 自立相談支援事業について(文書回答)
- 住宅扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置を周知したか
- 生活扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置の周知について(文書回答)
- 冬季加算の1.3倍基準適用の周知などについて(文書回答)
- 生活保護担当への警察官 OB の配置について
- 警察官 OB の生活保護申請窓口等への配置について(文書回答)
- 生活保護の相談・申請について(文書回答)
- 扶養義務者への通知や報告の求めについて(文書回答)
- 国による生活保護費の引き下げで基準引き下げが起こらないように(文書回答)
- ▼ ケースワーカーなど専門職を含む正規職員の増員について(文書回答)
- 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替え基準
- 短期保険証発行の基準と有効期限以外の特別な表示
- 国保・高額療養費について
- 国保運営協議会について
- 就学援助の広報について
- 学校給食費について
- 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について
- 児童虐待の現状に対する課題
- 虐待の早期発見、未然防止に関する実施施策
- 児童のいじめに対する対応策
- 障害児・者の相談支援事業について(文書回答)
- 各種健診・検診(特定健診・胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん前立腺がん)実施状況一覧
- 歯周疾患検診実施状況
- 意見書提出状況

Ⅲ. 要請行動に関する資料

■ アンケート・文書回答などの集約状況



愛知自治体キャラバンのまとめ

2016年2月/愛知自治体キャラバン実行委員会

1. 名 称

介護・福祉・医療など社会保障の施策充実と くらしを守る愛知自治体キャラバン

2. 主 催

愛知自治体キャラバン実行委員会

≪事務局団体≫

愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

3. 日 程

2015年10月20日(火)~23日(金)、26日(月)、30日(金)

愛知県11月13日(金)、名古屋市11月5日(木)

4. 要請相手とコース日程

愛知県内54市町村を6コースに分け実施

(詳細:コース表はP91参照)

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西·海部 一宮市·稲沢市	年金者組合 一宮社保協	名 古屋ブロ ック
第2	尾北·尾東· 尾中	自治労連	自治労連
第3	知多·尾東	愛労連 社保協	愛労連
第4	西三河	社保協 新婦人	保険医協会
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団 体	豊橋市職労
第6	大治町・蟹江町・ 幸田町・長久手 市・尾張旭市	社保協	_

5. 参加状況

※各団体の自治体別参加状況

(P92参照)

※()内は昨年参加者数

①各コースの参加者総数は延べ847(906)人であった。愛知県に34(27)人、名古屋市に43(43)人が参加した。おもな団体の参加は、延べ参加者数で次の通りである。

団 体 名	延べ人数
年金者組合	157 (174)
新婦人	125 (182)
自治労連(13 加盟組織)	95 (145)
保険医協会	82 (86)
愛労連(地域労連含む)	50 (89)
愛商連	75 (71)
民医連	59 (58)

②年金者組合や自治労連、尾中・東三河・知多など地域労連から参加している。また、新婦人、保険 医協会、愛商連、民医連、愛障協、生健会、介護 をよくする会はじめ地域で運動している市民団体 からの参加が定着している。地域社保協では一 宮、尾張旭、日進から参加している。

東三河山間部は今回も事務局団体と東三河労連が協力し取り組んだ。

また、医労連は、看護師・介護労働者の確保に関わる独自要請の提出を位置づけ参加した。

- ③自治体側からは745(747)人の出席があった。 稲沢市長が参加したほか、副首長3(2)人、部長1 9人、議会からは事務局含め40人(あま市では議 長、知立市では無所属議員)が出席した。愛知県 は20(21)人、名古屋市は20(19)人。主には、福 祉・保険・医療の課長・次長等の担当者が対応し た。
- ④地方議員は日本共産党から、県1人、名古屋市 5人ふくむ48(39)市町村に71(54)人が参加した。

事前学習会は、2015年4月からの介護保険制度と介護報酬の改定実施による変化と影響を、同年5月27日制定された医療保険制度等の見直し関連法はじめとする情勢の特徴点と2015年陳情項目の内容について学習を行った。

また、陳情書への文書回答・アンケート回答を受け、地域の到達点を踏まえ分析と対策、実態の交流、懇談当日の重点項目や発言者の確認など意志統一を行った。

全地域での開催を目標に18(16)地域18(17) 会場で開催316(298)人の参加。他に、4団体で およそ100名が参加した。

地域要求の前進、制度の改善にむけ継続的な 対応が不可欠であり、恒常的に自治体との窓口と なる「地域社保協」等が急ぎ求められる。

また、社会保障情勢や陳情内容を検討するにあたり、活動家や講師団の学習と養成が求められる。

	が、信勤家、講師団の子首と 開催地域	開催日	参加者数
東三河	豊橋・田原	10/6	15 (25)
西三河	豊田・みよし 西尾 岡崎 安城 知立	10/ 4 10/14 10/ 8 10/14 10/10	
知多	半田·常滑·武豊·阿久比 大府·東浦 東海	10/8 10/6 10/7	15 (14) 6 (15) 14 (12)
尾張東	瀬戸・尾張旭 長久手・日進・東郷	10/18 10/13	18 (16) 10 (19)
尾張中部	春日井・小牧 清須・北名古屋・豊山	10/8 10/3	18 (21) 15 (19)
尾張北	江南・大口・扶桑 岩倉 犬山	10/15 10/13 10/4	12(11) 9 (8) 20(21)
尾張西	一宮・稲沢	10/7	40 (24)
海部津島	津島・愛西・弥富・あま・大 治・蟹江・飛島	9/29	24(31)
	合 計		316 (298)

※()内は昨年参加者数※地域以外に、愛労連 幹事会(20)、保険医協会事務局、尾張建友会職 員等100名参加。 ①限られた懇談時間の中で、有効に懇談できるように今年も重点項目を決めた。今回は、「安心できる介護保障、保険料や利用料の軽減、基盤整備、障害者控除の認定」、「生活保護」「税の滞納、徴収問題」「国保の改善」や「福祉医療の存続拡充」「子育て支援、就学援助や保育」「65歳以上障害者の介護保険優先適用」等を重点に設定した。

②要請事項は、すでに多くの市町村が実施している施策は要望書に入れずに、実施状況をアンケートで集約した。

③国への意見書採択を求めたのは、「消費税増税の中止」「マクロ経済スライドによる年金引下げをやめ、若者も高齢者も安心できる年金制度」「介護保険、負担の軽減と給付の改善、介護労働者の処遇改善等」「子どもの18歳までの医療費無料制度拡充」「後期高齢の特例廃止の中止」等。

愛知県へは、「福祉医療制度の拡充」「国保への単独補助復活」や医療提供体制の充実」

後期高齢者医療広域連合には「低所得者への保険料窓口負担の制限制度」「一部負担金減免を生活保護の1.4倍に」「医療葬祭費の支給を申請勧奨に」

④要請項目についてのアンケート・文書回答について、キャラバンの事前学習会で活用できるように準備した。アンケートはすべての市町村から届いた。文書回答は96%の市町村から提出されたが、文書回答されなかったのは豊田市、みよし市。また、豊橋市は懇談後の提出となった。(HP 参照) ⑤意見書の採択状況は以下のとおりである。

- ・扶桑町 〈県〉〈国〉子ども医療費助成制度の拡充 を求める意見書 【採択】〈国〉介護保険制度に 関する意見書 【採択】〈国〉福祉医療助成に対 する国庫削減の廃止を求める意見書【同趣旨採 択】
- ・新城市 〈国〉「介護・福祉・医療など社会保障の 施策拡充についての陳情書」【議長預かり】
- ・犬山市 〈国〉「若者も高齢者も安心の年金制度 の安心を求める請願書」「介護保険制度の改善 を求める意見書提出を求める請願書」「18歳年 度末までの医療費無料制度を求める請願書」 「福祉医療市助成に対する国庫負担金削減措 置の廃止を求める請願書」【継続審議】
- ・蒲郡市 〈国〉「福祉医療助成に対する国庫負担 金削減措置の廃止を求める意見書」「後期高齢 者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書」 【継続】〈県〉「県民の医療を守り、医療提供体 制の充実を求める意見書」【継続】
- ・設楽町 「介護・福祉・医療などの社会保障の施 策拡充についての陳情」【趣旨採択】

以上、2015年12月28日現在

8. 要望項目への対応と到達点

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施された。

5月27日には、医療保険制度等の見直し関連 法が成立し、入院給食自己負担、「患者申入れ療 養制度」の名による混合診療の大幅拡大、大病院 への紹介状なしの受診時定額負担の導入、国保 の都道府県運営化など、国民・患者負担増の医療 保険制度改悪が、順次進められることになる。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」最優先に、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としている。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記した。

さらに、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」によれば、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」とともに、戦略市場創造プランの第1に「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけ、公的保険外のサービス産業活性化をめざし、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するとしている。弱者の切り捨てが懸念される。

アベノミクスと消費税増税および社会保障改 悪によって格差は拡大し、今や6割以上の人が「生活が苦し」く、社会保障制度の拡充を求めている。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民のくらし守る施策を最優先する自治体の役割発揮を求め、懇談を行った。

【1】県民の要望である福祉施策の充実を 1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の引き下げ (P16参照)

第6期(2015~2017年度)の愛知県の介護保険(加重平均)は5,191円で第5期と比べ、423円の値上げとなった(値上げ率8.9%)。値下げは1市、据え置きが1町のみ。他52市町村が値上げとなった。保険料段階は国基準の9段階2、10段階8、11段階21、12段階15、13段階4、14段階3、最高16段階1と、52市町村が国の基準を超えている。第1段階が基準より低いのは4市、最高倍率を基準の2倍以上にしているのは23市町村。

介護保険料は月5万円程度の年金で暮らす家計には大きな負担である。介護保険料は、サービスの利用が増えれば増えるほど、保険料に跳ね返

る仕組みである。従って保険料を引き下げるには、一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによる繰入等が必要であり、国の負担をせめて「25%(現行20%)+調整金5%」に引き上げることを求める。保険料の段階を「世帯ごと」でなく本人所得に対する「応能負担」に改善し、更なる多段階設定と最高倍率を高く設定し保険料の基準額を引き下げる努力を続けることが大切である。

②減免制度の拡充 (P20·21参照)

保険料減免は24市町村(44%)で、減免実績は3,710件、3,527万円である。利用料減免は21市町村(39%)、減免実績は7,581件、8,240万円である。2015年8月からの利用料2割負担は利用者と家族に重くのしかかっているもとで、減免制度の拡充が求められる。

③補足給付の見直し

「補足給付」の見直しによる資産要件等の書類 作成に利用者家族や職員から改善要求が出され ている。厚労省は「書類提出が間に合わなくても支 給決定は可能」と通知しており、今後も自治体の柔 軟な対応を求める必要がある。

(2)特養などの基盤整備 (P22参照)

特別養護老人ホームの待機者は、2014年9月調査20,857人に対して2015年9月調査では17,277人であった。2015年の介護保険制度改定で入所基準が「原則要介護度3以上」とされたことですでに要介護1・2の希望者は、対象から外している市町村もある。要介護1・2の待機者が3割を占めることから、自治体による状況把握と対策は必要である。

愛知県は、「第6期愛知高齢者健康福祉計画において、入所者待機者のうち特に必要度の高い要介護度3以上の7,285人の解消を図るため、平成27年度から29年度までの3年間で、特養老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループなどで6,537人分の整備を計画し、また、第5期計画に基づく整備で平成26年度以降に開所する3,332人と合わせ9,869人分の定員増を図る」と説明している。この県の計画では、各自治体の待機者17,703人には遠く及ばないものであり、県に計画の補強を求める。

また、施設の増設と同時に、人材の育成と定着が重要な課題となっており、対策が求められる。

(3)新しい総合事業について (HP 参照)

2014年7月末に「新しい総合事業」についての「ガイドライン案」が、県及び市町村に示された。要支援の訪問介護・通所介護については、今後は市町村の地域支援事業に移し、サービス内容、単価、利用者負担等については各市町村任せとされた。

しかし、参議院の附帯決議にあるように「専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保される」ことが必要である。また、専門職によるサービスの代替として「多様な主体による多様なサービス」を提供するとしているが、認知症の方への対応も含めて、現行サービスを後退させるべきではない。

国の「ガイドライン案」が示したサービス利用の流れでは、「まず市町村または地域包括支援センターの窓口に被保険者が相談に来てから、明らかに要介護1以上と判断される場合や非該当の場合等を除き、基本チェックリストを活用して振り分ける」とされた。窓口対応によっては、要介護認定を受けさせない「水際作戦」が危惧される。介護保険利用希望者については、すべて要介護認定の対象にすることが求められる。

キャラバンの懇談では、多くの市町村で「介護保険の利用を申し出た場合は、要介護認定申請を受け付ける」と回答があった。介護保険の利用が妨げられることのないよう強く要望した。

①愛知社保協および保険医協会の共同調査

調査では、「新総合事業」(介護予防・日常生活 支援総合事業)の開始は、高浜市のみが2015年4 月から、2016年度4月からが春日井市・北名古屋 市・弥富市・豊山市の4市、同6月が名古屋市、同 10月が日進市。未定の阿久比町・設楽町を除く4 5市町村(83.3%)が実施期限の2017年度から であった。

また、「多様なサービス」の確保について、「できる」回答は5市のみであり、「見通しが立たない」13市町(24.1%)。「その他」33市町村あるが、その内容は「検討中」「今後検討」「未定」であり、小規模な自治体にとって「多様な主体による多様なサービスの確保」は困難な状況にある。

②総合事業への移行

総合事業への移行にあたっては、要支援者の 意向を十分に反映し、介護保険はずしを押し付け てはいけない。「一律な対応をするものではない」 (安城市)、「期限を区切った卒業を押し付けるとい うような考えはない」(小牧市)、「実態に即した必要 なサービスが受け続けられるよう留意する」(知立 市)など、要支援者本位のはっきりした回答もみら れた。

総合事業では利用者の希望に基づく選択の保障が重視されるべきである。多くの回答が「利用者の意見をきき」「意向を尊重」「状態等を踏まえる」などとしている。なによりも、「従来通りのサービス」が優先されることが必要である。

③「緩和した基準によるサービス」の導入

「緩和した基準によるサービス」の導入はサービスの低下につながる危険性が大きいが、多くの自治体が2017年4月の実施であり「検討中」とした回

答が多かった。国のガイドラインどおりの姿勢の回答もあり、利用者本位の計画を求める。

また、多くの自治体が「住民ボランティアなどによる多様なサービス」の見通しは整っていない。現行サービスを自治体が維持し、多様なサービスは上乗せのサービスとするべきである。「移行に伴いサービス低下を招かないことが大切」(岩倉市)、「新たなサービスや資源をつくることは数年の期間がかかると考えている」(清須市)、「単純に多様なサービスに置き換えることは考えてない」(飛島村)など、自治体の判断で利用者本位かつサービス低下を招かない計画をつくらせていくことが重要である。介護保険利用の際の手続きや必要な事業費の確保を利用者本位の姿勢で計画策定させていくことが必要である。

(4)高齢者福祉施策の充実について ①高齢者が地域でいきいきと生活するために

(HP 参照)

「ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策」「高齢者や障害者などの外出支援のための施策」「宅老所・街角サロン施策、運営費用助成施策」などの充実を求めた。

安否確認は、ほとんどの市町村で実施されているが、方法はばらつきがある。「緊急通報システムの設置」、民生委員、老人クラブ、配食業者、乳酸菌飲料配達など。在宅介護支援サービス事業やボランティアが行っている。

生活支援についてもほとんどの市町村で実施している。その内容は在宅介護支援サービス事業の利用やボランティアの活用などとしている。

バスは43市町村(80%)の実施。タクシー代助 成は50市町村(92.6%)で実施され、未実施は 瀬戸市、あま市、大治町、設楽町となっている。両 方未実施自治体はなくなった。

宅老所・街角サロンへの助成は23市町村(42.6%)で実施、2増えている。老人クラブ、ふれあいサロン運営費や備品費助成、ボランティア団体への助成がある。

ご見出しは26市町村(48%)で実施している。

②配食サービスの毎日実施と利用者負担の引き 下げ、会食方式の実施 (HP 参照)

配食サービスは全自治体で実施され、毎日実施は2増で23市町村(42.6%)が実施。利用者負担額は250円~676円となっている。会食方式は12市町村(22.2%)で実施されている。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施を(P24参照)

住宅改修の受領委任払い制度は、みよし市が 新たに実施し、43市町村(79.6%)となった。実 績は昨年より206件増加し、16,456件となった。 福祉用具の受領委任払い制度は、35市町村(6 5%)となった。実績は、昨年より222件増加し、1 2、129件となった。

高額介護サービス費の受領委任払いは、昨年同様、豊田市のみの実施に留まっている。

(5)要介護認定者の障害者控除の認定について (P28参照)

介護保険の要介護認定を受けている人は「障害者等に準ずる」と考えることができ、「障害者控除対象者」とすることが妥当である。

県内での障害者控除認定書の発行数は、2013年の42,322件から2,814件増え、45,136件となった(前年比107%)。調査開始の2002年からは12倍と発行数は増加している。

これは、「要介護認定者に障害者控除認定書を」と毎年粘り強く要請してきた成果の表れである。しかし、要介護認定者数と比べて依然として少数であり、制度の拡大と周知の徹底で住民の利益を守る必要がある。

認定書を要支援2以上に発行するのは8市町あり、要介護1以上に発行する28市町村と合わせ、3 9市町村(72%)が要支援2以上。

障害者控除はあくまで税法上の措置であり、要介護認定者を「市町村長が身体障害者等に準ずる」と認めれば対象とすることができる。ただでさえ重い介護保険料・利用料負担をしている要介護認定者及びその家族の税負担を軽減することは、何ら違法ではない。全市町村で、最低でも要介護1以上を障害者控除認定書の発行対象とすることが妥当と考えられる。

要介護認定者に障害者控除認定書を自動的に送付しているのは、一宮市、春日井市、江南市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、豊山町、扶桑町、阿久比町、武豊町、幸田町、豊根村、瀬戸市、江南市、大口町、長久手市、常滑市の20市町村(37%)。また13市町村(24%)が介護認定者に個別の案内や申請書を送付している。これにより認定書または申請書を送付しているのは33市町村(61%)へと広がっている。

介護保険認定申請時の「障害高齢者自立度」 や「認知症高齢者自立度」の結果を参考に、障害 者控除の対象としている自治体もある。申請主義 ではなく、自治体が持つ要介護認定者のデータを 元に、自動的に対象とし個別送付すべきである。

2. 生活保護について (P30参照)

生活保護引き下げは社会保障改革推進法実施の最初の標的として、平均6.5%引き下げが2013年8月、2014年4月、2015年4月と3回に分け引き下げ、加えて住宅扶助費や冬季加算の引き下げも実施された。

生活保護引き下げの取り消しを求め、全国各地で「取消」をもとめ裁判が始まった。愛知では、201

4年7月13日に原告16人が、名古屋市、豊橋市、 刈谷市、高浜市を相手取り生活保護基準の引き下 げ取り消しを求め、また国の責任を問う国家賠償 請求も合わせて提訴した。現在全国では27県から 854人が裁判を闘っている。

①生活保護が必要な人にただちに支給を

2015年7月分の被保護者調査の結果を発表した。それによると、7月時点の生活保護受給世帯は前月比2,964世帯増の162万8,905世帯となり、3カ月連続で過去最多を更新した。前年同月比では1万9,911世帯増加した。

世帯別にみると、高齢者世帯(男女とも 65 歳以上の世帯、またはこれらに18歳未満の未婚者が加わった世帯)が全体の49.3%に当たる79万8,609世帯で最多。

厚生労働省は「高齢者の単身世帯において、年金が足りずに生活が苦しくなって生活保護を受給する世帯が増えている」と分析している。

日本の生活保護の受給者は、人口の1.7%。この割合は、ほかの先進諸国に比べても非常に低いレベル。ドイツでは、この割合は9.7%、フランスでは5.7%、アメリカでは食費扶助を受ける割合が15%(2014年)となっている。日本の生活保護受給率は、世界的に見ると、大変低いと言える。実際、捕捉率はわずか16.8%に止まっている。

生保申請者が増える中で福祉事務所の窓口では、「働けるのだから働け」等と追い返す「働けるからムリ」型、口頭でも有効な申請を「書類を一式全てそろえなければ申請は受け付けない」という「申請煩雑化」型など、申請させない「水際作戦」の実態が多数報告されている。愛知県全体で、2014年度の相談件数35,442件、申請件数11,614件、保護開始10,871件。受給件数は、2015年4月現在60,483世帯79,171人となっている。

2013年4月に生活保護法改悪が行われたが、 運動の成果によって、2014年8月には口頭でも申 請を受け付けることや、扶養義務等は従来通りの 取り扱いとする通達も出されている。

自治体キャラバンではこれを踏まえて、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなど、相談者・申請者を追い返す違法な「水際作戦」を行わないこと、生活保護が必要な人には早急に支給することを求めた。

懇談ではほとんどの自治体が、そのようなことが ないよう努めているとの回答であった。

また、親族による扶養義務の強化などを盛り込んだ2013年生活保護法改悪後、申請者の意向に反して親族に扶養義務照会が行われ、申請を断念したケースも出ている。このような福祉事務所の対応は、申請権を侵害するものであり、「改定後も、いままでと運用は変わらない」とした政府の国会答弁にも反することから、厳に戒めなければならない。

②生活保護費引き下げに連動する諸施策に独自 の対策を

生活保護基準は、住民税非課税限度額の算定、就学援助など国民の生活を支えるさまざまな制度の"物差し"となっている。厚生労働省は、生活保護基準の引き下げに伴い、38の制度に影響が出るとしていたが、独自に影響調査した北海道帯広市の場合では、市独自の制度を含め51もの制度に影響することが明らかにされている。

2013年12月の閣議により、所得税の課税最低ラインを生活保護基準引き下げに伴って下げることを「1年間棚上げ」する方針がとられた(3000万人近くに影響があったという試算もある)。但し、棚上げは当面1年間に過ぎず、2015年度以降は切り下げられた。政府は自治体に対して、さまざまな制度利用者に生活保護基準「見直し」の影響が及ばないよう「依頼」したものの財政支援はない。

就学援助をめぐっては、文部科学省がおこなった2014年度の就学援助実施状況調査の結果では、生活保護の基準引き下げに伴い、全国の4%にあたる71自治体で、これまで就学支援を受けていた児童・生徒が対象外となる可能性があることがわかっている。

キャラバンでは、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう要請、多くの自治体が「できる限り影響を受けないよう配慮」するとしているが、中には「制度ごとに判断していくもの」など、具体的に手が打たれないままのところも多い。

またアンケートで、引き下げに伴って連動する制度の有無について尋ねたが、26自治体が無回答であった。生活保護の担当課だけではその影響について全体を把握することは難しく、自治体の責任として影響を調査し具体的に手当てすべきである。

③ケースワーカーなど専門職正規職員の増員を (HP 参照)

ケースワーカーの数は社会福祉法によって規定され、ケースワーカー1人あたりの生活保護受給世帯数は「市部で80世帯」・「郡部で65世帯」を受け持つことを標準的なケースとしている。、県下でのケースワーカー一人あたりの担当数は、2015年4月段階で春日井市113世帯162人や名古屋市の109世帯140人など市部で12市が基準を超え、ている。

国は福祉職員の配置基準を2013年より改め、「人口10万人の市では15人(2人増)」・「人口20万人の郡部では22人(3人増)」に増員するとした。これに伴う経費は地方交付税により捻出されるが、交付税の使途は各自治体で決めることができるため、ケースワーカーの増員は各地方自治体の判断次第となっている。

また、受給後の就労支援や自立に向けたきめ細かな支援には、ケースワーカーの数だけでなく、豊

富な経験と知識を持つ職員が必要だが、平均在任年数が3年を超えるのは3市、1福祉事務所(郡部)しかなく、経験豊かな職員の配置や研修の充実が必要である。

厚生労働省は2012年3月、「警察官 OB 等を福祉事務所内に配置すること」を積極的に検討するよう指示。アンケートでは、13自治体に22人が配置されており、2自治体が検討中となっている。しかし前年に比べ、海部福祉事務所で配置がなくなっており、昨年「検討中」と回答していた常滑・知立・清須市では配置されなかった。

社会福祉行政と警察行政とはもともとその目的、 性格を全く異にしており、これを単純に一本化して は社会福祉の目的を達することができない。市民と 直接やりとりする現業に元警察官が社会福祉主事 の資格もなく従事することは、市民の生存権行使を 阻害する事態をもたらす危険性がある。社会福祉 主事の資格を有しない警察官 OBを生活保護の現 業業務に従事させることは生活保護法第 21 条、社 会福祉法第 15 条に違反し・違法であることが明ら かである。

④生活困窮者自立支援事業は自治体直営で

(HP 参照)

生活困窮者自立支援事業については、町村を除く38市で2015年度からの準備検討が進められているが、直営を明確にしているのが10市、直営と委託両方が1市、委託が4市となっている。委託を決めている4市の内、名古屋市以外は社会福祉協議会が委託先となっている。自治体が庁内連携を強め、住民の福祉要求を把握し満たした制度設計を行うためにも自立支援事業等は直営で行うのが望ましい。

また、この事業が「沖合作戦」とならないように就業支援に偏らず生存権保障を求めたことについては、「適切に対応」「生活相談窓口に繋ぐ」としており、不当な扱いが発生しないように注視していく必要がある。

⑤「住宅扶助」「冬季加算」引下げに対し

(HP 参照)

厚生労働省は、2015年7月から生活保護の住宅扶助基準の改定を実施。多くの地域で下がり、年間190億円の削減効果が見込まれている。厚生労働省は、削減の影響を受ける世帯が44万世帯(生活保護世帯の約3割)に及ぶことを明らかにしている。

しかし、厚生労働省は、通知(平成27年4月14社援発発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」)を発出し、新基準を適用しなくてよい、幾つかの例外取扱いを示しており、この例外措置について具体的な事例を記載

したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付・周知すること、当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨を行わないよう求めた。38市中29市が周知を実施したと回答し、実施しなかったとする9市においても、陳情に対する回答を見ると田原市は該当者がいなかったためで、6自治体では該当者に個別周知された。豊田市とみよし市は文書回答がなく不明。

冬季加算については、一部地域では支給月数が増やされる一方、各月の支給金額は大幅に減らされ、単年度で30億円の削減効果が見込まれている。このため、特に寒冷地では暖房費を削らざるを得ず、高齢者や傷病者等の健康に悪影響が出ることが懸念されている。

厚生労働省社会・援護局保護課長は、「『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』の一部改正について(平成27年5月14日付)」という通知を出して、重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のため外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなどの場合に1.3倍基準を設定できることを記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知するよう求めた。全保護世帯への文書通知や、該当世帯への個別対応など対応は様々であるが、周知については概ね実行されるようであった。ただ、中には今回の改訂によって引き上げにあることを理由に周知しないとした市もあり、1.3倍基準設定の趣旨が正しく理解されていないと思われる市もあった。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①滞納整理機構へは不参加を (P32参照)

徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構(以下、機構)について、「徴税は自治体の業務である」ことをふまえて、機構に税の徴収事務を移管しないこと。参加していない市町村は今後とも参加しないことを求めた。

機構は、市町村民税の滞納整理を推進すると共に、市町村の税務職員の徴税技術の向上を図ることを目的に県内6カ所に設立され、2011年4月から税金等の徴収及び滞納整理をおこなっている。当初3年間の予定だったが、市町村の要望が強いとのことで2017年3月まで延長された。

機構送りになった事案について、市町村窓口は「機構送りになった事案だから」と「相談」の対象から外されるなど、住民に不利益が生じている。機構まかせにせず、市町村が責任を持って相談に乗ることが重要であると要請した。

2014年度は豊明市が脱退し、機構には47市 町村が参加している。参加していないのは名古屋 市(独自の「債権回収室」設置)、岡崎市、春日井 市、豊田市、豊明市、大口町、幸田町の7市町で ある。

2014年度「約47億41百万円の滞納金額の引継ぎを受け、24億88百万円を徴収(徴収率52.5%」「4年連続で50%超える実績」と評価している。

機構への引き継ぎ基準は、「滞納額50万円以上かつ徴収困難」などあるが、一方で「少額でも引き継ぐ」としたのが24市町村(参加市町村の50%)あり、「100件を機構に引き継ぐ」と回答している自治体もあり、機械的な対応がされていないかの調査が必要だ。機構送りになった事案には国保税も含まれており、その滞納者に保険証が届いているか定かでなく、医療を受ける権利が奪われていないか懸念される。

②税の滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに地方税第15条(納税の緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応するよう求めた。また、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、差押え禁止財産の差押えをしないことも求めた。整理マニュアルがあるのは14市町村のみであった。

今回初めてアンケートで滞納している税の科目を聞いた。科目、自治体によっては5割近くの世帯が滞納しているものもある。払いきれない税金が課せられているのではないか。積極的に地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予②換価の猶予③滞納処分の適用をはじめ、減免、分納などでの対応が求められている。

4. 国保の改善

(1)国の財政支援の強化で国保財政の安定化と 保険料の大幅引き下げを (P35参照)

国は、国保制度改革(2015年)のなかで、今年度は低所得者の保険料負担軽減などのために市町村に「保険者支援制度」として1,700億円の公費を投入する。しかし、国庫負担の定率負担を引き上げるのではないことと、市町村が現状で実施している一般会計法定外繰入(3,900億円)と比べると少ないことなど不十分なものとなっている。国保には「所得水準が低い」「保険料負担が重い」などの「構造的問題」が数多くあるが、国の財政支援を定率負担部分で拡充するなどの対策が不可欠である。

1,700億円の「保険者支援制度」の財政改善効果について、政府は被保険者一人あたり年額約5,000円(引き下げられる)としている。しかし、一般会計法定外繰入を実施している市町村は、法定外繰入を減らすために活用し自動的には保険料引き下げにはならないことに留意が必要である。名古屋市は保険者支援制度を活用し、2015年度の一人あたり平均保険料を3,213円引き下げた。

その他、32市町村が一人当たり調停額を引き下げた。また、35の市町村が一般会計からの一人あたり法定外繰入額を増額した。法定外繰入額を増額し国保料(税)を引き下げた市町村は、20市町村あった。

2015年の国保法改正で「都道府県は、当該都 道府県内の市町村とともに、国民健康保険を行う」 とされた。市町村は、保険者として被保険者の資格 取得・喪失に関する事項、保険料の徴収、個々の 事情に応じた窓口負担減免などは継続する。

高すぎる国民健康保険料の引き下げにむけ、一般会計からの繰り入れや独自減免制度の拡充を求め、県民の世論を高める必要がある。

(2)国保料(税)と減免制度 (P37~参照)

2014年6月1日現在、愛知県内の国保加入世帯数は1,125,791世帯で、そのうち約15%に当たる157,322世帯が保険料(税)を滞納し、短期保険証が47,339件、資格証明書が4,990件発行されている。加入者の15%が滞納となる保険料(税)はそもそも高すぎる。

モデルケースでの国保料(税)のアンケートを行った。①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯、②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯、③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯一の3つで、世帯所得100万、200万、300万をモデルにおこなった。①のケースに世帯所得100万で国保料(税)が10万円を超える市町村が51市町村であるなど、とても払える保険料(税)ではないことがよくわかった。国に対し国庫負担を元の45%に戻すよう要望するとともに、保険料(税)の引き下げ、市町村独自の低所得者減免の拡充などが求められる。

「低所得者向けの減免」は、23市町村(42.5%)が実施している。新規は江南市、資産割廃止に伴う激変緩和を知立市が行った。また、「収入減の減免要件」は引き続き阿久比町を除く53市町村(98%)で実施しているが、要件の緩和が必要である。

また、各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められる。国の制度改善と合わせ、自治体の努力で保険料(税)の引き下げ等の改善を求めたい。

(3)保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書・短期保険証など(P42~参照) 2015年6月1日現在、()内は前年数字。

短期保険証は、47,399件と291件の微減となった。滞納世帯に対して、蒲郡市78.3%、大府市78.6%、北名古屋市74.9%、大治町90.2%が高い割合で発行している。

資格証明書は、愛知県合計で4,990件と587

件減少したが滞納世帯の3.2%に発行されている。資格証明書を1枚も発行していないのは34市町村(63%)になった。資格証明書の発行基準を「国の基準」としたのは20(17)市町村37%、「独自に配慮」は18(20)市町村33%である。

証の発行はしているが、本人に証が渡っていない「留め置き」は5,870(5,182)人、そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作成していない)「未交付」は3,197(3,096)人、合計9,067(8,278)人が無保険状態にある。

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすということで2009年4月から、6カ月の短期保険証を発行している。愛知県で資格証明書世帯に18歳年度末までの子どもがいるのは、527(558)世帯あり、うち短期保険証が渡っていない「未解消」は昨年に引き続き名古屋市の29(38)世帯である。保険証が渡らないと、子ども医療費助成制度が利用できず、必要な医療が受けられなくなる事態も生じるため一刻も早く解消することが求められている。

資格証明書世帯にあっても、「病気などで一時的に支払いが困難」「受診の必要がある」場合は申し出によって短期保険証を交付することが2009年1月20日付事務連絡で示されている。

医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期 保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行する べきではない。

各市町村で「子ども・低所得者減免」や「収入減の減免」など情勢に対応した減免制度の実施・改善が求められる。

イ. 滞納者の差押え (P48参照)

滞納者世帯数157, 322に対し差押え件数・金額は、12, 735件(前年▲687件)、4億8千万(前年1億2千万増)。

差押え物件は、不動産1,360件と預貯金8,51 3件、生命保険983件、その他1,929件。なかで も名古屋市の差押えは2008年164件から増加し 2014年3,286件となっている。

滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという 世帯が圧倒的であると考えられるが、収納率アップ のための差押えを含めた徴収強化というのは、国 保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確 保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄 与することを目的とする」との定めからみても許され ない。

なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び 無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法15 3条および地方税15条7項では、「滞納処分を執 行することによってその生活を著しく窮迫させる恐 れのあるときは、差押えをおこなっていけない」とし ている。

憲法25条、国保法1条の精神にそった対応が強く求められる。

ウ. 一部負担金減免 (P52参照)

一部負担金の減免制度を設けているのは50市

町村(93%)となった。未整備は新城市、豊根村の 2市村であり設楽町、東栄町は検討中である。生活 保護基準を基にした減免は、安城市・小牧市・岩 倉市が新規参加で49市町村(91%)となった。

2014年度の減免実績は、10市町で126件、金額14、186、463円である。

引き続き、住民にわかりやすいリーフの発行など の周知徹底を市町村に求めるとともに、制度の拡 充と申請の促進運動が必要である。

5. 福祉医療制度について

(1)福祉医療制度を縮小せず、存続拡充を

愛知県は福祉医療助成制度に一部負担金の導入を目指したが、県民や社保協・医療関係者の反対にあい、2013年6月に断念を表明した。しかし、所得制限の導入については「研究を引き続き深めていく」とし、2017年度に向けた福祉医療制度の見直しを進めている。この動きは各市町村へも影響を及ぼし、子ども医療費助成制度で、一部負担を導入していた一部市町村が現物給付を表明した。

福祉医療制度については、「現行制度維持・存続」とする回答が多かった。

精神障害者医療費助成制度は、愛知県基準が 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に対す る精神疾病(入・通院)のみとなっている。

しかし、精神疾患が医療計画の5疾病・5事業に 位置付けられた2013年以降、各市町村で精神障 害者医療費助成制度の対象拡大が相次いだ。

今年度も精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して、江南市・新城市・弥富市(2015年4月1日)、津島市(2015年8月1日)が全疾病へ対象拡大、美浜町が現物給付化(2015年10月)、瀬戸市が、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に対して、2015年10月1日から全疾病へ対象拡大するなどの前進が見られた。

今後も引き続き、対象者の拡充を各市町村に、 また愛知県へは、県基準の拡大(一般疾病も対象、入院医療費助成の現物給付化)を求めてい く。キャラバン実施後も大口町で「福祉医療助成に 対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書」が採択されるなど、改めて廃止 を求める声が挙がっている。

これら福祉医療制度は、今後も各市町村へ存続・拡充を要望するとともに、愛知県に対して、所得制限の導入断念、対象者の拡充を求めていく必要がある。

(2)子ども医療費助成制度 (P59参照)

愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)となっている。

昨年のキャラバン要請行動以降、稲沢市が201 5年4月から中学校卒業まで自己負担なしへ拡大 した。この現物給付への流れは加速している。

通院では、一宮市が「小学校の1割自己負担(2割を償還払い)市内医療機関は現物給付」、江南市が「小学校4年生以上の1割自己負担(2割を償還払い)」、犬山市が「小学校4年生以上中学校卒業までの1割自己負担(2割を償還払い)」を、2016年4月から1割の自己負担を廃止し、自己負担全額分の現物給付化を表明した。

また、半田市は「中学校の1割自己負担(2割償還払い)」を、2016年4月から現物給付化すると表明している。

これらにより、通院で中学校卒業まで現物給付による助成を行う市町村が2016年4月時点で46市町村(85.1%)となる見込みだ。

入院では、一宮市、半田市、大山市、江南市が 償還払いの対応を廃止し2016年4月以降中学校 卒業まで現物給付化することが検討されている。

入院でも県基準の「中学校卒業」まで現物給付により対応する市町村は46市町村(85.1%)に拡大の見通し。なお、県基準を拡大して実施しているのは7市町村(13.0%)である。

愛知県内で全市町村が県基準より拡大し、通院で中学校卒業まで助成が52市町村(96%)、うち全額助成が49市町村(90.7%)に、18歳年度末まで助成が6市町村(11%)、うち入院通院とも全額助成が東郷町・飛島村・設楽町、入院のみ全額助成が安城市・南知多町と拡大している。

しかし、津島市と北名古屋市では、所得制限が 導入されている。また、愛知県の補助基準を超える 部分への自己負担も、一宮市、犬山市の見直しが されれば、豊橋市、半田市、常滑市、江南市、北 名古屋市、あま市、南知多町の6市町が残り、改善 が求められる。

全市町村が県制度から拡大したいま、全市町村が18歳年度末まで対象とするためにも、県制度を 通院も中学校卒業までを対象とすることが必要で あり、国の制度としてせめて義務教育就学前まで の医療費助成制度を創設することが強く求められ ている。

国は、2015年9月から「子どもの医療制度のあり方に関する検討会」を開始し、2016年春をめどに報告を取りまとめるべく、動き出している。厚労省の唐沢局長は、「少子高齢化が一層進行する中で、今後の重要課題である子育て支援や地方創生、地域包括ケアの構築など今日的観点から」また、「地方自治体による子どもの医療費助成が年々拡大される」ことなどを踏まえ幅広い議論が進められている。福祉医療助成制度に対する国保の国庫負担削減については、全国知事会・全国市長会からも廃止の要請がなされている。

6. 子育て支援などについて

①ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化

2013年に「子どもの貧困対策推進法」が成立し、 14年8月に「子どもの貧困対策に対する大綱」が 決定され、2015年はこれにもとづき地方自治体で の具体化の推進が求められた。

2012年調査で日本の貧困率は、全体16.1%に対し子ども16.3%で、1985年の統計開始以来で初めて、子どもの貧困率が上回った。なかでもひとり親世帯は54.6%となっている。子供の貧困率は2003年の13.7%から2.6ポイントも上昇、その数は305万人にもなる。

2013年調査でとりわけ就労母子家庭の就労は、 非正規が47%にのぼり母自身の平均年収は223万円(就労収入は181万円)となっている。世代間での「貧困の連鎖」は、特に母子世帯で顕著であり、 これをいかに断ち切るかが優先すべき課題となっている。

「大綱」では貧困対策の当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、 経済的支援を掲げ、「貧困世帯」について、高校等 進学率、大学等進学率、就職率などの低い現実の 指標を示し、その克服を課題としている。

またこれまでのひとり親家庭等の自立支援策の 拡充を求めているが、厚生労働省の2013年度実 績のまとめで愛知県は、市を対象とする自立促進 計画を持ったのは18/38市、全市町村を対象と する生活向上事業を実施しているのは10/54市 に止まっている。しかし自立支援(教育・高等教育 職業訓練)給付金事業は全市、日常生活支援事業 は30/54市町で実施している(アンケート項目に 入れていないため、その後増加は見込まれる)。

自治体キャラバンへの愛知県の文書回答では、 これまでの自立促進計画の推進に加えて、教育・ 学習支援ついて市町村へ取り組みを促すと答えて いる。学習支援は豊橋市、半田市、常滑市で実施 され、春日井では実施に向けて検討中と文書回答 で記している。

また多くの市町で児童クラブの負担金減免が行われているが、児童・生徒の「居場所づくり」が必要である。NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。「こども食堂」について、厚生労働省は2016年4月から運営費補助を予定している。

②就学援助制度の改善(P61、HP参照)

県内の就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.5倍以上としているのが4市町(7.4%)、1.4以上が8市町(14.9%)、1.3以上が21市町村(38.9%)。2013年以降生活保護引き下げへの対応もあって、岡崎市、半田市、豊川市、碧南市、東海市、大府市、知多市で基準を引き上げた。半数

以上が1.0~1.27倍となっているが、これでは支給対象となるのが、生活保護家庭よりも可処分所得が低い家庭となる事態がでてくる。

申請窓口は、「市町村窓口」14、「学校」7、両方を利用できるのが33市町村(61%)になっている。 民生委員の証明等が必要な自治体は、稲沢市がその他経済的に困窮している者に対してのみとしている以外は、不要となった。

支給項目の基準では2010年から「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」も対象となったが、拡大しているのはまだごくわずかである。引き続き、就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等と義務教育の無償化を求める。

就学援助の2015年度見込みは63,064件(受給割合7.89%)と、前年の2014年度の7.93% をしたまわっている。

最も高いのは豊橋市で5,479件(16.9%)、名 古屋市24,360件14.8%、津島市687件12. 6%などだが、10%を超えているのはわずか8市 町である。愛知県7.93%は全国15・64%にたい し、その半分に過ぎない。

これまでの受給者がひきつづき受給できるように、生活保護基準引き下げ後も、引き下げ以前の 基準や児童扶養手当の基準で対応するなどの自 治体も多いが、「何もしない」と言う自治体もあり、一 層の改善が求められる。

就学援助予算の2015年度見込みは63,064件(受給割合9.71%)4,418,786千円と、前年の127件216,904千円増である。

③「義務教育は無償」の立場から学校の給食費無料化を (HP 参照)

子どもの「貧困」が社会問題となっているなかで 給食費が払えず食べられない事態が生まれており、 貧困がすすむなか、給食が子どもの命綱となって いる例もみられる。

消費税増税の影響などで、2013年度比で給食費の値上げが、2014年度の19自治体から2015年度は23自治体に広がり、一食当たり全県平均小学校で5.56円、中学校で6.5円値上がりしている。消費税増税分公費で負担との自治体も増えている。

給食費無償に向けては、岡崎市では「意義、目的を整理し、どのような手法が考えられるか」検討を進めているとしている。大口町は給食費半額補助、大治町は1人月額200円補助、飛島村は1人月額600円補助、長久手市は1食 21 円補助、愛西市は1食10円補助と、補助する自治体も増えている。岩倉市では義務教育の第3子以降を無料にしている。

給食費未納者が増えているなか、就学援助をすすめる自治体は増えているが、児童手当からの天引きや、督促状の発送に加え、法的措置もとるとし

ている自治体もある。名古屋市では2014年度から 保護者に対し、給食費を期日までに納入すること を約束する「申込書」を入学時に提出させていると ころもある。

全国でも給食費の無料化を実施する自治体(北海道三笠市、山口県和木市、茨城県大子町、山梨県早川町など)があり、「給食費無料に」の要求は高まっている。憲法26条「義務教育は、これを無償とする」の立場から、学校給食を無償とすることが求められており、少なくとも、給食費未納で給食が食べられない子どもを、早急になくすことが求められる。

また2013年度比で給食のセンター方式が小学校58.8%から60.4%へ、中学校62.8%から62.9%へ増加。なかでもセンター方式での委託は小学校30.1%から37.7%へ、中学校32.6%から38.5%へ、急速に増加している。こうした中で名古屋市の小学校が自校直営を守ってきているが委託化の動きもある。

④公的保育による保育実施を (P67参照)

児童福祉法第24条1項に基づく、保育を希望する児童には公的保育による保育実施を。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないように求めた。

保育実施義務については、待機児童解消を行うことによって果たしているとする回答もあるが、保育を必要とする・保育所を希望する児童に保育所に入所させることで市町村が24条1項の保育実施義務を果たしているとする回答もあった。24条1項を形骸化させないためにも、「保育所」での保育を希望する保護者には、自治体の保育責任として「保育所」での保育を受けさせることが必要という認識に立つよう、自治体に求め続けることは重要。

ほとんどの自治体が、施設形態の違いによる保育格差が生じないように努めるとの回答。実現するための内容として、国の基準どおりだから、市の条例で定めたから、格差は生じないとする市町村が多い中、犬山市が、「地域型保育事業も公立の基準に合わせた」、江南は「一部国より上乗せして条例に」、岩倉は「事業所内保育で一部国を上回る基準」等と具体的に回答があった。

認定子ども園や地域型保育事業などを設置していないと明記した回答は、稲沢市、尾張旭市、田原市、愛西市、大口町、扶桑町、阿久比町、南知多町、の8自治体。弥富市は地域型なしと明記。本来は、保育を希望するすべての子どもが認可保育所で保育される権利がある。認可保育所との同等の基準を求め続ける必要がある。

また、育休取得時の上の子の保育については、 年齢に関わらずそのまま通園を保障している自治 体は、名古屋市・豊橋市・一宮市・津島市(希望者 は)・田原市・東郷町・大治町・蟹江町・美浜町・東 栄町・豊根町、の11自治体。2歳以上はそのまま の自治体は3自治体。3歳以上児はそのままという 自治体は28自治体。定員に余裕があれば、という 条件が付くところもある。退園させる自治体は豊田 市、稲沢市の2自治体。保育時間認定のところで は、32自治体は中途変更や混乱はないと回答。 混乱があるとした自治体は、14自治体。保護者の 就労形態などなどにより中途変更があるが、混乱 はないという自治体が7自治体となっている。

⑤児童虐待の現状と対応、早期発見、未然防止対策について (HP参照)

児童虐待については。ケースが多様化・複雑化 し増加傾向にあり、専門知識を持ち経験ある職員 の配置や関係機関との連携が引き続き課題となっ ている。早期発見、未然防止対策としては、ほどん どの市町村で要保護児童対策地域協議会が設置 され、毎月の会議が開催されている。また、職員研 修、ホームページ・広報での啓発、保健センターや 民生委員による赤ちゃん訪問、保育所・幼稚園・小 中学校・学童保育等との連携が実施されている。 今後とも、虐待を増やさないよう、対応強化が求め られる。

⑥小中学校にカウンセラーや相談員の配置

多くの自治体で配置されている。また、いじめ防止のための基本方針も半数近くの自治体で策定され、学校・教育委員会等との連携が図られている。 学期毎にアンケートを実施する、「一日観察日」を設ける、「いじめ対策人権サポート委員会」を年2回開催するなど、より踏み込んだ対応策を実施している自治体もあり、今後とも、早期発見・早期対応のための様々な対策が求められる。

7. 障害者・児施策の拡充について(HP 参照)

居宅介護	2013年	2014年	2015年
名古屋市	5609/40.5	6027/40.5	6321/39.5
豊橋市	381/23.0	453/22.7	462/24.5
岡崎市	807/32.5	835/18	847/28.1
豊田市	267/21.5	443/28.8	445/29.1
一宮市	385/44	496/28.9	525/28.5
春日井市	479/24	503/26.3	469/26.2

*8月時点 支給者数(人)/支給時間(平均)

昨年度に引き続き、福祉サービスがどのように広 がったかを確かめた。また、障害者が65歳になると 居宅介護が障害福祉サービスから介護保険優先と されている実状も確かめた。

(1) 訪問系各サービスの支給状況 について

愛知県内の主要市で「居宅介護」の支給状況を 比較すると、支給者数では春日井市以外は増加。 平均時間では、岡崎のみ10時間増加し、名古屋 では1時間減、その他は微増・減だ。名古屋では 「支給時間の締め付けが強化されている」との声も 上がっている。

重度訪問介護・行動援護・同行援護の支給者数 状況をみると重度訪問介護:11市12町村・行動援 護:8市6町村・同行援護:1市9町村で支給者が 「0」となっている。重度訪問介護の支給者が「0」の 市が2市増えている。また、重度訪問介護の支給 者「1人」が11市町村と昨年と変わりがない。2014 年度から重度訪問介護の対象者が知的・精神障 害に対象拡大されているが、名古屋市でも重度訪 問介護の支給者が1,514人から1,449人へと減 っている。利用者条件の制限に加え重度訪問介護 の報酬の低さもあり、利用できる障害者が少ないと ともに、対応できる事業所も少ないことが背景にあ る。行動援護・同行援護の支給者数も大きな変化 はなく、そもそも利用できる体制・基盤がない。こう したことに対して、愛知県は「参入を促す」に終わ っている。

② 地域生活支援事業の移動支援

平均支給時間が豊橋:8.8時間、半田:9.7時間、刈谷:9.8時間、犬山:2.6時間など、月に1~2回の余暇を楽しむこともできない。市町村格差が端的にあらわれている。

③ 計画相談支援の利用実績

2014年度中の完全実施について昨年の回答では8市4町が「完全実施の見込なし」と回答していたが、18市7町が「完全実施のできていない」と回答。「あり」とする中にも「計画相談事業所が少ない」「相談員不足」が昨年と同様に指摘され、県や国の意向どおりにはすすんでいない。

④ 障害福祉サービスと介護保険サービスの併給 供給者物では名本屋が昨年比191 8%と大幅

併給者数では名古屋が昨年比121.8%と大幅に増加している。他市でも増加傾向にあるが、併給についてはケアマネが障害福祉サービスを理解していないことから増加の歩みが遅い。

障害者の高齢化への対応は、介護保険の枠にはおさまらない。訓練等給付支給決定者が少なからずいる点も障害福祉サービスだからといえる。

厚生労働省は1月20日、65歳以上の障害者が介護保険サービスを受ける際に支払う利用料について、減免措置を行う方針を決めた。

今国会に提出する障害者総合支援法の改正案に盛り込み、成立すれば2018年度から実施する。

障害福祉サービスは利用者の多くが無料で使えるのに対し、介護サービスでは1割の自己負担が発生する。障害者総合支援法には障害者でも65歳以上になると介護サービスが優先適用される「介護優先原則」があり、障害者団体がこの原則を外すよう求めていたものである。 しかし、「介護保険優先」は維持されるため、障害者支援法等見直しでの改善が求められる。

⑤ 通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派 遣について (P72参照)

通院時の院内介助は、介護保険で2013年度28市町(51.9%)は2014年度33市町(61.1%)、障害福祉サービスで2013年度23市町(42.6%)は2014年度25市町(46.3%)といずれも増加している。

入院時のヘルパー派遣は、介護保険で2013年度8市町(14.8%)が、2014年度7市町(12.9%)、障害福祉サービスで2013年度2市町(3.7%)が2014年度2市町(3.7%)と横ばいである。

⑥ 障害者・児の相談支援事業について

(HP 参照)

障害者・児の相談支援事業について、国にむけて拡充を要望しているところは、名古屋市・豊川市・犬山市・稲沢市・新城市・扶桑町の6自治体。幸田町は県へ要望。国の制度内で行い、動向を見守る、国へ要望する予定がないなどは、岡崎市・瀬戸市・安城市・東海市・江南市・豊山町・大治町・南知多町の8自治体。独自補助(金)を実施しているとはつきりわかる自治体は、名古屋市・弥富市・東郷町の3自治体。ほとんどの自治体が、自治体直雇用(公務員)の職員で対応するのではなく、事業委託して実施しているようである。

相談支援事業は、国の報酬では不十分と考えている自治体が複数あるような実態。引き続き、自治体から国へ制度充実の要望を上げてもらうこと、自治体独自補助の追及が必要である。

8. 予防接種、健診・検診

① 任意予防接種助成事業 (P74参照)

任意予防接種助成事業は、定期接種化を見据 え様子見と回答する市町村が多くみられた。

しかし、この間、名古屋市、豊橋市(B型肝炎)、豊田市・みよし市(おたふくかぜ、ロタ、B型肝炎)、田原市・設楽町(ロタ)が助成を開始している。また津島市は、子育て応援事業の子育て応援券でこれら予防接種に利用が可能としている。

定期接種化を待たず、「ワクチンで防げる病気は ワクチンで防ぐ」の考えの下で、全市町村での助成 制度実施が求められる。

ア. おたふくかぜ

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの任意 予防接種への助成は、この間、豊田市・みよし市が 新たに実施し、名古屋市・豊橋市・豊田市・小牧 市・みよし市・飛島村・東栄町・豊根村の8市町村 (14.8%)となった。小牧市・東栄町・豊根村が窓 口負担なしで実施している。

重症化すると、無菌性髄膜炎や重度の難聴、合併症を引き起こすこともある。世界の国々と同様、2回の接種を定期接種化することが求められる。

イ. ロタウイルス

ロタウイルスワクチンの任意予防接種への助成

は、この間、豊田市・田原市・みよし市・設楽町が新たに実施し、名古屋市・豊橋市・豊田市・安城市・田原市・北名古屋市・みよし市・設楽町・東栄町・豊根村の10市町村(18.5%)となった。窓口負担なしでの実施は、東栄町・豊根村のみ。

ロタウイルスワクチンの接種で重症化を90%防ぐことができる。WHO はこのワクチンを、子どもが接種する最重要ワクチンの一つに位置付けている。

ウ. B型肝炎ウイルスワクチン

B型肝炎ウイルスワクチンへの助成を実施する 自治体は現れてこなかったが、この間、名古屋市・ 豊橋市・豊田市・みよし市の4市(7.4%)が助成を 開始した。窓口負担なしで実施する市町村はまだ 無いが、徐々にその必要性が認識され始めてきて いる。

B型肝炎ウイルスワクチンは、1992年に WHO が世界中の子ども達に生まれてすぐに接種するよう指示しており、既にほとんどの国で定期接種化されている。わが国においても定期接種化への動きが見られるが、各市町村では定期接種化を待たず、助成することが求められる。

エ. 高齢者用肺炎球菌ワクチン (P75参照)

高齢者用肺炎球菌ワクチンは、2014年10月から定期接種化された。しかし、対象年齢が5歳刻みとされ、定期接種から漏れた人は任意予防接種となる。定期接種の対象者を拡大する形で任意接種を独自に実施している市町村は、41市町村(75.9%)となっている。被接種者の自己負担額は、豊根村が村内診療所で接種する場合は無料としている他は、すべての実施市町村で1,000円から5,220円とばらつきが見られる。

定期接種から漏れた人を対象とした任意接種の 実施・継続と、接種をためらうことの無いよう自己負 担額の引き下げを求めていくことが必要だ。

健診・検診事業 (HP 参照)

特定健診・各種がん検診・歯周疾患検診を「毎年」「無料」で受診できるようにすることは、早期発見・早期治療に繋がる。

また、個別方式・集団方式ともに実施することが 受診機会を増やし、受診率向上に寄与する。

これらのことから、全市町村で毎年自己負担なしでの健診・検診を、個別方式・集団方式両方で実施することが必要だ。

ア. 特定健診

自己負担なしで受診できるのは、個別方式で38 市町村(70.4%)、集団方式で26市町村(48%) であり、個別方式・集団方式のどちらかで無料受診 できるのは41市町村(75.9%)である。

個別方式で無料受診できる割合は昨年と比較し 微増に留まるが、3分の2の市町村が実施してお り、全自治体での無料化が期待される。

イ. 各種がん検診

自己負担なしで受診できるのは、肺がん検診の 集団方式を除くとほとんど実施されていない。毎年 受診に関しても実施は横ばいが続いている。

ウ. 歯周疾患検診

自己負担なしで受診できるのは、個別方式で41 市町村(76%)、集団方式で15市町村(28%)と、 2014年と同様であった。

個別方式・集団方式どちらかで毎年受診できるのは、21市町村(38.9%)と、3分の1を超える市町村で実施されている。

各市町村でも口腔の健康づくり推進条例が定められるなど、口腔の状態が健康と結びつくことが認識されてきており、今後更に無料実施する市町村を増やすことが求められる。

9. 今後の課題

2016年度予算では、「社会保障費が国の財政を悪化させる」と世論を煽り、医療機関の収入となる診療報酬を1.43%引き下げ、消費税増税に伴う「低所得者対策」として実施された福祉給付金は半減、子育て給付金は廃止する。その結果、社会保障予算は4997億円増に抑制された。さらに、社会保障費の増額分を5000億円程度に抑え込むための「改革工程表」を作成し、子育て支援の地域自治体での具体化、障害者福祉の「保険」化、公的年金の給付削減など日時分野を区切って実行する計画である。一方で軍事予算は、過去最高5兆円を超えた。

格差と貧困の解消のためには、本来、「税の徴収」と「所得の再配分」の両機能を果たすのが、国の役割であり、なかでも、社会保障による住民の命と暮らしへの支援が求められるが、安倍政権は大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度の切り捨てを推進し、一層格差を拡大している。

本来の国や自治体の役割発揮を求める自治体 キャラバン行動の役割はますます重要となっている ことを踏まえ、今後の課題を押さえたい。

1. 自治体を住民のいのちと暮らし守る砦に 〜制度改悪に地域住民の目線で〜 (1)安心安全の介護の実現

介護保険制度が大きく変わる。「保険あって介護なし」という事態がより一層進むことが懸念される。 高齢者の保険料・利用料の負担は極めて重く、介護保険への「公費投入」が必要になっている。

さらに、「介護保険外サービス」「新しい総合事業」が拡大されようとしているが、実施主体となる自治体の多くが「見通しが立たない」という状況である。

特養待機者の解消のために、国や県の責任による増設は引き続き必要である。

介護保険の実施主体は行政単位である。地域の実態やニーズに合わせた第6期・第7期介護保険事業計画の具体化など、地域住民が主体となった計画づくりがますます求められている。

(2)生活保護問題

政府は2015年度予算で、生活保護の住宅扶助と冬季加算をそれぞれ30億円減額した。住宅扶助は2017年度には約190億円減額となる。3年計画で引き下げてきた生活扶助の減額約260億円も合わせると、約320億円の減額となり、受給者の生活を圧迫している。政府が貧困問題を解決するのではなく貧困を拡大・深化する政策を一貫してとっており、転換を求めるものである。

愛知県の生活保護世帯数・人数は、2014年は60,030世帯79,011人、2015年は60,483世帯79,171人。2014年度の保護開始件数は10,

871件と、相談件数35,442件の30%、申請件数11,614件の94%に過ぎない。「格差と貧困」の拡大の中で、受給を必要とする人が、もれなく受給できているのかどうか検証の必要がある。

生活保護基準の引き下げは、社会保障制度の 基盤を切り崩すもので、最低賃金や年金、就学援助などに波及するものであり、すべての国民の問題である。県民の共通の理解に広めたい。

(3)国保改善・福祉医療制度拡充を

2015年5月27日に、医療保険制度等の見直し 関連法が成立し、2018年度から国民健康保険制度の都道府県単位化にむけた具体化がすすめられている。1958年に国民皆保険制度として、現在の「市町村運営」である国民健康保険制度が誕生して60年。その運営主体が変わる大改革が行われることになる。国民皆保険制度の中核であり、最後のセーフティーネットである国保制度を持続可能なものとしていくためには、国保制度の運営主体は市町村におき、市町村が運営しやすい環境を、財政面でも人材面、運営システム面でも作り上げていくことが求められている。

知事会は、国保を協会けんぽ並の保険料にするためには1兆円必要としていたが、2015年度は3400億円で妥協した。2015年度国は1700億円の財源を確保し、国保財政の安定化のために投入した。2016年、17年にも財政財政が投入される。

国が財政を投入することを受け、名古屋市は一人あたり平均3,213円引き下げた。他に、27市町村で国保料が引き下げられている。引き下げの理由として、「国の保険者支援を反映」「基金の取り崩し」「毎年度料率を変えるわけでないので、前年の医療費があまりかからなかった場合に保険料が下がることがある」等の事情が示されている。引き続き「高すぎる国保料」の引き下げを求めた住民運動が重要になる。

国保への愛知県独自の補助金が2014年に廃止されたが、少なくとも1997年の水準(約28億円)に戻すことが必要だ。

(4)子育て支援、就学援助など ①子どもの貧困化対策計画を全自治体で

2013年に「子どもの貧困対策推進法」が成立し、 14年8月に「子どもの貧困対策に対する大綱」が 決定され、2015年はこれにもとづき地方自治体で の具体化の推進が進められている。

自治体キャラバンへの愛知県の文書回答では、これまでの自立促進計画の推進に加えて、教育・学習支援ついて市町村へ取り組みを促すと答えている。学習支援は豊橋市、半田市、常滑市で実施され、春日井では実施に向けて検討中と文書回答で記している。「無料塾」や「こども食堂」のとりくみと、自治体がどうタイアップするかが課題である。

子どもの貧困化対策計画を全自治体が持つことが課題である。

②子どもの医療費助成の拡大

子ども医療費助成制度の拡大は、ますます強い要求になっている。愛知県は「通院」が「義務教育・就学前」、「入院」は「中学校卒業」までとなっている。国は就学前の窓口2割負担に留まっている。

愛知県内全市町村が県基準を拡大している。通 院で、「小学校卒業」までは48市町村(89%)。「中 学校卒業」までは46市町村(85%)。18歳年度末 までは3町村(6%)ある。

県が制度として「通院」の「中学校卒業」まで引き上げることが、緊急に求められている。また、国にも制度として「義務教育就学前」までの医療費助成制度創設を強く求めたい。

③子ども・子育て支援新制度

2015年4月からは「子ども・子育て支援新制度」 が実施され、保育分野にも直接契約が持ち込まれた。「児童福祉法第24条第1項」に定められた自治 体の保育実施義務は私立保育園のみ残っている (直接契約ではない、重要なこと)が、公立保育所 というスタンダードがなくなり、今後、私立保育園の 認定こども園化が進めば自治体の保育実施義務 の空洞化が進む。

自治体の保育実施責任を放棄させない観点から、愛知県内の自治体が「新制度」にどう対応しているか注視と運動が必要である。

また、県が廃止した「第3子以降の保育料無料制度」の復活が求められる。

④就学援助受給者の拡大

就学援助は63,064件(受給割合7.93%)と、 横ばいであるが、全国平均15.64%の半分程度 の受給に留まっている。「生活保護対象者の制度」 などと間違った理解が広まっている。正しい広報、 具体的な対象者の基準などを広める必要がある。

⑤学校給食費の無償化

子どもの貧困が拡大する中で、「学校給食の無 償化」要求が強まっている。 県内の要求運動ともに 重点要求としての位置づけが求められている。

(5)障害者施策の充実を

障害のあることを「自己責任」とし「応益負担」を 課した障害者自立支援法成立(2005年10月31 日)から10年が経過した。この10年で障害者が地域で暮らし続けることの困難さは拡大しているとも いえる。

その第一原因は、人材不足だ。地域での生活を 支えるヘルパーや職員の報酬が低く、辞めていく 人はいても、なり手がなく、特に小規模事業所が深 刻だ。

一方、障害者の高齢化、介護を担ってきた親の 高齢化への対応も急務になっている。 「障害福祉サービスと介護保険サービスの適用」では、国が幾度も通知しているように、本人希望を市町村の障害福祉担当が聞き取り、少なくとも介護保険サービスと障害者福祉サービスを併給(横出し・上乗せ)すべきである。また、介護保険利用に伴う利用料1割負担軽減対策が求められる。なお、国が通知を繰り返すのではなく、総合支援法第7条を即刻廃止すればこうした問題は解決する。

2. 地域での要求実現共同行動の重視 ①事前学習会とともに事後学習のとりくみを

事前学習会の開催が広く定着してきている。情勢認識や共通の要求内容について理解を一致させるとともに、独自要求についても検討し提出することを引き続き取り組む。またキャラバンのまとめをもとにした、事後学習にも取り組む。

②地域要求の把握、請願・陳情書への反映

議会への「請願・陳情書」は、重点項目を絞りつつも全体を網羅することから、項目も多く、中にはすでに実施済みのものも含まれる。自治体ごとの到達をふまえ、提出する請願・陳情項目の精査が引き続き求められている。

請願・陳情書の訂正や分割・再提出を行っているのは15自治体である。「実施済み項目の削除」が豊明市・刈谷市・東郷町で、その他、各委員会ごとに分割するなどある。

実行委員会は事前学習に間に合うように、自治体からのアンケートと回答を求めている。各回答・アンケートをもとに、懇談でのポイントを地域ごとに設定することができる。個別の自治体対応を具体的に検討するためにも、さらに自治体単位での開催も実現させたい。

③キャラバン訪問時の懇談の充実

重点陳情事項をできるだけ絞り込み集中的な受け応えを準備する。発言も事前の打ち合わせの中で、内容や発言者の分担など具体的な相談がされることによって改善が進んできている。

また、懇談について、評価や改善点など意見交換し、次に生かすまとめの報告会なども課題としたい。

④地域社保協の確立を

キャラバン要請行動のまとめと実現に向けた地域運動の推進に向け、事後の報告会を開催する。

提出した要求の実現にむけ、懇談以降の進捗をつかみ、首長や議会への要請を強めるなど、継続的な働きかけが欠かせない。

また、地域を主体とした行動のセンターとして、「地域社保協」等を各自治体・行政区に1つを目標に、関係者の協力を得たい。自治体キャラバンの要求を支持する議員を増やすことや、住民目線に立った自治体づくりが大切である。

介護保険料額と保険料段階数

(2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

- ○第6期(2015~2017年度)の愛知県内の保険料額平均(加重平均)は5,191円
- ○第5期(2012~2014年度)と比べ、423円の値上げとなった(値上げ率は8.9%)
- ○保険料の値下げは半田市のみ(1.9%)、据え置きは大口町のみ(1.9%)、 52市町村(96.3%)が値上げしている
- ○値上げ率は高い順で①40.2%(飛島村)、②37.2%(東栄町)、③29.5%(設楽町)
- ○平均(加重平均)の値上げ額は423円、値上げ率は8.9%
- ○国の基準段階は9段階だが、東栄町・豊根村を除く全市町村がこれを超えた段階を設定している
- ○最多は16段階で高浜市、最少は9段階で東栄町と豊根村
- ※第5期以前は前回のアンケート結果から転載
- ※豊川市の第2期保険料は合併前の保険料額
- ※西尾市の第2期~第3期の保険料は合併した1市3町の単純平均
- ※あま市の第2期~第4期の保険料は合併した3町の単純平均

7	5町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ~2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ~2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ~2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ~2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ~2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階
	知県平均	2, 946	3, 993	3, 941	4, 768	5, 191	423	8. 9%	_
1	名古屋市	3, 153	4, 398	4, 149	5, 440	5, 894	454	8.3%	14
2	豊橋市	2,650	3, 760	3, 960	4, 300	4,800	500	11.6%	11
3	岡崎市	2,900	3, 900	4, 100	4, 300	4,770	470	10.9%	14
4	一宮市	2,890	3,800	3, 859	5, 125	5, 200	75	1.5%	12
5	瀬戸市	3,005	4, 147	4, 188	4, 430	4, 945	515	11.6%	13
6	半田市	3, 567	4, 050	3, 945	4, 980	4, 930	-50	-1.0%	11
7	春日井市	2, 996	4, 087	4, 106	4, 649	5, 047	398	8.6%	11
8	豊川市	2,653	3, 616	3, 944	4, 590	5, 180	590	12.9%	11
9	津島市	3, 200	4, 540	4, 011	5, 181	5, 300	119	2.3%	14
10	碧南市	2,720	3, 300	3, 360	4, 500	4,600	100	2.2%	12
11	刈谷市	2,700	3, 700	3, 700	4, 440	4, 940	500	11.3%	13
12	豊田市	2, 885	3, 838	3, 838	4, 280	4,800	520	12.1%	10
13	安城市	2,700	3, 700	3, 700	4, 150	4,800	650	15. 7%	12
14	西尾市	2,650	3, 225	3, 700	4, 200	4,800	600	14. 3%	13
15	蒲郡市	2,675	3, 618	4, 086	4, 472	4, 900	428	9.6%	11
16	犬山市	2,850	3, 563	3, 296	3, 992	4, 558	566	14. 2%	11
17	常滑市	2,800	3, 200	4,000	4,800	4, 950	150	3. 1%	12
18	江南市	2, 924	3, 752	3, 778	4, 177	4, 945	768	18.4%	10
19	小牧市	2,897	3, 587	3, 587	3, 647	4, 163	516	14. 1%	11
20	稲沢市	2,657	3, 830	3, 855	4, 400	4,600	200	4. 5%	10
21	新城市	2, 496	3, 560	3, 560	4, 450	4, 950	500	11.2%	11
25	知立市	2,650	2, 950	3, 200	3,680	4, 250	570	15.5%	12
26	尾張旭市	3, 014	4, 190	4,005	4, 155	4,820	665	16.0%	11
27	高浜市	3, 388	4, 296	4, 400	5, 260	5, 480	220	4. 2%	16
28	岩倉市	2, 916	3, 785	3, 495	4, 100	4, 814	714	17.4%	11
29	豊明市	2, 750	4, 550	3, 845	4, 529	5, 475	946	20.9%	13
30	日進市	2,800	4, 580	3, 617	4, 370	5, 190	820	18.8%	12
31	田原市	2, 473	3, 540	3, 540	4, 216	4, 750	534	12.7%	11
32	愛西市	2,910	3, 850	3, 850	4, 350	4,800	450	10.3%	11

Ħ	市町村名	第2期 保険料額 (2003年度 ~2005年度)	第3期 保険料額 (2006年度 ~2008年度)	第4期 保険料額 (2009年度 ~2011年度)	第5期 保険料額 (2012年度 ~2014年度)	第6期 保険料額 (2015年度 ~2017年度)	値上げ額	値上げ率	段階
33	清須市	3, 071	3, 689	3, 942	4, 898	4, 984	86	1.8%	10
34	北名古屋市	3, 021	3, 824	3, 665	4, 316	4,650	334	7. 7%	10
35	弥富市	2,679	3, 500	3, 450	4, 550	4, 760	210	4.6%	12
36	みよし市	2,690	3, 680	3, 680	3, 680	4, 040	360	9.8%	10
37	あま市	2, 864	2, 356	3, 789	4, 300	4, 700	400	9.3%	12
38	長久手市	3, 183	4, 355	4,002	4, 283	5, 045	762	17.8%	10
39	東郷町	2, 931	4, 407	3, 808	3,846	4, 664	818	21.3%	11
40	豊山町	2, 516	3, 694	3, 899	4, 382	5, 300	918	20.9%	10
41	大口町	2, 941	3, 450	3, 450	3, 750	3, 750	0	0.0%	11
42	扶桑町	2, 726	3, 345	3, 454	3, 969	4, 381	412	10.4%	12
43	大治町	2,800	4,000	4,000	4, 500	4, 900	400	8.9%	12
44	蟹江町	2,700	3,000	3, 500	4, 750	5, 100	350	7.4%	11
45	飛島村	2,900	2,900	3, 301	4,650	6, 520	1,870	40.2%	12
46	阿久比町	2, 910	4, 380	3,650	4, 400	4, 780	380	8.6%	12
48	南知多町	2,650	3, 400	3, 400	4, 400	5, 100	700	15.9%	12
49	美浜町	2,600	3, 500	3,600	4,500	5, 100	600	13.3%	12
50	武豊町	3,000	3, 700	3, 980	4, 780	4,850	70	1.5%	12
51	幸田町	2,800	3, 200	3, 500	3,800	4, 100	300	7. 9%	11
52	設楽町	2,700	3, 400	3, 700	4, 400	5, 700	1,300	29.5%	11
53	東栄町	2, 700	3,800	4, 100	4, 300	5, 900	1,600	37. 2%	9
54	豊根村	2,700	3,600	3, 560	4,500	5, 300	800	17.8%	9
	知多北部広域連合	2, 990	3, 941	4, 030	4, 934	5, 073	139	2.8%	11
								第9段階	2

値下げ1第10段階8据え置き1第11段階21値上げ52第12段階15

第13段階4第14段階3第15段階0第16段階1

第6期保険料段階と倍率と所得金額 (2015年6月22日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

2 豊橋市 0.50 0.70 0.75 0.83 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 3 岡崎市 0.45 0.70 0.70 0.90 1.00 1.05 80万未満 1.10 120万未満 1.25 190万 4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.35 290万 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 10 1.20 120万未満 1.30 <td< th=""><th>基準 倍: (未満 1.5 (未満 1.7 (未満 1.5 (未満 1.7 (未満 1.6 (未満 1.7 (未満 1.7 (未満 1.7 (未満 1.7</th><th>0 290万未満 0 500万未満 0 290万未満 0 500万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満</th></td<>	基準 倍: (未満 1.5 (未満 1.7 (未満 1.5 (未満 1.7 (未満 1.6 (未満 1.7 (未満 1.7 (未満 1.7 (未満 1.7	0 290万未満 0 500万未満 0 290万未満 0 500万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満
世帯全員が住民税非課税 世帯課税・本人非課税 本人が住民税課税 1 名古屋市 0.40 0.65 0.75 0.85 1.00 1.05 80万未満 1.10 125万未満 1.25 200万 2 豊橋市 0.50 0.70 0.75 0.83 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 3 岡崎市 0.45 0.70 0.70 0.90 1.00 1.05 80万未満 1.10 120万未満 1.25 190万 4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.23 190万未満 1.35 290万 6 平田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.25 190万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.10 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.5 i未満 1.7 i未満 1.5 i未満 1.7 i未満 1.9 i未満 1.6 i未満 1.7 i未満 1.7	0 290万未満 0 500万未満 0 290万未満 0 290万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満
1 名古屋市 0.40 0.65 0.75 0.85 1.00 1.05 80万未満 1.10 125万未満 1.25 200万 2 豊橋市 0.50 0.70 0.75 0.83 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 3 岡崎市 0.45 0.70 0.70 0.90 1.00 1.05 80万未満 1.10 120万未満 1.25 190万 4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.25 190万未満 1.35 290万 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 90万 29万未満 1.20 120万未満	i未満 1.7 i未満 1.5 i未満 1.5 i未満 1.5 i未満 1.6 i未満 1.6 i未満 1.7	0 500万未満 0 290万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満 0 600万未満
2 豊橋市 0.50 0.70 0.75 0.83 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 3 岡崎市 0.45 0.70 0.70 0.90 1.00 1.05 80万未満 1.10 120万未満 1.25 190万未満 1.25 190万 4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 290万 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.25 190万未満 1.35 290万 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 29万未満 1.30 190万未満 1.60	i未満 1.7 i未満 1.5 i未満 1.5 i未満 1.5 i未満 1.6 i未満 1.6 i未満 1.7	0 500万未満 0 290万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満 0 600万未満
3 岡崎市 0.45 0.70 0.70 0.90 1.00 1.05 80万未満 1.10 120万未満 1.25 190万年 4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万年 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.23 190万未満 1.35 290万年 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万年 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万年 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万年 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万年 100 120万未満 1.30 190万未満 1.50 100万年 100 120 120万未満 1.30 190万未満 1.50 120万年 100万年 100 120 120万未満 1.30 190万未満 1.50 120万元 100 120 120万元 1.30 120万元 1.	i未満 1.5 i未満 1.7 i未満 1.9 i未満 1.6 i未満 1.7 i未満 1.7	0 290万未満 0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満 0 600万未満
4 一宮市 0.45 0.60 0.75 0.90 1.00 1.10 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万 5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.23 190万未満 1.35 290万 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i 未満 1.7 i 未満 1.5 i 未満 1.9 i 未満 1.6 i 未満 1.7 i 未満 1.7	0 500万未満 0 400万未満 0 600万未満 0 600万未満
5 瀬戸市 0.45 0.62 0.75 0.88 1.00 1.10 120万未満 1.23 190万未満 1.35 290万 6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.5 i未満 1.9 i未満 1.6 i未満 1.7 i未満 1.7	0 400万未満 0 600万未満 0 600万未満
6 半田市 0.40 0.69 0.75 0.83 1.00 1.15 125万未満 1.35 200万未満 1.65 400万 7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i 未満 1.9 i 未満 1.6 i 未満 1.7 i 未満 1.7	0 600万未満 600万未満
7 春日井市 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 400万 8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.6 i未満 1.7 i未満 1.7	0 600万未満
8 豊川市 0.45 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万 9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7 i未満 1.7	
9 津島市 0.45 0.57 0.60 0.70 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.60 290万 10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	1.7	
10 碧南市 0.40 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	未満 1.7	0 350万未満
	i未満 1.7	0 400万未満
	i未満 1.7	5 800万未満
13 安城市 0.40 0.60 0.65 0.80 1.00 1.10 125万未満 1.25 200万未満 1.50 300万		0 500万未満
	未満 1.6	
15 蒲郡市 0.50 0.65 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万		
16 犬山市 0.50 0.65 0.75 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万		
NATION OF THE STATE OF THE STAT	未満 1.7	
18 江南市 0.45 0.75 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万		0 500万未満
 	i未満 1.6	0 500万未満
20 稲沢市 0.50 0.65 0.75 0.90 1.00 1.15 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7	0 500万未満
21 新城市 0.50 0.65 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7	0 500万未満
	i未満 1.7	0 400万未満
26 尾張旭市 0.35 0.60 0.70 0.85 1.00 1.15 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万		0 400万未満
	i未満 1.4	0 200万未満
28 岩倉市 0.45 0.63 0.75 0.88 1.00 1.13 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万	i未満 1.6	5 500万未満
29 豊明市 0.40 0.65 0.70 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.40 290万	末満 1.5	0 340万未満
	末満 1.6	3 400万未満
31 田原市 0.50 0.70 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	未満 1.7	0 500万未満
32 愛西市 0.45 0.60 0.65 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	未満 1.6	0 500万未満
33 清須市 0.45 0.70 0.75 0.88 1.00 1.25 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	未満 1.6	0 400万未満
34 北名古屋市 0.45 0.65 0.75 0.83 1.00 1.25 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7	0 500万未満
35 弥富市 0.30 0.50 0.70 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7	0 500万未満
36 みよし市 0.35 0.65 0.75 0.85 1.00 1.10 125万未満 1.25 200万未満 1.50 500万	i未満 1.7	0 800万未満
37 あま市 0.45 0.65 0.75 0.80 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	i未満 1.7	0 400万未満
38 長久手市 0.40 0.65 0.75 0.88 1.00 1.15 125万未満 1.40 190万未満 1.60 300万	i未満 1.8	0 500万未満
39 東郷町 0.45 0.75 0.75 0.90 1.00 1.10 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	ī未満 1.7	0 400万未満
	i未満 1.6	
41 大口町 0.40 0.65 0.70 0.80 1.00 1.20 125万未満 1.25 190万未満 1.50 290万	末満 1.6	0 500万未満
	1.6	
43 大治町 0.50 0.70 0.75 0.85 1.00 1.20 120万未満 1.25 190万未満 1.50 290万	1.6	3 500万未満
	1.6	5 500万未満
	i未満 1.7	0 500万未満
46 阿久比町 0.45 0.75 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	1.7	0 400万未満
	1.7	0 400万未満
	1.7	0 400万未満
	1.7	
	1.5	5 400万未満
	1.7	_
	i未満 1.7	0 290万以上
54 豊根村 0.50 0.75 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	1.7	0 290万以上
知多北部広域連合 0.50 0.75 0.75 0.90 1.00 1.20 120万未満 1.30 190万未満 1.50 290万	1.7	0 400万未満

国の元才保険料段階の対象者及び所得其進け下記の通り

	国の小り体膜科技階の対象有及の所待基準は下記の通り
第1段階	生活保護世帯または世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯非課税で課税年金収
	入と合計所得金額が80万円以下
第2段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超~120万円以下
第3段階	世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が120万円超
第4段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下
第5段階	世帯課税で本人非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円超 ※基準段階

※名古屋市は「生保又は老齢福祉年金受給者」と「本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額が 80万円以下の方」の段階を分けているが、この表では合わせて1段階とした

角	第10段階	爭	911段階	爭	512段階	爭	513段階	爭	914段階	穿	915段階	爭	516段階		\neg
倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	倍率	所得基準	市町村名	.
	M113 = 1		W113 == 1		W13 = 1		(住民税課税		W113 == 1		M13 = 1		77113 = 1	1,011,111	
1.70	400万未満	1.90	540万未満	2 10	700万未満		1000万未満	2 50	1000万以上					名古屋市	Ι1
1.80	800万未満		800万以上	2.10	7007J7[7]MJ	2.00	1000777[7]	2.00	100077201					豊橋市	2
1.70	400万未満		600万未満	1 90	800万未満	1.95	1000万未満	2.00	1000万以上					岡崎市	3
1.80	700万未満		1000万未満		1000万以上	1.50	1000777[7]	2.00	1000772					一宮市	4
1.75	600万未満		800万未満	1.95	1000万太江	2.05	1000万以上							瀬戸市	5
2.00	1000万未満	2.20	1000万以上	1.50	1000777[7]	2.00	10007787							半田市	6
1.70	800万未満		800万以上											春日井市	7
1.80	750万未満		750万以上											豊川市	8
1.85	500万未満		650万未満	2 20	800万未満	2 25	1000万未満	2.30	1000万以上					津島市	9
1.80	700万未満		1000万未満		1000万以上	2.20	1000737[1]	2.00	10007720					碧南市	10
1.90	500万未満		700万未満	2.30	1000万未満	2.50	1000万以上							刈谷市	11
2.00	800万以上	2.10	7007J7[7]MJ	2.00	1000777/[[2.00	10007787							豊田市	12
1.70	700万未満	1 80	900万未満	1.90	900万以上									安城市	13
1.70	500万未満		800万未満		1000万未満	2.00	1000万以上							西尾市	14
1.80	750万未満		750万以上	1.00	. 555777[/[[]]	2.00	. 50071 55.			 				蒲郡市	15
	1000万未満		1000万以上											犬山市	16
1.80	600万未満		800万未満	2 00	800万以上									常滑市	17
1.80	500万米凋	1.30		2.00	000万以上									江南市	18
1.70	1000万未満	1.80	1000万以上											小牧市	19
1.75	500万以上	1.00	100077201											稲沢市	20
1.80	750万未満	1 00	750万以上											新城市	21
1.80	600万未満		1000万未満	2.00	1000万以上									知立市	25
1.75	600万未満	1.85	600万以上	2.00	1000万以上									尾張旭市	26
1.50	290万未満		350万未満	1.75	500万未満	1.80	600万未満	1.85	700万未満	1.95	850万未満	2 00	850万以上	高浜市	27
1.75	800万未満	1.85	800万以上	1.75	300万不间	1.00	ののソン大川	1.00	700万不凋	1.33	000万木峒	2.00	000万以工	岩倉市	28
1.60	500万未満		800万尽工	2 00	1000万未満	2.20	1000万以上							豊明市	29
1.75	700万未満	2.00	1000万未満		1000万米凋	2.20	1000万以上							日進市	30
1.80	800万未満	1.90	800万以上	2.20	1000万以上									田原市	31
1.75	800万未満		800万以上											<u> </u>	32
1.70	400万以上	1.00	000万以工											清須市	33
1.85	500万以上													北名古屋市	34
1.90	700万未満	2.00	1000万未満	2 10	1000万以上									<u>北石口屋巾</u> 弥富市	35
1.80	800万以上	2.00	1000757八両	2.10	1000万以上					-				みよし市	36
1.80	800万条工	1 00	1000万未満	2.00	1000万以上									あま市	37
2.00	500万米凋	1.90	1000万入高	2.00	1000万以上									長久手市	38
1.90	700万未満	2 00	700万以上							\vdash				東郷町	39
1.70	500万米凋	2.00	,0071以上							\vdash				<u>果奶啊</u> 豊山町	40
_	1000万永工	1.85	1000万以上							\vdash				豆田町 大口町	41
	500万未満		1000万	1 90	1000万以上					\vdash				扶桑町	42
	800万未満		1000万未満		1000万以上									大治町	43
_	1000万未満		1000万米凋	1.00	.55573757					 				<u> </u>	44
1.90	750万未満		1000万	2 30	1000万以上					\vdash				飛島村	45
1.80	600万未満		800万未満		800万以上					\vdash				阿久比町	46
1.80	600万未満		800万未満		800万以上					\vdash				南知多町	48
1.80	600万未満		800万未満		800万以上									美浜町	49
1.84	700万未満		1000万未満		1000万以上					\vdash				武豊町	50
1.80	600万未満		600万以上	2.00	.000/1					\vdash				<u> 武豆町</u> 幸田町	51
1.80	800万未満		800万以上							\vdash				<u>辛田町</u> 設楽町	52
1.00	のの万不両	1.30	ののカダエ							\vdash				東栄町	53
—										\vdash				豊根村	54
1.80	600万未満	1 00	600 E N E							 				豆 (区 个) 知多北部広域連合	_
1.00	000八个個	1.30	ののカダエ							l	l .			ハッル即仏以建口	ш

- ※第1段階は公費による軽減を含む自治体もある
- ※2017年度に低所得者段階のさらなる軽減を予定している自治体もあるがこの表では記載しない
- ※第1段階を低く設定しているのは、弥富市(0.3倍)、刈谷市・尾張旭市・みよし市(0.35倍)など
- ※段階を最も増やしているのは、高浜市(16段階)、段階が最も少ないのは東栄町・豊根村(9段階)
- ※最高倍率が高いのは名古屋市・刈谷市(2.5倍)、津島市・飛島村・武豊町(2.3倍)、日進市(2.25倍)、 半田市・豊明市(2.2倍)、瀬戸市(2.05倍)、岡崎市・一宮市・碧南市・豊田市・西尾市・常滑市・知立市・高浜市・ あま市・長久手市・東郷町・阿久比町・南知多町・美浜町(2.0倍)などがある

介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※減免実施市町村数は、24市町村。 実施市町村の割合は、44.4%。
- ※「3原則項目」欄の〇印は、介護保険利用者の立場に 立って、3原則を超えて実施している市町村。
- ※2014年度の減免実績は、3,710件、3,527万円。
- ※2014年度実績も「件数」欄を人数で回答している市町 村があると想定される。

【実施割合の推移】2000年5% → 2001年14%

- \rightarrow 2002年18% \rightarrow 2003年44% \rightarrow 2004年47% \rightarrow 2005年54% \rightarrow 2006年48%
- → 2007年56% → 2008年54% → 2009年53% → 2010年55% → 2011年57%
- → 2012年54% → 2013年54% → 2014年54% → 2015年44%

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を 指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目し た一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

			3	原則項	目		201	4年度実績
	市町村名	減免対象となる所得段階区分等	資産 制限 なし	全額免除	一般 会計	申請不要	件数	金額
	合計	減免実施市町村数:29	6	0	0	1	3,709	35,259,302
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	24	116,530
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	105	1,214,380
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	\circ	×	×	\circ	2,729	24,301,400
5	瀬戸市	特例第3、第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	14,940
8	豊川市	第1-4段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	51	294,678
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	0	0
10	碧南市	第1段階-第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	9	89,550
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	22	328,380
14	西尾市	第1-特例3段階(収入による制限あり)	×	×	×	X	13	200,520
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	X	99	806,244
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
19	小牧市	特例第3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	0	0
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第2・3段階(資産制限あり)	0	×	×	×	92	558,000
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	22,400
30	日進市	第1段階(生保は除く)	0	×	×	×	1	10,700
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	17	171,700
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	14	172,100
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	0	×	×	×	0	0
42	扶桑町	第1-4段階(生活保護基準以下)	0	×	×	X	0	0
44	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	466	6,412,440
46	阿久比町	第1・3段階(収入による制限あり)	X	×	×	×	0	0
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	X	×	×	×	2	21,220
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	X	×	×	×	63	524,120

後期高齢者医療における滞納者数等について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

中野内谷										差し押さえ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
会計 81,0604 12,362 1518 836 6.768 137 22,495,356 161,200 137 17,087,370 17,087,370 12 皇権市 258,797 3,279 1,278 315 9,618 57 15,493,039 27,1808 6 3,1818 1 5,913 5,913 2 691,500 4 一室市 37,269 329 0.888 42 12,778 8 559,000 69,875 7 847,500 7 847,500	١,	击町村夕	被保険者数	保険料法	滞納者数	短期保険 	証発行数		2014年度		20	013年度
2 豊田市 288.797 3.279 1.278 315 9.618 57 15,493,039 271,808 6 3.181,300 2 豊田市 42,187 685 1.628 61 8.918 1 5.913 5.913 5.913 2 691,500	'	מי ניד נשנון:										
2 登橋市 42,187 685 1.62% 61 8.91% 1 5.913 5.913 5.913 2 691,500 4 一宮市 45,436 424 0.93% 49 11,568 16 1,176,860 73,554 20 4,051,972 5 瀬戸市 16,757 541 3.23% 19 21,95% 7 291,296 41,614 6 718,600 73,554 20 4,051,972 7 65 7 61 1,368 10 1,000 10 1,322,900 32,230 3 148,600 8 6 7 7 6 7 7 6 7 7 7		合計	816,604	12,362	1.51%	836	6.76%	137	22,495,356	164,200	137	17,087,370
回解音 37,269 329 0.888 42 12.778 8 559,000 69,875 7 847,500 69,875 7 847,500 6 十田市 12,846 41 0.328 9 21,958 7 291,296 41,614 6 718,600 78,614 32,248 37,431 14,58 0 0.08 10 1,322,900 13,229 31,616 2968 0 0 0 0 0 0 78,614 32,743 11,458 0 0.008 10 1,322,900 13,229 31,829 31,829 31,848 0 0.08 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1		258,797			315		57	15,493,039	271,808		3,181,300
4 一合市 45.436 424 0.93% 49 11.66% 16 1.176,860 73.554 20 4.051,972												691,500
5 瀬戸市 16,757 541 3.23% 16 2.96% 0	_								,			
6 半用市 12,846 41 0.32% 9 21.95% 7 291.296 41.614 6 718.600 8 部川市 21,299 179 0.84% 38 21.23% 4 295.000 73,750 7 4,239,400 1 21,229 179 0.84% 38 21.23% 4 295.000 73,750 7 4,239,400 1 2 整節市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 2 整田市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 2 2 整田市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 2 整田市 13,7427 388 1.04% 86 22.16% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 2 2 2 2 2 2 2									, ,	· ·		4,051,972
Regular												0
8 野川市 21,299 179 0.84% 38 21,23% 4 295,000 73,750 7 4,239,400 9 津島市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-											
9 津島市 8.043 135 1.68% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 1 1 28 南市 8.068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 刈谷市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 刈谷市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 豊田市 16,402 83 0.51% 36 43.37% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 4 延尾市 16,402 83 0.51% 36 43.37% 0 0 0 0 0 0 0 0 1 4 延尾市 19,485 38 0.20% 15 39.47% 4 1.257.500 314,375 3 54.890 16 次山市 9,355 82 0.88% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 1 7 溶潜市 7,431 24 0.32% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 4 419.300 17 溶潜市 7,431 24 0.32% 0 0.00% 0 0 0 0 1 4 419.300 18 江南市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 419.300 18 江南市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 419.300 18 江南市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 1 7 7 次市 14,603 128 0.88% 16 12.50% 9 1,054,200 117,133 67 930,500 20 稲沢市 15,881 112 0.71% 7 6.25% 21 1,039,648 49,507 13 717.821 新城市 8,443 84 0.99% 2 2.38% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 東海市 10,904 41 0.38% 3 7.32% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 4 知多市 9,323 30 0.32% 5 16,67% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_								, ,			
10 割南市												4,239,400
11 知谷市	-											0
12 雲田市	-											
13 安城市	_											ŭ
14 西尾市	_											0
15	-											54,800
16 大山市												0
17 常滑市	_					1		0	0			0
19 小牧市	-			24		0	0.00%	0	0	0	1	419,300
15.881	18		12,069	138	1.14%	0	0.00%	0	0	0	0	0
野城市	19	小牧市	14,603	128	0.88%	16	12.50%	9	1,054,200	117,133	67	930,500
東海市				112				21	1,039,648	49,507	13	717,821
大府市												0
24 知多市 9,323 30 0.32% 5 16.67% 0	_											0
25 知立市 6,261 57 0.91% 2 3.51% 0	_											0
26 尾張旭市 8,862 63 0.71% 5 7.94% 0 <td>_</td> <td></td>	_											
27 高浜市 4,452 88 1.98% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0												ŭ
接触性 1.00mm 1.	-											
29 豊明市 7,489 44 0.59% 8 18.18% 0 0 <td></td>												
30 日進市 7,640 188 2.46% 3 1.60% 0 0 0 0 0 0 0 0 0												<u> </u>
田原市	_											
32 愛西市	-											
33 清須市	-										_	
34 北名古屋市 8,380 132 1.58% 0 0.00% 0 </td <td></td> <td>0</td>												0
35 弥富市	_											0
36 みよし市 4,103 25 0.61% 4 16.00% 0 0 0 0 0 0 0 37 あま市 9,480 123 1.30% 17 13.82% 0 0 0 0 2 1,086,077 38 長久手市 3,636 18 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												0
38 長久手市 3,636 18 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 39 東郷町 3,774 66 1.75% 1 1.52% 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-							0			0	0
39 東郷町 3,774 66 1.75% 1 1.52% 0 0 0 0 0 40 豊山町 1,374 13 0.95% 0 0.00% 0 0 0 0 0 41 大口町 2,256 10 0.44% 0 0.00% 0 0 0 0 0 42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37	あま市	9,480	123	1.30%	17	13.82%	0	0	0	2	1,086,077
40 豊山町 1,374 13 0.95% 0 0.00% 0	38		3,636	18	0.50%	0	0.00%	0	0		0	0
41 大口町 2,256 10 0.44% 0 0.00% 0 0 0 0 0 42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0<	-											0
42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></t<>												0
43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 0 51 幸田町	_											0
44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% </td <td>-</td> <td></td> <td>0</td>	-											0
45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0											-	0
46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	_											0
47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0	-											
48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 555.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	_											_
49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-											
50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0												
51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-											
52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-											
53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0												
												0
	-											0

介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※大口町が新たに実施した。
- ※減免実施市町村数は21で、実施市町村の割合は38.9%
- ※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある
- ※2014年度の減免実績は、7,581件、8,240万円。
- 【実施割合の推移】2000年8% $\rightarrow 2001$ 年15% $\rightarrow 2002$ 年25% $\rightarrow 2003$ 年32%
- → $2004 \pm 36\%$ → $2005 \pm 35\%$ → $2006 \pm 37\%$ → $2007 \pm 40\%$ → $2008 \pm 41\%$ → $2009 \pm 40\%$ → $2010 \pm 44\%$ → $2011 \pm 41\%$ → $2012 \pm 39\%$ → $2013 \pm 39\%$
- → 2014年39% → 2015年39%

				減免	,内容		一般		2014	1年度実績
i†.	ī町村名	対象者	預金や 不動産 の制限 なし		居宅サー ビス利用 料の助成 割合		会計からの繰入	給付 方法	件数	金額(円)
	合計	減免実施市町村数:21	9		_	_	16	_	7,581	82,406,333
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基 ス費」限度額との差額を助成する	準額を記 実質的	设定し、「 な利用料	高額介護 減免	を サービ	0	償還	1,038	35,499,399
3	岡崎市	第1-2段階(収入による制限あり)	×		1/2	_	0	償還	37	252,898
6	半田市	住民税非課税世帯	\circ		1/2	_	\circ	償還	61	2,638,849
10	岩削巾	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×		1/2	1/2	0	償還	3	210,749
11	刈谷市	住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	×	_	1/2		0	償還	215	878,487
12	豊田市	住民税非課税世帯	0	_	1/5	_	0	償還	999	1,840,008
13		住民税非課税世帯等(生保世 帯除く)	×	_	1/2	_	0	償還	89	528,581
14	西尾市	第1段階	0		1/2		0	償還	841	6,578,217
14	日尾巾	第2・3段階の要介護3~5			1/5	_		貝坯	041	0,010,211
18	江南市	所得税非課税世帯	0	5%		_	0	現物	3,598	9,979,540
_	VHSAUPID	第1-3段階(収入による制限あり)	×		3/4	3/4	×	償還 (特別	35	3,009,920
		第3段階(収入による制限あり)	^		1/2	1/2	,	会計)	50	0,000,020
25	知立市	住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	0	_	1/2		0	償還	1	3,584
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	\circ		1/2	1/2	0	償還	0	0
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	\circ	5%		_	\circ	償還	0	0
35	弥富市	生活保護基準以下	0	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
41	大口町	非課税世帯のデイサービス食事代支援	0				0	現物	0	0
46	阿久比町	住民税非課税世帯	×	3%			0	償還 ※	527	1,590,399
		住民税非課税世帯	×		1/2			償還		
50	武豊町	介護老人福祉施設の入所者 (収入による制限あり)	×			1/2	0	現物		18,913,738
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	_	1/2	_	0	償還	137	481,964

特別養護老人ホームの待機者数

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は2014年20,857人であったが、2015年17,277人となっている。 ※名寄せでの正確な数字を出した自治体があるほか、入所基準が要介護3以上に限定されたことが反映している。

※いずれにせよ、特別養護老人ホームの増設が求められている。

Ħ	市町村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	年月現在
	合計	22,041	20,857	17,277	_
1	名古屋市	6,554	6,236	5,336	15/4
2	豊橋市	785	795	799	14/8
3	岡崎市	1,998	2,112	集計中	15/5
4	一宮市	591	539	539	14/4
5	瀬戸市	144	183	183	14/3
6	半田市	654	595	597	15/7
7	春日井市	377	529	1,060	15/3
8	豊川市	111	373	373	14/4
9	津島市	991	980	725	15/3
10	碧南市	51	92	92	14/4
11	刈谷市	178	198	82	15/8
12	豊田市	908	876	788	15/3
13	安城市	118	128	113	15/4
14	西尾市	1,861	415	415	14/4
15	蒲郡市	520	581	325	15/6
16	犬山市	195	208	220	14/4
17	常滑市	不明			
18	江南市	247	744	761	15/6
19	小牧市	272	250	150	15/8
20	稲沢市	578	373	232	14/4
21	新城市	342	200		
22	東海市	228	242	212	15/4
23	大府市	178	186	184	15/4
24	知多市	138	137	137	15/4
25	知立市	134	102	102	14/4
26	尾張旭市	60	41	41	14/4
27	高浜市	128	153	164	15/8

Ħ	 市时村名	2013年 9月1日 調査	2014年 9月1日 調査	2015年 9月1日 調査	年月現在
28	岩倉市	321	197	94	
29	豊明市	91	90	90	14/4
30	日進市	38	36	37	14/8
31	田原市	403	171	171	14/8
32	愛西市	218	491	415	15/8
33	清須市	186	200	184	15/4
34	北名古屋市	150	146	137	15/4
35	弥富市	316	210	374	15/8
36	みよし市	115	108	97	15/8
37	あま市	110	101	101	14/4
38	東郷町	302	251	40	14/7
39	長久手市	270	380	354	15/7
40	豊山町	不明	6	26	15/9
41	大口町	31	29	22	15/8
42	扶桑町	64	94	79	15/8
43	大治町	17	12	12	14/4
44	蟹江町	179	102	85	15/6
45	飛島村	27	33	22	15/9
46	阿久比町	34	28	28	14/4
47	東浦町	145	159	150	15/4
48	南知多町	85	129	568	15/3
49	美浜町	31	69	69	14/4
50	武豊町	260	299	187	15/7
51	幸田町	89	87	87	14/4
52	設楽町	77	24	111	15/9
53	東栄町	123	121	94	15/9
54	豊根村	18	16	13	15/9

地域包括支援センターの状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※田原市が1カ所増やした。 ※東海市・大府市・東浦町が各1カ所減らした。

市町村名	
1 名古屋市 29 0 29 280 126 2	非正規職員
2 豊橋市 18 0 18 79 71 3 岡崎市 14 0 14 71 56 4 一宮市 7 0 7 49 45 5 瀬戸市 7 0 7 24 21 6 半田市 1 0 1 11 9 7 春日井市 10 0 10 57 53 8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲都市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常清市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常清市 1 1 0 31 5 17 常清市 1	387
3 岡崎市	154
4 一宮市 7 0 7 49 45 5 瀬戸市 7 0 7 24 21 6 半田市 1 0 1 11 9 7 春日井市 10 0 10 57 53 8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲都市 4 0 4 23 16 16 犬山市 1 1 0 31 15 17 常市 1 1 0 31 15 17 常瀬市	8
5 瀬戸市 7 0 7 24 21 6 半田市 1 0 1 11 9 7 春日井市 10 0 10 57 53 8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 4 西尾市 7 0 7 36 28 15 藩都市 4 0 4 23 16 16 犬山市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 1 0 3 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 1 0 4 25 20 20 稲沢市 4 0 4 25 20	15
6 半田市 1 0 1 11 9 7 春日井市 10 0 10 57 53 8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲郡市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常港市 1 1 0 31 5 17 常港市 1 1 0 31 5 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 20	4
7 春日井市 10 0 10 57 53 8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 4 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲郡市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 1 0 9 6 18 江南市 3 0 3 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 4 0 4 25 20 21 東海市 4 0 4 39 35	3
8 豊川市 4 0 4 33 23 9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲郡市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 0 3 15 15 17 常滑市 1 0 3 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 6 0 6 20 19 21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 7 3 25 知立市 1 0 1 1 4 29 豊朋市 2	2
9 津島市 3 0 3 13 9 10 碧南市 2 1 1 19 12 11 刈谷市 4 0 4 22 19 12 豊田市 25 0 25 90 81 13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲郡市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 1 0 31 5 18 江南市 3 0 3 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 6 0 6 20 19 21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 7 3	$\frac{4}{10}$
10	4
11 刈谷市 4	7
12 豊田市 25	3
13 安城市 2 0 2 14 14 西尾市 7 0 7 36 28 15 蒲郡市 4 0 4 23 16 16 大山市 1 1 0 31 5 17 常滑市 1 1 0 9 6 18 江南市 3 0 3 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 6 0 6 20 19 21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 7 3 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 0 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 16 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 15 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5 10 31 16 17 18 10 10 19 5 10 10 10 10 10 10 10	9
14 西尾市	11
15	8
16 大山市	7
17 常滑市	26
18 江南市 3 0 3 15 15 15 19 小牧市 4 0 4 25 20 20 19 20 稲沢市 6 0 6 20 19 21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 17 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 0 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 15 13 33 清須市 1 0 1 15 5 5 5 5 5 5 5	3
19 小牧市 4 0 4 25 20 20 稲沢市 6 0 6 20 19 21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 3 16 12 30 日進市 3 0 3 14 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 1 3 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	0
21 新城市 1 0 1 7 3 22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 2 30 日進市 3 16 12 31 田原市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 1 1 1 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 1 5 5 36 みよし市 1 0 9 5	5
22 東海市 4 0 4 39 35 23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 2 30 日進市 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 1 1 1 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	1
23 大府市 4 0 4 39 35 24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 30 日進市 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	4
24 知多市 1 0 1 12 10 25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 30 日進市 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	4
25 知立市 1 0 1 7 3 26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	4
26 尾張旭市 1 0 1 16 8 27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 2 30 日進市 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	2
27 高浜市 1 1 0 12 10 28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 0 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	4
28 岩倉市 1 0 1 11 4 29 豊明市 2 0 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	8 2
29 豊明市 2 0 2 30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	<u>2</u> 7
30 日進市 3 0 3 16 12 31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	
31 田原市 3 0 3 14 12 32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	4
32 愛西市 2 1 1 15 13 33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	2
33 清須市 1 0 1 13 6 34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	2
34 北名古屋市 1 1 0 12 5 35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 0 9 5	7
35 弥富市 1 0 1 5.5 5.5 36 みよし市 1 1 0 9 5	7
36 みよし市 1 1 0 9 5	0
[37] あま市 [1 1 0 13 8 1	4
	5
38 長久手市 2 0 2 11 8	3
39 東郷町 1 0 1 8 3	5
40 豊山町 1 1 0 3 2	1
41 大口町 1 0 1 7 4 40 サラップ 4 4 4	3
42 扶桑町 1 0 1 6 4	2
43 大治町 1 0 1 3 3	0
44 蟹江町 2 0 2 6 6 45 蒸息材 1 1 0 2 2	1
45 飛島村 1 1 0 3 3 46 阿久比町 1 1 0 4 3	0
46 阿久比町 1 1 0 4 3 47 東浦町 4 0 4 50 42	8
47 東州町 4 0 4 50 42 48 南知多町 1 1 0 7 4	3
49 美浜町 1 0 1 4 4	0
50 武豊町 1 0 1 14 6	8
51 幸田町 1 0 1 5 4	1
51 平田八 52 設楽町 1 0 1 5 5 5	0
53 東栄町	1
54 豊根村 1 0 1 2 2	0

住宅改修・福祉用具・高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施状況 (2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※住宅改修の受領委任払い制度は、新たにみよし市が実施し、43市町村(79.6%)となった。実績は 昨年より206件増加し、16,456件となった。
- ※福祉用具の受領委任払い制度は、35市町村(64.8%)。実績は昨年よりも222件増加し、12,129件となった。
- ※高額介護サービス費の受領委任払いをしているのは豊田市のみ
- ※ゴチックは新たに実施した市町村

《住宅改修》

【実施割合】2005年29% → 2006年33% → 2007年52% → 2008年59% → 2009年67% → 2010年 70% → 2011年76% → 2012年76% → 2013年78% → 2014年80%

【実施数】2005年6,253 \rightarrow 2006年6,404 \rightarrow 2007年6,380 \rightarrow 2008年7,728 \rightarrow 2009年9,885 \rightarrow 2010年11,971 \rightarrow 2011年13,432 \rightarrow 2012年14,797 \rightarrow 2013年16,248 \rightarrow 2014年16,456 《福祉用具》

【実施割合】2006年 $22\% \rightarrow 2007$ 年 $27\% \rightarrow 2008$ 年 $41\% \rightarrow 2009$ 年 $44\% \rightarrow 2010$ 年 $51\% \rightarrow 2011$ 年 $56\% \rightarrow 2012$ 年 $61\% \rightarrow 2013$ 年 $61\% \rightarrow 2014$ 年65%

【実施数】2005年 $549 \rightarrow 2006$ 年 $1,374 \rightarrow 2007$ 年 $4,225 \rightarrow 2008$ 年 $6,589 \rightarrow 2009$ 年 $11,505 \rightarrow 2010$ 年 $13,333 \rightarrow 2011$ 年 $10,010 \rightarrow 2012$ 年 $11,252 \rightarrow 2013$ 年 $11,907 \rightarrow 2014$ 年12,129《高額介護サービス費》

【実施割合】2012年2% → 2013年2% → 2014年2%

【実施数】2012年 $47 \rightarrow 2013$ 年 $14 \rightarrow 2014$ 年0

※○: 実施している、△: 検討中の市町村、×: 実施予定なし

			住宅	改修			福祉	:用具		高	額介護	サービス	く費
╽	5町村名	実施		実績		実施		実績		実施		実績	
	телтігі	状況	2012 年度	2013 年度	2014 年度	状況	2012 年度	2013 年度	2014 年度	状況	2012 年度	2013 年度	2014 年度
	合計	43	14,797	16,248	16,456	35	11,252	11,907	12,129	1	47	14	0
1	名古屋市	\bigcirc	6,038	6,695	6,535	X				X			
2	豊橋市	\triangle				\triangle				X			
3	岡崎市	\bigcirc	791	830	814	\bigcirc	915	1,002	971	X			_
4	一宮市	\circ	1,090	1,548	1,263	\bigcirc	1,409	1,768	1,465	X			_
5	瀬戸市	\circ	358	382	411	\circ	486	564	525	X			
6	半田市	\circ	333	358	339	\circ	397	359	332	X			
7	春日井市	\circ	423	440	931	\circ	505	521	1,137	X	_		
8	豊川市	\triangle				\triangle				X			
9	津島市	\circ	213	191	162	\circ	288	232	203	X			
10	碧南市	\circ	128	139	179	\circ	315	265	311	X			
11	刈谷市	\circ	264	382	399	\circ	161	417	388	X			
12	豊田市	\circ	497	541	542	\circ	1,493	1,556	1,456	\circ	47	14	0
13	安城市	\circ	396	443	445	\circ	573	567	505	X			
14	西尾市	\circ	428	486	436	\circ	586	612	577	X			
15	蒲郡市	\circ	0	1	0	X				X			
16	犬山市	\circ	198	226	219	X				X			
17	常滑市	\circ	165	168	156	\circ	224	250	207	X			
18	江南市	\circ	291	256	268	\circ	330	334	320	X			
19	小牧市	\circ	149	165	193	×		_	_	×	_	_	_
20	稲沢市	0	377	379	385	0	396	457	442	X	_	_	_
21	新城市	X	_	_	_	×		_	_	X	_	_	_
22	東海市	\circ	232	263	266	\circ	405	395	375	X	_	_	_
23	大府市	\circ	171	163	187	\circ	297	310	319	X	_	_	_
24	知多市	\bigcirc	188	281	252	\bigcirc	323	402	356	X	_	_	_

			住宅	改修			福祉	.用具		高	額介護	サービス	く費
l _≠	5町村名	実施		実績		実施		実績		実施		実績	
''	1 H 1 1 1 10	关 状況	2012	2013	2014	大 状況	2012	2013	2014	· 夫他 状況	2012	2013	2014
	1		年度	年度	年度	,,,,,	年度	年度	年度		年度	年度	年度
25	知立市	0	150	157	167	0	174	187	198	X			
26	尾張旭市	0	162		166	0	154		165	X			
27	高浜市	0	86	74	95	\circ	122	134	177	X			
28	岩倉市	\circ	118	128	128	\circ	127	153	150	X			
29	豊明市	\circ	111	135	133	\circ	—		109	X			
30	日進市	\circ	193		182	\circ	204		166	X		_	
31	田原市	X		_		X	_			X			
32	愛西市	\bigcirc	194	199	230	\bigcirc	211	210	218	X			
33	清須市	\bigcirc	113	144	150	\bigcirc	135	185	180	X			
34	北名古屋市	\circ	205	175		\circ	248	199		X			
35	弥富市	\bigcirc	133	125	99	\bigcirc	143	150	131	X			
36	みよし市	\bigcirc			27	X	_			X			
37	あま市	X				X				X			
38	東郷町	\circ	85	135	127	\circ	84	97	146	X	_		
39	長久手市	0		16	63	\circ		6	54	X			
40	豊山町	0	8	22	21	0	23	21	24	X			
41	大口町	\circ	32		36	X			_	X			
42	扶桑町	0	102	119	80	\circ	99	113	98	X			
43	大治町	X				X				X			
44	蟹江町	X				X			_	X			
45	飛島村	\circ	0		0	\circ	0		0	X			
46	阿久比町	X				X				X			
47	東浦町	\bigcirc	136	273	124	\bigcirc	210	225	207	X			
48	南知多町	\triangle	_	_		\triangle	_		_	X	_		
49	美浜町	X				X	—	—	_	X			
50	武豊町	\circ	123	133	117	\circ	136	137	123	X			
51	幸田町	\circ	80	58	81	\circ	79	79	94	X	_		
52	設楽町	\circ	12		18	×	_	_	_	X	_	_	_
53	東栄町	0	24	18	30	X	_	_	_	X	_	_	_
54	豊根村	×	_	_	_	×	_	_	_	×	_	_	_

住宅改修の独自助成制度実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※両方助成は、岡崎市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、岩倉市、清須市、北名古屋市、大口町、武豊町※「助成制度」欄は次の通り ⑥:両方実施、○:片方実施、△:検討中、×:なし

		마 ct		介護保険に上乗	世		介護保険利用者以外への	の助成制度	
F	市町村名	助成 制度	上乗せ	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2014年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2014年度)
	合計	13	24	_	2,033	21	_	_	246
1	名古屋市	X	X			X			
2	豊橋市	\circ	\circ	10万円	354	X			
3	岡崎市	0	0	20万円	216	0	介護保険給付を除く、下肢・体 幹・視覚障害1~3級の者	20万円	13
4	一宮市	0				0	要支援・要介護に該当しない70 歳以上の高齢者世帯に対し、転 倒要因となる個所の改修費の9 割を助成(1世帯上限54,000円)	507,427円	11
5	瀬戸市	X	X			X			
6	半田市	©	0	対象者及び要件を 満たす者のうち、非 課税世帯のみ27 万円から介護保険 で給付される額を 差し引いた残りの 額を助成	0	0	身体障がい者の下肢、体幹、視 覚1~3級、リフォームヘルパー が必要と認めた改修に限る	課税世帯18万円、非課税世帯27万円	2
7	春日井市	X	X			X			
8	豊川市	X	X			X			
9	津島市	検討中	X	士町牡豆铅细铅 井		X			
10	碧南市	0	0	市町村民税課税世帯上限9万円、課税世帯上限27万円	26	0			
11	刈谷市	0	0	18万円	219	0	市民税が非課税の65歳以上の 高齢者のみ世帯に属する要支 援・要介護認定を受けていない 高齢者	9万円	4
12	豊田市	\circ	\circ	上限40万円	517	X			
13	安城市	0	0	10万円を限度	128	0	①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(ともに所得税非課税)	10万円を限 度	39
14	西尾市	0	0	介護保険の残額の 2分の1の枠を上限 に、最大9万円	137	×			
15	蒲郡市	X	X	(() () () ()		X			
16	犬山市	0	×			0	①市民税非課税世帯 ②介護保険申請の結果非該当の判定を受けた65歳以上の高齢者 ③居住する住宅での日常生活に支障のある方 ④「①~③」すべてに該当する方	10万円程度	7
17	常滑市	X	X			X			
18	江南市	0	0	介護保険適用を超 えた経費の9割を 助成(限度額12万 円)	25	0	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中 心者の前年所得額が非課税の 方	経費の9割 (限度額12 万円)	5
19	小牧市	0	0	9万円	2	0	65歳以上の虚弱な高齢者で あって、生計を一にする世帯全 員の市民税が非課税の方		4
20	稲沢市	X	X			X			
21	新城市	0	×			0	耐震改修工事を行い、かつ高齢 者等と同居する世帯の者	20万円を上 限	3
22	東海市	0	0	10万円又は40万円	84	X			
23	大府市	0	0	市民税非課税世帯 40万円、市民税課 税世帯10万円	45	×			

		助成		 介護保険に上乗	 世		介護保険利用者以外への	D助成制度	
Ī	市町村名	制度	上乗せ	(上限)	利用者実数(2014年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2014年度)
24	知多市	0	0	市民税非課税世帯40 万円以内、市民税課 税世帯10万円以内	64	×			
25	知立市	0	0	市民税課税世帯10 万円、非課税世帯 15万円	49	×			
26	尾張旭市	X	×	, , , ,		×			
27	高浜市	0				0	自立の者および要支援・要介護 認定者	10万円(重度 の要介護者 は30万円)	100
28	岩倉市	0	0	50万円	0	0	介護保険認定非該当の人も同条件	50万円	0
29	豊明市	0	0	限度額10万円(非回税世帯のみ)	11	×			
30	日進市	0	\circ	改修費20万円に対し 9割(18万円)が上限 額	34	×			
31	田原市	\circ	×			0	65歳以上。居室、浴室、トイレ等 の改修(取替え、段差等解消)	20万円	
32	愛西市	X	X			X	少以形(双音A、汉左寺府伯)		
33	清須市	0	0	低所得世帯の方に 事業費から20万円 を控除した上限60 万円の1/2助成	3	0	65歳以上の本人及びその属する世帯の生計中心者が所得税を 課せられていないこと	上限60万円 の1/2	0
	北名古屋市	0	0	3,579,000円	37	0	身体障害者手帳1~3級の下肢 等 洗面所取替え等	15万円	1
35	弥富市	X	×	四 座 類 20 下 四 / 社		×			
36 37	みよし市 あま市	O ×	×	限度額30万円(対 象額の1/5補助)		×			
38		0	×			0	 満65歳以上で市民税非課税世帯の	上限30万円	5
39			×			0	方 担党赔字类		0
40	東郷町 豊山町	×		補助率2分の1。課 税世帯10万円、非	2		視覚障害者	15万円	U
41	大口町	©	0	課税世帯30万円 工事費50万円の1 /2	6	0	①認定を受けていない70歳以上の方が転倒予防のため、手すりの設置、予入裕補助用具を購入する場合、費用額10万円を限度とし1/2を助成。27年4月からは9割助成(介護保険2割負担の方は8割助成)。②視覚障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由または脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障がい者手帳の交付を受けておりそれぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者。特定疾患医療受給者票の保持者。	①5万円 ② 50 万円 対象経費の 2分の1(対 象経費は最 大100万円 まで)。1回 が限度	8
42	扶桑町	0	×			0	運動機能の低下により二次予防事業の対象者と認定された者の内、町 民税が16万円以下の世帯の方		1
43	大治町	X	X			X			
44 45	<u>蟹江町</u> 飛島村	×	×			X			
46	阿久比町	×	X			X			
47	東浦町	0	\cap	非課税40万円 課	47	X			
48		×	×	税10万		×			
49	美浜町	X	X			X			
50		0	0	対象経費の1/2補 助 30万円を限度	27	0	65歳以上の要援護者。	対象経費の 1/2補助(30 万円を限度)	43
51	幸田町	0	×			0	体幹機能障害及び運動機能障 害3級以上 視覚障害2級以上	20万円	0
52	設楽町	X							
53 54	東栄町 豊根村	×	×			×			

介護認定者の障害者控除の認定について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計36市町村(66.7%)となっている。 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが20市町(37.0%)、申請書を送付したのが13市町村(24.1%)、合わせて33市町村(61.1%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村では、認定書の発行が多い。

※認定書を毎年発行しているのは昨年同様47市町村(87.0%)である。

(発行枚数推移) 2003年: 5,848枚 \rightarrow 2004年: 5,114枚 \rightarrow 2005年: 7,155枚 \rightarrow 2006年:10,466枚 \rightarrow 2007年:13,171枚 \rightarrow 2008年:18,544枚 \rightarrow 2009年:22,712枚 \rightarrow 2010年:29,955枚 \rightarrow 2011年:32,736枚 \rightarrow 2012年:34,778枚 \rightarrow 2013年:42,322枚 \rightarrow 2014年:45,136枚

\vdash													
				≘का	認		書発 ≩件			韧点		者控除の 申請書の過	¥ (. †
ī	市町村名	認定書 2013年 発行数	認定書 2014年 発行数	認定書の毎年発行	要支援2以上	0 要介護1以上	医師の証	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)	要介護者に認定書送付	『要介護者に申請書送付	明送付数を記定書・申請書の	送付しない
	合計	42, 322	45, 136	47	8	28	1	40	_	20	13	51, 813	21
1	名古屋市	1, 251	1, 123					\bigcirc	又は職員の聞き取りによる状況 確認				\circ
2		743	765	(\bigcirc			\bigcirc	1,702	(
3		202	190					\circ				5 0.44	\circ
4	一宮市	6, 726	7, 248	\bigcirc		\circ			0よ日以上 ウナナルベロ 労事が	\bigcirc		7, 041	
5	瀬戸市	4, 114	2, 439					0	6カ月以上寝たきりで日常生活に支障がある方、及び知的障害者・身体障害者と同程度の障害のある方			2, 437	
6	半田市	296	265	\bigcirc				\circ					0
7	春日井市	7, 396	7, 678	0		0		0	要介護1以上かつ障害高齢者 自立度・認知症高齢者自立度 が一定の基準を満たす方	0		7, 517	
8	豊川市	1, 176	1, 127	\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc			\bigcirc	5, 306	
9	津島市	874	709	0		0		0	要介護1以上かつ障害高齢者 自立度J1以上または認知症高 齢者自立度 I 以上		\circ	1, 964	
10	碧南市	202	215	\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc					\bigcirc
11	刈谷市	430	399	\circ		\circ		\circ	要介護1以上で、申請があれば 状況を確認後原則発行。		0	297	
	豊田市	190	201			0		0	要介護1以上で、認知症高齢者 自立度Ⅱa以上または障害高齢 者自立度A1以上				0
13	安城市	231	256	\bigcirc		\circ							\circ
	西尾市	419	434	0				0	要介護認定区分、認知症高齢 者自立度及び障害高齢者自立 度により判断		0	1, 537	
	蒲郡市	149	101					0					\circ
	犬山市	512	2, 157			\circ		0	2014年度から認定書を自動送付	\bigcirc		2, 115	
	常滑市	115	110					\bigcirc				0.500	\circ
	江南市 小牧市	2, 199 1, 332	2, 595 1, 430		0	\circ		0	■ 要介護1以上で認定調査票及び主治医の意見書で判断	0		2, 580 1, 413	
20	稲沢市	1, 358	1, 305	\circ		\circ			の主行医の息見者で判断 要介護1以上が6カ月以上継続 しているなど	\circ		1, 263	
21	新城市	96	105	0		0		0	0 1 0 6 0				\bigcirc
	東海市	196				Õ		Ó					Ŏ

				認	認		書発 €件			認力		子 君控除の 申請書の途	关付
	 市町村名	認定書 2013年 発行数	認定書 2014年 発行数	定書の毎年発行	要支援2以上	要介護1以上	医師	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)	要介護者に認定書送付	『要介護者に申請書送付	送付数にま・申請書の	送付しない
23	大府市	198	236	\bigcirc		\circ			No.				\circ
24	知多市	283	363	\circ		0			普通障害者は要介護1以上、特別障害者は要介護3以上で日常生活自立度B1~C2又はIV~M				0
	知立市	1, 367	1,448	\bigcirc		\bigcirc				\bigcirc		1, 448	
26	尾張旭市	321	297	\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc			\bigcirc	1,930	
	高浜市	135	114	\bigcirc				\bigcirc			\bigcirc	252	
	岩倉市	1, 107	1,519	\bigcirc	\bigcirc			\circ		\bigcirc		1, 519	
29	豊明市	399	481	\bigcirc		\circ		\circ			\bigcirc	1, 911	
	日進市	551	554		0			0	要支援2以上かつ障害者高齢 自立度A以上または認知症高 齢者自立度Ⅱa以上			554	
	田原市	51	63	\bigcirc				\bigcirc					
	愛西市	634	773	\bigcirc		\bigcirc							\bigcirc
	清須市	289	304	\bigcirc		\bigcirc							\bigcirc
	北名古屋市	138	166	\bigcirc		\circ							\circ
	弥富市	493	938		\bigcirc			\circ	要支援1以上で自立度により判断	\bigcirc		905	
36	みよし市	208	258	\circ				\circ			\bigcirc	886	
	あま市	677	728	0		0			要介護1以上を対象。認定書は 窓口で即日交付	0	0	1, 728	
	長久手市	388	671	\bigcirc	\bigcirc			\bigcirc	2014年度から認定書を自動送付	0		657	
	東郷町	751	784	\bigcirc	\circ	(\circ		0		777	
40	豊山町	217	230	\bigcirc		\circ				\bigcirc		230	
41	大口町	38	34	0				0	2015年度から認定書自動送付を開始した	0			
	扶桑町	697	826	0	\bigcirc			\circ	要支援2以上で意見書、調査 票・主治医意見書から判断	0		826	
	大治町	39	36	\bigcirc		\bigcirc							\bigcirc
	蟹江町	28	34	\bigcirc				\bigcirc				010	\cup
	飛島村	140	134	\mathcal{C}		\bigcirc					\bigcirc	213	$\vdash\vdash$
	阿久比町	695	735					\supset		\circ		735	
	東浦町南知多町	184	166	\supset		\cup		\supset					\supset
	美浜町	43 74	58 78					0	障害者認定と同レベル以上を 認定		\circ	128	
50	武豊町	1, 246	1, 243	\bigcirc		\circ		\circ		\bigcirc		1, 231	
	幸田町	589	601	Ŏ	\bigcirc		\bigcirc			Ŏ		601	
	設楽町	16	21	Ŏ				\bigcirc					\bigcirc
53	東栄町	38	58	\bigcirc				\bigcirc			\bigcirc	38	
54	豊根村	81	72	\bigcirc				\bigcirc		\bigcirc		72	

生活保護の相談・申請・保護開始件数と受給件数について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ) 全体として新たな相談・申請・保護開始件数は前年に比べると減っているが、需給世帯・人数は微増となっている。

		41.6		2013年度			2014年度		2014:	年4月	2015	年4月
	巾削	村名	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数	世帯数	人数	世帯数	人数
	愛知り	具合計	38,044	12,251	11,573	35,442	11,614	10,871	60,030	79,011	60,483	79,171
1		古屋市	24,889	8,015	7,681	22,784	7,693	7,323	37,893	49,180	38,199	49,123
2		橋市	989	298	255	1,015	232	215	1,908	2,435	1,877	2,367
3	社		1,401	281	264	1,348	264	225	1,601	2,117	1,588	2,093
4		-宮市	610	407	372	641	411	375	2,393	3,194	2,470	3,295
5		河市	334	81	62	241	72	65	432	613	435	621
6 7		4田市 日井市	169	119	111	155	102	96	603	790	622	816
8		別市	1,503 764	394 171	375 165	1,437 695	352 159	311 150	2,205 781	3,152 1,073	2,268 828	3,232
9		書島市	147	84	79	171	93	76	302	400	305	1,144 417
10		南市	132	81	76	110	69	62	362	264	263	366
11		谷市	538	111	97	458	98	82	629	870	605	822
12		田市	1,509	346	322	1,319	358	339	1,613	2,360	1,641	2,318
13		城市	387	132	115	350	123	115	597	799	614	824
14		尾市	607	63	58	323	63	55	424	606	416	579
15		郡市	208	46	46	245	58	55	419	507	425	503
16	ナ	山市	83	41	39	78	32	29	238	320	239	326
17	常	常滑市	165	39	34	143	42	42	170	232	182	244
18		「南市	129	59	56	182	53	48	429	557	435	560
19		牧市	512	140	123	460	111	104	824	1,249	791	1,175
20			327	113	92	289	99	73	489	645	484	640
21		城市	66	30	29	52	20	17	108	139	113	151
22		海市	261	98	89	253	104	100	573	783	592	790
23		府市	169	71	60	176	47	37	281	401	270	374
2425		『多市 『立市	182 173	59 86	55 83	205 200	70 66	63 57	375 423	538	394 392	566 547
26		張旭市	133	37	37	133	39	36	138	598 176	150	195
27		張旭市 5浜市	91	40	40	66	26	25	125	182	133	195
28		倉市	111	49	47	109	53	48	306	388	330	418
29		引力	75	58	57	83	58	58	224	286	242	312
30		進市	72	19	18	44	24	23	53	66	55	72
31		原市	68	36	30	31	26	22	108	161	115	171
32	愛	透西市	89	34	31	70	37	34	176	240	183	241
33	湟	青須市	161	81	77	186	89	83	313	399	344	458
34		占古屋市	152	74	68	131	51	48	422	569	397	544
35		「富市	99	52	45	100	40	35	186	262	178	254
36		よし市	131	26	24	166		13	95	119	91	114
37		りま市	240	96	93	237	88	78	561	760	554	705
38	長	久手市	73	19	19	69	19	18	90	113	92	116
39	_I	東郷町				69	19	18			82	99
40	尾 張	豊山町	63	57	54	36	10	10	282	364	63	76 56
41 42	JIX	大口町 扶桑町				20 47	6 16	6 14			47 72	56 99
43		大治町				86	58	54			190	251
44	海	蟹江町	76	74	70	145	42	42	361	464	192	244
45	部	飛島村		17	10	2	2	2	301	F01	6	6
46		阿久比町				8	3	3			35	44
47	<i>t.</i>	東浦町				46	30	27			122	149
48	知 多	南知多町	125	108	99	40	10	10	443	537	57	60
49	罗	美浜町				26	18	16			95	122
50		武豊町				43	19	19			128	169
51	西三河	幸田町	21	21	21	110	12	12	54	79	62	85
52	新城	設楽町				6	2	2			9	10
53	新城 設楽	東栄町	10	5	5	2	1	1	21	24	8	9
54	P. / / /	豊根村				1	0				3	3

生活保護担当職員数および担当受給者数について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ) 各自治体で努力され、正規職員の担当が増やされており、全体としては国基準の1人80ケースをクリアしているが、名古屋・春日井では100ケースを超えており、さらなる改善が求められる。

市町村名		▲ 生活保護職員(ケースワーカー)数と平								均左任年粉(正相)				ケースワーカー1人あたりの担当数						
							2015年4月1日現在			→										
		2010-	2013年4月1		見在	2014-	+4/7	正規在		2010-		正規在								
		正規	非正	任名		正規	非正規		E数		非正	任年数		2013年		2014年		2015年		
				規	年	月		况	年	月		規	年	月	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
1	愛知県合	計•平均	609	21	_	_	629	19	_	_	638	17	_	_	67.7	92.4	69.5	93.5	69.7	93.7
1		占屋市	323	0	3	7	344	0	3	4	351	0	3	3	116	151	110	143	109	140
2		橋市	22	0	2	0	22	0	2	2	21	0	1	5	87	112	87	111	89	113
3		崎市	13	6	1	7	13	6	1	1	15	4	1	8	79.2	108.2	84.3	111.4	83.6	
5		<u>宮市</u> 戸市	29 6	0	2	3	32	0	2	9	31	0	2	6 2	82 73	112 104	75 72	100 103	80 73	106 104
6		<u>/ </u>	7	0	3	0	7	0	2	0	7	0	2	0	88	121	86	113	89	117
7		井市	23	0	2	2	22	1	2	2	19	1	2	4	92	132	96	137	113	162
8		川市	9	0	1	3	7	0	0	11	10	0	1	4	82	118	112	153	83	114
9		島市	4	0	2	6	4	0	1	5	5	0	1	3	72	94	76	100	61	84
10		<u>南市</u> 谷市	5	0	0	8	5	0	2	8	5	0	2	0	51	71	53	72	53	73
11 12		<u>台川</u> 田市	10 19	0	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{0}$	10 19	0	3	0	9 19	0	3	2	64 87	89 132	62 87	86 132	67 86	91 122
13		城市	9	0	0	11	8	0	1	0	19 7	0	1	3	65	13 <u>2</u> 88	75	100	88	118
14		尾市	7	0	1	3	7	0	1	3	7	0	1	0	64	91	61	87	59	82
15	蒲	郡市	5	1	2	6	5	0	2	4	5	0			73.5	92.2	83.8	101.4	85	100.6
16		山市	4	0	2	0	3	0	1	4	3	0	1	8	58	79	79	104	79	108
17		滑市	3	0	1	0	3	0	0	6	3	0	1	0	56	78	57	77	60	81
18 19		<u>南市</u> 牧市	6 10	3	2	3	10	3	1	3	6 10	3	1	10 10	70 82	89 123	72 82	93 124	72 79	93 117
$\frac{19}{20}$		沢市	7	0	2	4	<u>10</u>	0	2	8	7	0	2	6	71.1	$\frac{123}{99.4}$		92.1	69.1	91.4
21		城市	2	0	2	0	3	0	2	0	3	0	3	0	47	64	36	47	37	50
22		海市	7	0	2	4	6	0		10	7	0	1	2	86.7	120.6	95.5		_	
23		府市	5	0	3	2	5	0	1	8	5	0	1	4	56	81	56	80	54	74
24		<u>多市</u>	5	0	0	7	5	0	0	7	6	0	1	4	75	113	75	108	66	94
25		<u>立市</u>	6	4	2	0	5	3	2	6	5	4	2	5	75	109	85	120	78	109
26 27		<u>長旭市 </u> 浜市	3	0	3	0	3	0	3	7	2 3	0	2	0	39 37	48 57	46 42	59 61	75 44	98 65
28		倉市	3	0	3	U	4	0	2	0	4	0	1	5	102	129	79	100	82	104
29			3	0	2		3	0	0	4	3	0	1	0	74	95	75	95	80	104
30	日進市		2	0	1	6	2	0	2	6	2	0	1	0	33	40				
31			2	0	2	6	2	0	1	6	2	0	1	0	48	64	54	80	57	85
32	愛西市		2	0		6	3	0			3	0		8		124		80		80
33 34			7	3	2	2	7	3		7	- 4 7	3	1 2	0	77 72	104 101	78 70	100 95	86 66	114 91
35			3	0	2	2		0			3	0		8		85		95 87	59	85
36		よし市	3	3	0	8		0		6	2	0		0		70		59	45	57
37	37 あま市		9	0	0	9		0		2	10	0	1	4	65	84		73	55	71
38	38 長久手市		2	0	1	3		0	0		2	0	1	2		58		56	46	58
39	9 📙	東郷町																	1	
40	尾張	豊山町	4	1	1	0	4	1	0	10	4	0	1	0	59.6	80.6	56	72.8	66	82
41 19	.JIK	大口町 扶桑町	ł																	
40 41 42 43 44 45	\ <u></u>	大治町																		$\overline{}$
44	海部	蟹江町	5	0	1	0	5	0	0	9	6	0	1	0	69.8	90	72	92.8	65.5	87.3
45	ηq	飛島村																		
46 47 48 49		阿久比町																		
47	知	東浦町	c		_	1	C	0	4	C	7	0	9	0	60	0.4	79	00	60	77
48	多	南知多町 美浜町	6	0	5	4	6	0	4	6	7	0	3	8	68	84	73	89	62	77
50		武豊町	ł																	
	西三河	幸田町	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	3	0	48	68	55	80	59	87
		設楽町		Ť	_	Ŭ			Ī	Ŭ			Ŭ	Ť	10	- 55		30	30	
52 53	新城設 楽	東栄町	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	18	19	21	24	20	23
54	//~	豊根村																		

地方税滞納数について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

			/m-	7 *V				愛知自治体		
			(町村)県園			民健康保険			国定資産税	
		世帯数	滞納数	滞納率	世帯数	滞納数	滞納率	世帯数	滞納数	滞納率
201	4年度合計	1,817,657	317,612	17.5%	2,238,054	459,544	20.5%	1,787,844	159,010	
1	名古屋市				347,326	52,579	15.1%			
2	豊橋市	183,369	4,994	2.7%	51,572	5,683	11.0%	135,959	6,018	4.4%
3	岡崎市		20,000		56,700	9,564	16.9%			
4	一宮市	22,993	11,459	49.8%	22,993		54.1%	22,993		20.2%
	瀬戸市		12,419			1,434			12,419	
	半田市 春日井市	470 719	3,122	10.70/	EQC E10	2,606		470.260	952 36,071	7 70/
8	豊川市	470,712 301,308	92,862 41,265	19.7% 13.7%	586,519 595,069	194,896 52,327	33.2% 8.8%	470,368 296,137		7.7% 5.0%
	津島市	301,308	4,730	13.770	595,009	02,041	0.0%	290,137	14,885	J.070
	碧南市	37,651	1,529	4.1%	9,579	1,268	13.2%	27,009	194	0.7%
	刈谷市	19,407	5,101	26.3%	16,498	4,608	27.9%	50,067	1,069	2.1%
	豊田市	25,628	12,983	50.7%	25,628	10,195	39.8%	25,628	5,148	20.1%
	安城市		12,000	3 3 1 1 1 7		10,100	301070		3,113	
	西尾市									
	蒲郡市	151,584	15,487	10.2%	140,530	9,120	6.5%	151,849	40,491	26.7%
16	犬山市	38,043	1,579	4.2%	11,399	1,655	14.5%	29,689	434	1.5%
17	常滑市	2,310		55.1%	2,310	946	41.0%	2,310	485	21.0%
	江南市	5,717	3,144	55.0%	5,717	3,104	54.3%	5,717	1,227	21.5%
	小牧市	17,801	10,058	56.5%	17,801	8,163	45.9%	17,801	5,636	31.7%
	稲沢市									
	新城市	88,952	7,867	8.8%	75,452	13,165	17.4%	100,958	7,289	7.2%
	東海市	8,223	5,019	61.0%	8,223	4,377	53.2%	8,223	1,124	13.7%
	大府市	139,693	20,751	14.9%	103,701	29,296		137,114	5,895	4.3%
	知多市	43,132	2,749	6.4%	12,776	2,613	20.5%	32,043	730	2.3%
	<u>知立市</u> 尾張旭市	38,706	3,970 1,971	5.1%	11,710	3,360 1,837	15.7%	34,072	565 634	1.9%
	高浜市	4,949	3,187	64.4%	4,949	1,979	40.0%	4,949	661	13.4%
	岩倉市	5,501	2,988	54.3%	5,501	2,938	53.4%	5,501	455	8.3%
	豊明市	3,914	1,220	31.2%	3,914	1,396	35.7%	3,914	665	17.0%
	日進市	24,982	2,103	8.4%	10,522	1,847	17.6%	34,401	1,413	4.1%
	田原市		1,828			1,450		,	1,129	
	愛西市	32,148		3.1%	9,698	882	9.1%	27,958		3.4%
	清須市	35,949		10.7%		3,017		24,556		0.6%
	北名古屋市	22,669		7.0%	13,136	2,204	16.8%	27,976	632	2.3%
	弥冨市		1,322			1,131			490	
	みよし市		2,622			1,841			872	
	あま市	22 = 22	3,206	0.10	= 100	2,660		10.555	950	0.00
	長久手市	26,503	814	3.1%	7,128	727	10.2%	19,777	390	2.0%
	東郷町	5,699	325	5.7%	5,348		6.9%	16,701	168	1.0%
	<u>豊山町</u> 大口町	2,051	705	34.4%	2,051	636	31.0%	2,051	155	7.6%
	<u>人口可</u> 扶桑町	1,058 17,185	456 415	43.1% 2.4%	1,058 5,358	357 495	33.7% 9.2%	1,058 13,745	124 306	11.7% 2.2%
	<u> </u>	11,100	410	∠.4%	5,558	490	9.4%	15,740	300	4.4%
	蟹江町		724			679			129	
	飛島村	2,375	36	1.5%		69		2,805		0.6%
	阿久比町	2,010	789	1.070		3,294		2,000	593	0.070
	東浦町	6,691	762	11.4%	6,734	829	12.3%	19,778		2.1%
	南知多町	4,518	575	12.7%	3,714	520	14.0%	11,404	474	4.2%
49	美浜町	1,797	903	50.3%	5,136	2,943		2,249	1,137	50.6%
	武豊町	2,584	1,160	44.9%	2,584	1,021	39.5%	2,584	403	15.6%
	幸田町	19,436		3.3%		579		15,091	282	1.9%
-	設楽町	176		20.5%		405		176		39.2%
	東栄町	1,679		1.4%		44	6.9%	2,309		1.6%
54	豊根村	564	5	0.9%	191	2	1.0%	924		1.8%

※今回から滞納内訳を聞いたが、「集約していない」等と回答する市町村が多く空欄が生じている。

地方税滞納整理機構について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※2011年に設立された機構の参加自治体は、2011年43度市町村、2012度年47市町村、2013年度48市町村、2014年度47市町村(豊明市脱退)となっている。当初3年間の予定だったが市町村の要望が強いとのことで、2016年度まで3年間延長された。

		マニ	機	徴収	び猶予	換価の	処分	引き継い	いだ件数	11七似七甘	il to to
		ュアル	構参加	申請件数	許可 件数	猶予の 適用 件数	停止件数	件数	基準日	・引き継ぎ基 準	少額の 引き継ぎ
201	13年度合計	12	47	941	1,544	121	66,847	5,161			26
201	14年度合計	14	47	209	353	62	59,410	4,480	_		28
1	名古屋市	0	×	未集計	4	30	19,977				
2	豊橋市	0	0	0	0	0	0	296	4/1	住民税・市町村 税滞納、納税資 力有り、住所が 愛知県内	0
3	岡崎市	X	×	197	197	0	1,542	0	4/1	50万以上、資力	×
4	一宮市	×	\circ	0	0	9	839	94	4/1	あり	\circ
5	瀬戸市	X	0	0	0	0	0	103	4/1	50万以上、徴収 困難	\circ
6	半田市	0	\bigcirc	0	0	0	316	115	8/31	30万以上	0
7	春日井市	X	×	4	4	2	2,623	0			
8	豊川市	×	\circ	0	0	8	184	88	4/1	50万以上、資力あり、徴収困難	担税力で判断
9	津島市	X	0	0	0	0	819	87	4/1	高額、督促に応 じないなど	\circ
10	碧南市	×	0	0	0	0	242	154	4/1	50万以上	0
11	刈谷市	X	\circ	0	0	0	591	110	4/1	50万以上、資力 あり	0
12	豊田市	X	X	0	0	0	2,280				
13	安城市	X	\bigcirc	2	2	2	1,264	110	4/1	50万以上、資力 あり	0
14	西尾市	X	0	0	0	0	6,108	110	4/1	50万以上、資力 ありなど	0
15	蒲郡市	X	0	0	0	0	5,742	89	4/1	50万以上、徴収 困難	X
16	犬山市	0	0	0	0	0	21	94	4/1	30万以上、資力	0
17	常滑市	0	0	0	0	0	494	97	4/1	30万以上かつ 処理困難	0
18	江南市	0	0	0	0	0	359	102	4/1	50万以上、資力あり	0
19	小牧市	X	\circ	0	0	0	434	97	4/1	資力あり	状況による
20	稲沢市	X	0	0	141	2	1,042	90	4/1	住民税の滞納があること	0
21	新城市	×	0	0	0	0	4	96	4/1	50万以上、徴収 困難	0
22	東海市	×	0	0	0	0	513	116	4/1	30万以上概ね1 00件	0
23	大府市	×	0	0	0	0	1,208	110	4/1	資力あり・高額、 交渉に応じない	0
24	知多市	0	\circ	0	0	1	4,076	108	4/1	30万以上かつ 徴収困難	×
25	知立市	×	0	0	0	1	1,621	110	4/1	50 万以上かつ 徴収困難	×
26	尾張旭市	×	\circ	0	0	0	184	104	4/1	50万以上、機構 と協議	状況による
27	高浜市	0	\circ	0	0	2	0	149	4/1	50万以上、解消 の努力なし	0

		マニ	機	徴収	な	換価の	処分	引き継い	いだ件数	コキ砂ギ甘	l +T =
		ュアル	構参加	申請件数	許可件数	猶予の 適用 件数	停止件数	件数	基準日	引き継ぎ基 準	少額の 引き継ぎ
28	岩倉市	×	\circ	0	0	0	206	104	4/1	50万以上、資力 ありなど	0
29	豊明市	×	×	0	0	2	2,198				O +15 4/
30	日進市	×	0	0	0	0	99	85	4/1	住民税の滞納 がある、交渉に 応じない	○誓約 ありは ×
31	田原市	×	0	0	0	0	331	83	4/1	50万以上、資力あり、徴収困難	0
32	愛西市	×	0	0	0	0	9	77	4/1	30万以上、徴収 困難、資力あり	0
33	清須市	×	\circ	0	0	0	52	98	4/1	納税交渉に応じ ず、意欲がない	×
34	北名古屋市	×	0	0	0	0	767	99	4/1	住民税が滞納 総額40%以上、 50万以上、財産 あり	×
35	弥冨市	×	0	0	0		69	95	3年間通算	相談に応じず、 完納が見込まれ ない	0
36	みよし市	0	\bigcirc	1	1	0	191	79	4/1	50万以上、資力あり、徴収困難	\circ
37	あま市	×	0	0	0	0	12	76	3年間通算	住民税中心、高 額、処理困難	×
38	長久手市	×	0	0	0	2	664	92	3年間通算	50万以上、資力 ありなど	0
39	東郷町	X	0	0	0	0	44	50	6/1	30万以上、徴収 困難	0
40	豊山町	X	\circ	1	0	0	85		4/1	30万以上	0
41	大口町	×	X	1	1	0	36				×
42	扶桑町	X	0	0	0	0	72	101		高額、処理困難 30万以上、徴収	0
43	大治町	X	\circ	0	0	0	550	97	4/1	困難	X
44	蟹江町	X	\circ	0	0	0	58	100	4/1	30万以上、悪質	×
45	飛島村	×	0	2	2	0	25	12	4/1	効果があがるも の	×
46	阿久比町	0	\circ	0	0	0	80	95	4/1	30 万以上(町内)20万以上	×
47	東浦町	×現在 作成中	\circ	0	0	0	56	106	4/1	住民税滞納があ り30万以上	0
48	南知多町	×	\circ	0	0	0	212	85	4/1	30万以上、意 欲・誠意なし	×
49	美浜町	×	\circ	0	0	0	0	102	4/1	高額または滞納 整理困難	×
50	武豊町	0	0	0	0	1	218	100	4/1	誓約不履行、納 付拒否	0
51	幸田町	\circ	×	0	0	0	892	0			
52	設楽町	0	0	0	0	0	0	9	4/1	30万以上、納税 納税意志が薄 い	×
53	東栄町	×	0	1	1	0	1	4	4/1	運営要領第3に 基づく	×
54	豊根村	0	0	0	0	0	0	5	4/1	運営要領第3に 基づく	×

国保保険料(税)(医療費給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について (2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

Ħ	5町村名		所得割		(固	資産割 定資産税	額)	(加入	均等割 、者1人に	つき)
	, -, 111 []	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年
1	名古屋市	10.39%	10.44%	9.86%			_	50,793	52,433	50,818
2	豊橋市	8.71%	9.07%	9.19%	0.0%	0.0%	0.0%	24,600	24,600	26,100
3	岡崎市	7.15%	7.32%	7.79%	_	_	_	29,660	31,180	30,610
4	一宮市	8.1%	8.1%	8.1%			_	31,200	31,200	31,200
	瀬戸市	8.28%	8.28%	9.33%	廃止	廃止	廃止	29,950	30,192	33,556
	半田市	7.9%	7.9%	7.9%	21.0%	13.0%	13.0%	31,700	29,700	29,700
	春日井市	6.9%	6.9%	6.9%	25.0%	25.0%	25.0%	34,400	34,400	34,400
	豊川市	7.3%	7.6%	8.5%	32.0%			30,500	35,400	35,700
	津島市	7.8%	7.8%	7.8%	32.0%	32.0%	22.0%	29,000	29,000	29,000
	碧南市	6.2%	6.2%	6.2%	14.0%	14.0%	14.0%	30,000	30,000	30,000
	刈谷市	7.0%	7.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30,000	30,000	30,000
	豊田市 安城市	6.4%	6.4%	6.35%	18.0%	10.00/	<u> </u>	31,500 30,500	31,500 30,500	33,200 30,500
	西尾市	5.6% 7.0%	5.6% 7.0%	5.6% 7.0%	25.0%	18.0% 25.0%	25.0%	27,000	27,000	27,000
	蒲郡市	6.7%	6.7%	6.7%	22.5%	22.5%	22.5%	29,600	29,600	29,600
	犬山市	7.0%	7.0%	7.0%	25.0%	0.0%	0.0%	26,400	26,400	26,400
	常滑市	7.4%	7.4%	7.4%	29.0%	29.0%	29.0%	32,400	32,400	32,400
	江南市	6.0%	6.0%	6.0%	33.0%	33.0%	33.0%	22,800	22,800	22,800
	小牧市	5.0%	5.0%	5.0%	25.7%	25.7%	25.7%	29,500	29,500	29,500
	稲沢市	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33,500	33,500	33,500
	新城市	8.1%	8.1%	8.1%	26.0%	26.0%	26.0%	38,000	38,000	38,000
	東海市	6.2%	6.2%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	46,500	46,500	46,500
23	大府市	4.8%	4.8%	4.8%	34.0%	34.0%	34.0%	25,600	25,600	25,600
24	知多市	6.6%	6.6%	6.6%	25.0%	25.0%	25.0%	23,000	23,000	23,000
	知立市	6.9%	7.2%	7.2%	20.0%	0.0%	0.0%	26,300	29,000	29,000
	尾張旭市	7.3%	7.3%	7.3%	_			33,700	33,700	33,700
	高浜市	7.3%	8.0%	8.0%	25.0%	22.0%	22.0%	30,600	31,700	31,700
	岩倉市	7.9%	7.9%	7.9%	55.0%	55.0%	44.0%	26,000	26,000	30,900
	豊明市	7.0%	7.0%	7.0%	41.0%	41.0%	41.0%	19,800	19,800	19,800
30	日進市 田原市	6.0% 6.5%	6.0% 6.5%	6.0% 6.5%	38.0%	38.0%	38.0%	26,000 37,200	26,000	26,000 37,200
	愛西市	6.6%			22.5%				37,200 30,000	
	清須市	6.0%	6.0%	6.0%	42.0%	42.0%	42.0%	18,000	18,000	18,000
	北名古屋市	6.3%	6.6%	6.6%	24.0%	24.0%	24.0%	18,900	20,600	20,600
	弥富市	6.9%	6.9%	6.9%	20.0%		20.0%	29,000	29,000	29,000
	みよし市	6.0%	6.0%	6.4%	9.0%	9.0%	4.3%	26,700	26,700	30,000
	あま市	5.9%	5.9%	5.9%	33.0%	33.0%	33.0%	32,400	32,400	32,400
38	長久手市	5.5%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	15.0%	23,000	23,000	23,000
	東郷町	6.8%	6.8%	6.8%	15.0%	15.0%	15.0%	28,300	28,300	28,300
	豊山町	6.4%	6.4%	6.3%	28.0%	28.0%	27.3%	18,700	18,700	21,100
	大口町	5.5%	5.5%	5.5%	15.0%	15.0%	5.0%	31,800	31,800	31,800
	扶桑町	7.0%	7.0%	7.0%	28.0%	28.0%	28.0%	26,000	26,000	26,000
	大治町	6.4%	6.4%	6.4%	33.0%	33.0%	33.0%	30,400	30,400	30,400
	蟹江町	5.9%	5.9%	5.9%	50.0%	50.0%	50.0%	23,000	23,000	23,000
	飛島村	3.3%	3.3%	3.3%	11.0%	11.0%	11.0%	28,800	28,800	28,800
-	阿久比町 東浦町	6.0%	6.0%	6.0%	35.0%	35.0% 27.0%	35.0%	25,000	25,000	25,000
	<u>東佃町</u> 南知多町	6.4% 8.0%	6.4% 8.0%	6.4% 8.0%	27.0% 50.0%	50.0%	27.0% 50.0%	28,000 32,000	28,000 32,000	28,000 32,000
	美浜町	6.1%	6.1%	6.1%	30.0%	30.0%	30.0%	29,000	29,000	29,000
	武豊町	6.1%	6.1%	6.1%	30.0%	30.0%	30.0%	28,800	28,800	28,800
	幸田町	6.6%	6.6%	6.6%	16.0%	16.0%	16.0%	30,400	30,400	30,400
	設楽町	4.11%	5.48%	5.24%	42.10%	41.58%	46.14%	26,400	27,300	28,800
	東栄町	5.58%	5.58%	5.33%	51.2%	38.2%	36.37%	24,500	25,500	21,000
	豊根村	5.83%	5.83%	5.24%	31.13%	31.13%	20.50%	20,900		21,000

(11	平等割 世帯につ	き)		人当たり (平均保)				般会計が たり法定		頂	市町村名	-
2013年	2014年	2015年	2013年	2014年	2015年	順 位	2013年	2014年	2015年	順位		
			90,151	91,471	88,262	25	12,397	10,491	17,122		名古屋市	1
66,000	63,300		90,604		93,202		7,688	7,375	7,803		豊橋市	2
36,250	37,760		87,031	92,068	95,049		12,108	9,197	20,783		岡崎市	3
28,800	28,800		75,737	76,441	76,490		8,826	7,716			一宮市	4
32,564	32,440		85,305		84,747	33	3,036	3,140	3,251		瀬戸市	5
30,500	28,500		97,390	92,523	91,956		2,695	0	0		半田市	6
34,100	34,100	34,100	98,147	96,741	95,102		14,004	13,669	14,525		春日井市	7
26,000	28,900		91,077	87,551	90,346		1,798	1,949	1,825		豊川市	8
28,000	28,000		88,660	89,106	85,995		1,286	1,258	3,686		津島市	9
26,100	26,100		99,196	97,559	94,486		9,602	0	5,012		碧南市	10
24,000	24,000			86,674	85,464		12,974	9,878			刈谷市	11
27,900	27,900		89,334	89,686	92,392		0	6,699	10,859		豊田市	12
27,000	27,000		91,007	91,102	89,817	21	12,827	13,137	14,949		安城市	13
26,700	26,700		96,095	96,797	97,037	6	15,905	6,565	0	_	西尾市	14
29,700	29,700	Ź	84,778		84,495		2,781	2,901	5,733		蒲郡市	15
26,400	26,400		92,014		85,238		14,991	11,328	8,584		犬山市	16
31,200	31,200				92,814		0	0	0	_	常滑市	17
24,000	24,000	Ź	78,542		76,398		15,686				江南市	18
30,200	30,200				82,668		21,234	20,379	24,030		小牧市	19
27,600	27,600				86,118		10,909	6,674	6,998	_	稲沢市	20
34,900	34,900	34,900		105,355			5,272	1,214	1,279		新城市	21
0	0	0	85,726		84,178	_	21,034	18,561	18,554		東海市	22
29,000	29,000						10,667	9,257			大府市	23
21,800	21,800		83,478				13,368		16,279		知多市	24
24,300	27,000						5,305	6,024	9,752	_	知立市	25
30,900	30,900		91,809		98,608		5,250	5,952	11,557		尾張旭市	26
29,400	29,400			100,751		4	1,296	6,289	6,451		高浜市	27
26,000	26,000		94,521				8,803	8,466	9,025		岩倉市	28
20,400	20,400						24,414	28,929	11,134		豊明市	29
26,000	26,000				79,360		16,986		17,771	12	日進市	30
38,400	38,400		107,919				13,808	7,292	8,443		田原市	31
28,000		28,000									愛西市	32
22,000	22,000		76,823	78,361	82,802		38,002	44,324	26,520		清須市	33
23,000	26,600		75,618		72,642		29,236		26,070		北名古屋市	
28,000	28,000		87,379	87,228	89,789		8,225	8,436			弥富市	35
25,500	25,500	_		88,344	91,858		0		49,847	1	みよし市	36
25,800	25,800		83,363	83,721	82,220		11,923	11,862	10,093		あま市	37
24,000	24,000		87,945	89,054	88,986		20,932	21,346	27,058		長久手市	38
28,900	28,900		89,990	88,644	88,482		0 710	616	470		東郷町	39
22,600	22,600		78,554	78,169	80,870		32,713	37,250	28,408	3	豊山町	40
31,200	31,200				90,221		9,680		11,422		大口町	41
23,000	23,000		_		79,790		10,464		10,719		扶桑町	42
28,100	28,100				77,199		19,361	17,325	19,600		大治町	43
25,000	25,000				80,676		9,824		9,369		蟹江町	44
30,000	30,000				77,199		14,915	16,590	33,212		飛島村	45
29,000	29,000				86,171	26	3,434	2,580			阿久比町	46
40,000	40,000						9,881	5,584			東浦町	47
34,000	34,000		103,413				5,490		5,944	_	南知多町	48
30,000	30,000						8,441	8,863			美浜町	49
27,600	27,600						0	8,274	10,877		武豊町	50
25,400	25,400						12,391	15,930			幸田町	51
30,700	31,400		72,803		81,440		0	0	0		設楽町	52
17,000	18,100				65,370		744	722	0	49	東栄町	53
20,800	20,800	16,600	62,680	59,989	58,452	54	3,734	0	0	49	豊根村	54

国保のモデルケースの保険料について

			現	役40歳	复化	じ夫婦の	と未成	年の日	子ども2	. 人	の四ノ	世帯			
士町++夕		世帯所			~ .			斤得200		•			斤得300	万	
市町村名	医療分	介護分	後期高齢 者支援分	合計	順位	医療分	介護分	後期高齢 者支援分	合計	順位	医療分	介護分	後期高齢 者支援分	合計	順位
1 名古屋市	76,244	13,436	25,388	115,068	_	172,244	34,418	57,420	264,082	_	276,644	58,794	92,276	427,714	+
2 豊橋市		18,600									282,700	70,200			_
3 岡崎市	104,800		28,800		5		-	•	303,600	10	290,300				_
4 一宮市	85,100	_					_	-	282,000						+
5 瀬戸市		30,800			3	216,100		63,500		2	310,400				_
6 半田市							-	43,500	299,500	15	301,000	61,300	63,500	425,800	15
7 春日井市		23,000			_	193,600	-		306,900	9		58,200	-		-
8 豊川市		23,300				212,300		65,800		4	303,600				
9 津島市	102,000									17	275,000	_	88,200		17
10 碧南市		11,400		92,600							177,000			257,100	_
11 刈谷市		24,600		143,400		187,700		44,300			265,500		65,300		
12 豊田市		22,600		145,800	27					22	249,200			396,800	+
13 安城市		25,600		146,600		177,300					246,000	- 1	61,500	381,300	+
14 西尾市	,	10,800						,			180,100		51,300		-
15 蒲郡市		29,700		159,700			-	-			252,300	· ·	-		-
16 犬山市	,	19,580	,				-	-			223,500	-			+
17 常滑市		23,800			7		45,000	-		7		63,800			_
18 江南市		-					_	_	267,300	30					_
19 小牧市									149,300						_
20 稲沢市	102,100								300,100				84,400		_
21 新城市	120,200		40,400		1					1	308,500				+
22 東海市	100,400			158,400	12					14	259,400	68,000		419,400	+
23 大府市	94,000		20,800		_	167,100		-			230,200	48,300			-
24 知多市	85,300				_		_				221,800	66,000			_
25 知立市	90,000													390,700	_
26 尾張旭市	103,900		27,800				-	•	301,700		285,000			429,000	_
27 高浜市	109,600	_	33,100	167,000	9		46,400	-		6	290,000	· ·	-	446,600	-
28 岩倉市	114,000		·	168,400	6		_	_		8			_		+
29 豊明市	93,600	_		130,100							245,400	32,100			_
30 日進市	78,400			116,300			-					·			+
31 田原市	120,500		35,600	178,100	4	213,400	41,400	-		5	291,700	_		438,500	_
32 愛西市	97,800	,	,						278,600			,	,		
33 清須市					_				224,400						_
34 北名古屋市									220,200						_
35 弥富市					_				277,800						_
36 みよし市									251,900						_
37 あま市									284,600						
38 長久手市									217,500						_
39 東郷町									299,130						_
40 豊山町									233,300						_
41 大口町					_				265,100						_
42 扶桑町									275,100						_
43 大治町									231,700						
44 蟹江町					_				262,800						_
45 飛島村									209,400						_
46 阿久比町									273,200						
47 東浦町					_				275,600						_
48 南知多町		24,800							332,800						_
49 美浜町									169,500						_
50 武豊町					_				265,000						_
51 幸田町									277,500						_
52 設楽町					_				176,100						_
53 東栄町					_				244,400						_
54 豊根村									207,700						_
O T 五 1 V 1 1	12,000	10,000	20,100	111,200	UU	100,000	20,000	12,000	201,100	ıυ	101,000	12,000	00,100	1 = 00,000	1 1

			65	歳以上7	4点	以下で	年金生活	舌高齢者		婦のみ2	人世帯		
l	5町村名	世	带所得10				世帯所得2				世帯所得3	800万	
"	ם ניירושנן □	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順位
1	名古屋市	63,248	21,092	84,340	46	175,272	58,488	233,760	11	249,172	83,188	332,360	5
2	豊橋市	74,400	24,200	98,600	38	192,200	62,500	254,700	4	272,300	88,800	361,100	1
3	岡崎市	82,100	28,700	110,800	27	187,300	65,600	252,900	5	244,900	85,900	330,800	6
4	一宮市	87,400	30,700	118,100	18	146,400	52,700	199,100	30	212,200	76,500	288,700	17
5	瀬戸市	107,300	37,500	144,800	3	191,600	67,100	258,700	2	260,600	91,400	352,000	2
6	半田市	84,700	18,500	103,200	32	186,000	40,200	226,200	14	248,000	57,200	305,200	12
7	春日井市	81,200	28,900	110,100	28	169,200	61,300	230,500	12	220,200	79,300	299,500	15
8	豊川市	103,900	32,200	136,100	5	184,200	57,000	241,200	7	249,200	77,000	326,200	7
9	津島市	80,000	26,200	106,200	31	172,000	55,200	227,200	13	231,000	74,200	305,200	12
10	碧南市	26,100	6,600	32,700	54	62,800	16,300	79,100	54	146,000	38,100	184,100	52
11	刈谷市	93,100	20,900	114,000	22	160,500	40,300	200,800	29	213,500	57,300	270,800	26
12	豊田市	90,400	28,100	118,500	17	150,900	50,100	201,000	28	196,400	68,100	264,500	30
13	安城市	93,500	23,300	116,800		152,400	38,100	190,500	39	197,200	49,300	246,500	42
14	西尾市	28,000	8,700	36,700	53	65,300	20,300	85,600	52	150,200	45,800	196,000	49
	蒲郡市	76,100	24,300	100,400	34	158,600	53,300	211,900	19	207,100	71,800	278,900	20
16	犬山市	60,500	26,000	86,500		137,500	58,600	196,100	35	187,500	78,600	266,100	
	常滑市	85,700	26,300	112,000		178,900	55,100	234,000	10	234,900	73,100	308,000	
_	江南市	88,500	27,800	116,300		147,500	48,700	196,200	34	195,500	66,700	262,200	
	小牧市	31,500	8,000	39,500		64,600	16,300	80,900	53	140,100	35,400	175,500	
_	稲沢市	98,000	29,100	127,100		171,700	51,400	223,100	15	230,700	69,400	300,100	_
21	新城市	116,800	39,100	155,900		192,500	66,600	259,100	1	251,500	88,600	340,100	3
	東海市	86,200	29,600	115,800		144,400	52,000	196,400	33	188,400	70,000	258,400	
	大府市	92,700	20,500	113,200		148,000	29,300	177,300	45	191,000	34,300	225,300	_
	知多市	67,300	23,300	90,600		139,800	50,700	190,500	39	185,800	70,700	256,500	_
	知立市	88,200	23,300	111,500		163,000	42,100	205,100	25	221,000	56,100	277,100	
_	尾張旭市	77,500	20,500	98,000	39	174,200	45,900	220,100	16	232,200	60,900	293,100	
27	高浜市	106,600	32,200	138,800	4	181,000	56,400	237,400	9	241,000	76,400	317,400	_
28		90,100	28,700	118,800		183,700	57,900	241,600	6	243,700	76,900	320,600	_
29	豊明市	77,800	19,500	97,300		157,800	39,500	197,300	31	213,800	53,500	267,300	
30		57,800	17,400	75,200		135,800	42,400	178,200	44	175,800	62,400	238,200	_
31	田原市	91,700	27,200	118,900		185,100	55,200	240,300	8	234,100	71,200	305,300	_
	愛西市	75,800	23,600	99,400					21	208,800		275,400	_
	清須市	83,100	24,500					179,200	43			239,200	
	北名古屋市	72,800	26,700	99,500		139,500		189,900	41	188,500	67,400		
	弥富市	93,800	31,100			157,600	53,500		20	208,600		280,100	_
	みよし市	94,590	18,840			163,500			36	218,500	39,900		_
	あま市	77,200	24,000	101,200		154,300	51,200		24	196,300	68,200	264,500	_
	長久手市	62,200	17,100	79,300		132,600	36,700		47	175,600	48,700	224,300	_
	東郷町	96,820	24,640	121,460		164,480	42,080		22	218,480	56,080	274,560	_
	豊山町	79,900	28,300	108,200		135,700	48,600		42	181,700	65,600	247,300	
	大口町	67,800	23,900	91,700		143,800		194,100	38	183,800	65,300		
	扶桑町	93,800	27,000						23	213,400		275,800	
	大治町	103,400	27,000	130,400		169,200	43,000		18	221,200	55,000		
	蟹江町	79,900	20,000	99,900		155,400		194,400	36	202,400	51,000		_
	飛島村	78,000	19,600	97,600		118,400		148,100	49	144,800	36,300		_
	所 阿久比町	89,000	31,800	120,800		145,600	51,000		32	190,600	66,000		
_	東浦町	102,500	30,600	133,100		162,900	53,400		17	206,900	73,400		_
	南知多町	127,700	29,200	156,900		210,300	46,200		3	277,300		336,500	_
	美浜町	31,400	10,000	41,400		66,200	21,400	87,600	51	145,700	46,900		
	武豊町	91,000	33,000	124,000		148,000	53,300		27	193,700	69,300	263,000	_
	幸田町	95,900	25,200	121,100		160,100	44,300		26	210,100	60,300		_
	設楽町	35,600	14,100	49,700		66,000	26,200	92,200	50	135,440	53,800		_
	東栄町	59,300	26,700	86,000		118,300	53,300		46	155,000	69,900		
54	豊根村	56,600	18,100	74,700	49	119,000	37,300	156,300	48	159,000	49,700	208,700	48

				65歳	للا	上74歳」	以下で年	金生活	者∙∶	独居世帯	+ 7		
l _→	= BF ++ <i>전</i>	世	:帯所得10		.,,,,		世帯所得2 世帯所得2				世帯所得3	800万	
"	市町村名	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順位	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順 位	医療分	後期高齢 者支援分	合計	順位
1	名古屋市	87,363	29,244	116,607	15	161,536	53,944	215,480	6	235,436	78,644	314,080	3
2	豊橋市	109,900	35,700	145,600	1	183,300	59,800	243,100	1	252,500	82,500	335,000	1
3	岡崎市	107,000	37,400	144,400	3	164,600	57,700	222,300	4	222,200	78,000	300,200	6
4	一宮市	71,400	24,800	96,200	42	130,400	46,800	177,200	25	196,200	70,600	266,800	14
5	瀬戸市	97,700	34,100	131,800	6	166,700	58,400	225,100	2	235,700	82,700	318,400	2
6	半田市	97,500	20,000	117,500	14	159,500	37,000	196,500	13	221,540	54,000	275,540	12
7	春日井市	93,700	33,400	127,100	9	144,700	51,400	196,100	14	195,700	69,400	265,100	16
8	豊川市	87,200	27,100	114,300		157,000	48,500	205,500	9	222,000	68,500	290,500	7
9	津島市	91,000	29,200	120,200	12	150,000	48,200	198,200	12	209,000	67,200	276,200	10
10	碧南市	18,700	5,000	23,700	54	64,200	16,700	80,900	54	121,400	32,700	154,100	52
11	刈谷市	81,500	19,300	100,800	39	134,500	36,300	170,800	33	187,500	53,300	240,800	27
12	豊田市	79,000	25,300	104,300	32	124,500	43,300	167,800	36	170,000	61,300	231,300	36
13	安城市	83,200	20,800	104,000	34	128,000	32,000	160,000	42	172,800	43,200	216,000	42
14	西尾市	20,800	7,800	28,600	53	67,600	20,600	88,200	52	126,200	42,800	169,000	49
15	蒲郡市	87,500	27,800	115,300	16	136,000	46,300	182,300	18	184,500	64,800	249,300	21
16	犬山市	51,500	21,800	73,300	48	119,500	50,200	169,700	34	169,500	70,200	239,700	29
17	常滑市	97,700	29,900	127,600	8	153,700	47,900	201,600	11	209,700	65,900	275,600	11
18	江南市	81,500	25,900	107,400	30	129,500	43,900	173,400	28	177,500	61,900	239,400	30
19	小牧市	24,500	6,200	30,700	52	67,100	16,900	84,000	53	116,600	29,400	146,000	54
20	稲沢市	86,700	25,900	112,600	22	145,700	43,900	189,600	15	204,700	61,900	266,600	15
21	新城市	105,000	35,100	140,100	4	164,000	57,100	221,100	5	223,000	79,100	302,100	5
22	東海市	64,900	23,000	87,900	45	108,900	41,000	149,900	46	152,900	59,000	211,900	44
23	大府市	85,400	18,300	103,700	35	128,400	23,300	151,700	44	171,400	28,300	199,700	47
24	知多市	75,800	25,700	101,500	37	121,800	45,700	167,500	37	167,800	65,700	233,500	33
25	知立市	82,400	21,700	104,100	33	140,400	35,700	176,100	26	198,400	49,700	248,100	22
26	尾張旭市	89,800	23,600	113,400	19	147,800	38,600	186,400	17	205,800	53,600	259,400	17
27	高浜市	96,500	29,200	125,700	10	156,500	49,200	205,700	8	216,500	69,200	285,700	9
28		99,800	31,900	131,700	7	159,800	50,900	210,700	7	219,800	69,900	289,700	8
29	豊明市	86,000	21,500	107,500		142,000	35,500	177,500	24	198,000	49,500	247,500	23
30		72,800	19,400	92,200		112,800	39,400	152,200	43	152,800	59,400	212,200	43
31	田原市	107,300	30,800	138,100		156,300	46,800	203,100	10	205,300	62,800	268,100	13
	愛西市	86,800	26,600			,		181,400	21	186,800		245,400	
	清須市	78,500						161,200	41	178,500		221,200	_
	北名古屋市	75,700	27,600	103,300		124,700		169,300	35	173,700	61,600		_
	弥富市	85,600	27,500	113,100		136,600		182,100	19	187,600	63,500		
	みよし市	75,390	14,040	89,430		139,500		164,400	38	194,500	33,900		
	あま市	87,100	27,000						30	171,100	61,000		
	長久手市	53,200	14,600	67,800		114,600	31,700		47	157,600	43,700	201,300	
	東郷町	87,880	22,380			141,880	36,380		23	195,880	50,380	246,260	
	豊山町	74,000	26,200	100,200		120,000	43,200		39	166,000	60,200		
	大口町	79,800		107,300		119,800		162,300	40	159,800	57,500		
	扶桑町	85,200				139,200		179,800	22	193,200		249,800	_
	大治町	93,800				145,800		181,800	20	197,800	48,000		
	蟹江町	89,900	22,500	112,400		136,900		171,400	32	183,900	46,500		
	飛島村	69,000	17,300	86,300		95,400		119,300	49	121,800	30,500		_
-	阿久比町	82,600	29,000	111,600		127,600			31	172,600	59,000		
	東浦町	92,900	31,400	124,300		136,900		188,300	16	180,900	71,400		_
	南知多町	118,300	26,200	144,500		185,300	39,200		3	252,300	52,200		
	美浜町	24,200	8,500	32,700		68,900	21,900	90,800	51	121,700	41,900		_
	武豊町	82,100	30,100	112,200		127,100	46,100	173,200	29	172,100	62,100		_
	幸田町	85,300	22,700	108,000		135,300	38,700		27	185,300	54,700		
	設楽町	29,400	11,700	41,100		68,700	27,300	96,000	50	114,800	45,600		_
	東栄町	67,100	30,200	97,300		103,800		150,600	45	140,500	63,400		
54	豊根村	57,200	18,200	75,400	47	103,000	32,300	135,300	48	143,000	44,700	187,700	48

国保料(税)の低所得減免・収入減の減免制度実施状況

			低所得者減免	収入減を	理由にした》	或免要件
ī	市町村名	実 施	減免要件	前年総所得	当年見込み 所得	当年/前年 減少割合
	合計	23	_	実	[施:52市町	村
1	名古屋市	\bigcirc	世帯合計が(65万円+35万円×被保険者数)以下の世帯 保険料減額の該当している世帯	1000 万円以下	264 万円以下	8/10 以下
2	豊橋市	0	世帯主及び世帯内の被保険者に市民税所得割額無いこと。 住民税で、障害者控除、寡婦(夫)控除に賀逸し、前年所得 が125万円以下			8/10 以下
3	岡崎市	0	国保加入者全員が市民税の申告をしており、国保加入者全員が市民税非課税世帯であること。所得対象者の合計人数 ×55万円+33万円を超えない世帯			1/2 以下
4	一宮市	\circ	①法定軽減世帯の均等割・平等割をさらに1割減免②世帯の総所得が200万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免			1/2 以下
5	瀬戸市	X	実施していない	300 万円以下		1/2 以下
6	半田市	0	非自発的な離職及び事業の廃業により、所得が著しく減少した者(非自発的失業軽減をうけておらず前年所得500万以下)僅かの所得金額で軽減判定を外れた世帯に対し、均等割及び平等割の1割を軽減	500 万円以下		7/10 以下
7	春日井市	0	学校教育法25条の規定により、就学援助を受けることとなった世帯。	400 万円以下		1/2 以下
8	豊川市	\circ	7 割軽減に該当する世帯(世帯の前年総所得額が33万円以下)、①世帯の前年総所得額が125万以下②市民税非課世帯のうち、2割、5割軽減に該当しない世帯	300 万円未満		7/10 以下
9	津島市	\bigcirc	前年の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯	500 万円以下		2/3 以下
10	碧南市	\circ	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得 金額が0円の場合	300 万円以下		1/2 以下
11	刈谷市	0	生活保護、災害により住宅・家財の価格 3/10 以上の損害、 世帯の中心となっていた被保険者が疾病、失業などにより当 該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下に減少すると認 められる場合、賦課期日現在、次ぎのいずれかに該当する 被保険者を含む世帯(1)身体障害者1,2,3級、4級(じん 臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5.6級(進行性筋萎縮症) (2)療育低調の判定AまたはB判定の知的障害者(3)精神 科医師に自閉症症群と診断された者(4)戦傷病者手帳を交 付された者、刈谷市母子家庭等医療費支給条例第2条の規 定に該当する被保険者を含む世帯	300 万円以下	300 万以下	1/2 以下
12	豊田市	0	生活保護基準の収入額と同額か、それ以下の低所得世帯	500 万円以下		1/2 以下
_	安城市	0	医療費助成を時実施し、前年所得150万以下	300 万円以下		1/2 以下
	西尾市	0	均等割及び平等割額のみを課税される場合	300 万円以下		1/2 以下
	蒲郡市	0	世帯主が被保険者であり、被保険者全員が市県民税非課税かつ固定資産税額が自己居住用のみで2万円未満の世帯のうち次の事項に該当するとき一軽減対象世帯、保険税の所得割が課税されない世帯		300 万円以下	
16	犬山市	×	なし	400 万円以下	生活保護基 準130%以下	2/3 以下
17	常滑市	X	実施していない	200 万円以下		1/2 以下
18	江南市	\bigcirc	福祉医療対象者	400 万円以下	生活保護基 準130%以下	2/3 以下
19	小牧市	X	実施していない	400 万円以下		7/10 以下
20	稲沢市	X		300 万円以下		1/2 以下
21	新城市	0	資産割額が課せられない法定軽減世帯の均等割・平等割額 を1割減免	200 万円以下		1/2 以下
22	東海市	X		200 万円以下		1/2 以下

			低所得者減免	収入減を	理由にした	或免要件
ī	市町村名	実施	減免要件	前年総所得	当年見込み 所得	当年/前年 減少割合
23	大府市	X		200 万円以下		1/2 以下
24	知多市	X	生活保護受給者	200 万円以下		1/2 以下
25	知立市	0	平成26年より資産割を廃止したことに伴い均等割額・平等割額が増額となる。激変緩和として、当分の間、法定軽減適用世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減	300 万円以下		1/2以下
26	尾張旭市	X		500 万円以下		1/2 以下
27	高浜市	×		300 万円以下	市民税所得割額12万円以内	1/2 以下
28	岩倉市	X		300 万円以下		2/3 以下
29	豊明市	0	納税義務者の長期療養、休廃業、障害者、寡婦	500 万円以下		2/3 以下
30	日進市	0	法定減免に0.5割の減免を加える	500 万円以下		7/10 以下
31	田原市	0	均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に該当・・均等割・平均割の1割減免。均等割・平均割のみの課税世帯で7割・5割・2割の軽減制度に非該当・・均等割・平均割の2割減免	300 万円以下		7/10 以下
32	愛西市	X		300 万円以下	200 万円以下	1/2 以下
33	清須市	X		200 万円以下		1/2 以下
34	北名古屋市	0	法定減免後の均等割額・平等割額の20/100を減免	200 万円以下		1/2 以下
35	弥富市	0	世帯主及び被保険者の前年の合計所得が33万円以下で、 減免申請前3カ月の平均月収が生活保護基準に規定する 基準生活費以下のもの 均等割・平等割1/2	362 万円以下		1/2 以下
36	みよし市	X		300 万以下		1/2 以下
37	あま市	X		300 万円以下		1/2 以下
38	長久手町	X		300 万円以下		1/2 以下
39	東郷町	\circ	生活保護受給者	300 万円以下		1/2 以下
40	豊山町	X		200 万円以下		1/2 以下
41	大口町	×		400 万円以下		2/3 以下
42	扶桑町	X		400 万以下		2/3 以下
	大治町	×		300 万円以下		1/2 以下
44	蟹江町	X				1/2 以下
45	飛島村	X		350 万円以下		1/2 以下
46	阿久比町	X		300 万円以下		1/2 以下
47	東浦町	X		300 万円以下		1/2 以下
48	南知多町	X		200 万円以下		1/2 以下
49	美浜町	X		300 万円以下		1/2 以下
50	武豊町	X		300 万円以下		1/2 以下
51	幸田町	0	法定減免を受けた人を除き、町民税が非課税世帯	300 万円以下		1/2 以下
52	設楽町	X		なし	•	•
53	東栄町	X				
54	豊根村	X		なし		

国保資格証明書等の交付状況一覧 (愛知県医務国保課提供資料より作成)

	## ## <i>#</i> #	;#-	4.44.44		佐田士	扣伊陀託		次私	7 = T DD - 1	
	世帯数	流 2014/6/1	納世帯数 2015/	6/1	2014/6/1	明保険証 2015	/6 /1		新証明書 2015	
市町村名	(A)	件数	件数	割合	件数	件数	割合	件数	件数	割合
<u> </u>	(2015/6/1)		(B)	(B/A)		(C)	(C/B)		(D)	(D/B)
全体合計	1, 080, 652	166, 140	157, 322	14. 6%	47, 690	47, 399	30. 1%	5, 577	4, 990	3. 2%
発行市町村割合	- 040 F0F	- 	100.0%	15 00/	98. 1%	100.0%	01 10/	44. 4%	38.9%	7 00/
1 名古屋市	349, 535	56, 914	52, 579	15.0%	13, 281	11, 086	21. 1%	4, 135	3, 764	7. 2%
2 豊橋市	52, 055	7, 060	8, 021	15. 4%	4, 431	5, 126	63. 9%	124	106	1. 3%
3 岡崎市	50, 692	7, 312	6, 201	12. 2%	2, 158	2, 844	45. 9%	643	505	8. 1%
4 一宮市	57, 879	13, 071	12, 433	21. 5%	1, 794	2, 458	19. 8% 25. 4%	228	193	1. 6%
5 瀬戸市	18, 776	3, 731	3, 855	20. 5%	846	980		0.5	0	0.0%
6 半田市	16, 231	2, 924	2, 606	16. 1%	272	239	9. 2%	25	18	0. 7%
7春日井市	45, 804	7, 593	7, 260	15. 9%	1, 530	1, 157	15. 9%	9	2	0.0%
8 豊川市	25, 658	3, 992	4, 129	16. 1%	1, 088	1, 247	30. 2%	46	41	1.0%
9津島市	9, 755	1, 273	1, 318	13. 5%	615	636	48. 3%		13	1.0%
10 碧南市	9, 309	787	729	7. 8%	288	209	28. 7%	4		0.00/
11 刈谷市	17, 714	1, 910	1, 974	11. 1%	688	734	37. 2%	1	0	0.0%
12 豊田市	53, 912	5, 266	5, 467	10.1%	3, 228	3, 515	64. 3%	5	3	0. 1%
13 安城市	23, 161	3, 468	3, 336	14. 4%	2, 571	1, 915	57. 4%	22	15	0. 4%
14 西尾市	23, 875	2, 937	2, 845	11. 9%	1, 357	1, 650	58.0%	82	73	2. 6%
15 蒲郡市	12, 283	1, 510	784	6. 4%	846	614	78.3%	2	1	0. 1%
16 犬山市	11, 119	860	780	7.0%	124	149	19.1%			
17 常滑市	7, 844	1, 534	838	10. 7%	30	23	2. 7%			
18 江南市	14, 820	1, 850	1, 922	13.0%	443	541	28. 1%		Ε0	0 10/
19 小牧市	22, 219	2, 849	2, 874	12. 9%	1, 045	994	34. 6%	62	59	2. 1%
20 稲沢市	19, 432	1, 578	1, 904	9.8%	596	700	36.8%	47	66	3. 5%
21 新城市	7, 085	567	631	8.9%	152	200	31. 7%	77	Ε0	1 00/
22 東海市	15, 298	4, 667	4, 377	28. 6%	633	755	17. 2%	77	58	1. 3%
23 大府市	11, 418	910	617	5. 4%	352	485	78.6%			
24 知多市	12, 879	2, 917	2, 798	21. 7%	839	745	26.6%			
25 知立市	8, 621	1, 129	1, 186	13.8%	311	418	35. 2%			
26 尾張旭市	11, 492 5, 360	926 1, 417	848	7. 4% 27. 2%	421 606	270 647	31. 8% 44. 4%	1		
27 高浜市			1, 457					2	17	1 20/
28 岩倉市 29 豊明市	7, 294 10, 016	1, 311 1, 407	1, 475		157 183	269 205	18. 2% 11. 3%		17	1. 2%
30 日進市	17, 705	1, 407	1, 810 1, 869	18. 1% 10. 6%	175	138			2	0. 1%
	10, 370	1, 070		10. 0%	381	290	7. 4% 27. 4%	2	Z	U. 1%
31 田原市 32 愛西市	9, 778	1, 039	1, 059 882	9.0%	252	129	14. 6%			
		1 00=					40 =0/			
33 清須市 34 北名古屋市	9, 5 <i>1</i> 2 12, 901	1, 695 3, 272		25. 4% 14. 0%	1, 268 1, 060		49. 5% 74. 9%			
35 弥富市	6, 112	1, 195	1, 261	20.6%	241	250				
36 みよし市	6, 363	1, 168	1, 693		141	77	4. 5%			
37 あま市	13, 697	2, 145	2, 364	17. 3%	708	514	21. 7%	4		
38 長久手市	6, 039	488	468	7. 7%	225		50.9%	1		
39 東郷町	5, 345	467	446	8.3%	155	120	26. 9%	1		
40 豊山町	2, 431	312	337	13. 9%	234		51. 9%			
41 大口町	2, 431	148	157	5. 3%	122		37. 6%	24	12	7. 6%
42 扶桑町	4, 701	542	495		213	178		24	12	1.0/0
43 大治町	4, 812	787	715	14. 9%	466	645				
44 蟹江町	5, 551	976	658	11. 9%	212	179				$\overline{}$
45 飛島村	619	38	23	3. 7%	2	3	13.0%			
46 阿久比町	3, 659	410	336	9. 2%	68	109	32. 4%	9		$\overline{}$
47 東浦町	6, 974	1, 172	829	11. 9%	120	143				
48 南知多町	3, 564	584	508	14. 3%	60	54	10.6%	24	35	6. 9%
49 美浜町	3, 375	283	255	7. 6%	135	134	52. 5%	2	- 55	3. 5/0
50 武豊町	6, 079	1, 368	1, 063	17. 5%	323	320	30. 1%		7	0. 7%
51 幸田町	4, 810	492	487	10.1%	231	259				/0
52 設楽町	903	30	78	8.6%	5	7	9.0%			$\overline{}$
53 東栄町	629	50		8. 1%	8					$\overline{}$
54 豊根村	160		1	,0		0				$\overline{}$
- · M 1	100						J. 0/0			

国保の資格証明書の実態

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※資格証明書を発行していないのは28市町村(51.9%)

※発行基準で「国の基準」としたのは20市町村(37.0%)、「独自配慮」が18市町村(33.4%) 「国の基準」:原爆医療・結核・精神など国が定める公費負担医療の対象には資格証明書を発行しない ※資格証明書の「義務教育修了前子ども世帯」及び「未解消世帯」の数は2015年8月1日現在の数

			滞納世	世帯数	資	格証明	書		テに :って	のい		代以 ⁻ 帯数·		
Ī	市町村名	世帯数	14/6/1	15/6/1	13/6/1	14/6/1	15/6/1	必ず面談する	面談なくても	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)
	合計	1,083,652	166,140	157,352	6,044	5,577	4,994	-	_	527	175	313	174	211
ī	市町村数	_	53	54	26	24	22	11	17	12	6	11	8	7
市	町村割合	_	_	100.0%	48.1%	44.4%	40.7%	20%	31%	22%	11%	20%	15%	13%
1	名古屋市	349,535	56,914	52,579	4,347	4,135	3,764		\bigcirc	394	150	260	146	171
2	豊橋市	52,055	7,060	8,021	147	124	106		0	2	2	1	0	1
3	岡崎市	50,692	7,312	6,201	840	643	505		\circ	44	18	24	13	25
4	一宮市	57,879	13,071	12,433	75	228	193		0	0				
5	瀬戸市	18,776	3,731	3,855	4			\bigcirc		0				
6		16,231	2,924	2,606	31	25	18	Ö		0				
7	春日井市	45,804	7,593	7,260	20	9	2		0	0				
8	豊川市	25,658	3,992	4,129	45	46	41		0	0				
9	津島市	9,755	1,273	1,318			13							
	碧南市	9,309	787	729	1	1				0				
	刈谷市 豊田市	17,714 53,912	1,910 5,266	1,974 5,497	9	1 5	3	\bigcirc	0	0				
	安城市	23,161	3,468	3,336	26	22	15		\bigcirc	0				
	西尾市	23,875	2,937	2,845	69	82	73	0	Ü	10	3	8	3	3
15	蒲郡市	12,283	1,510	784	3	2	1		0	1	1	3	0	0
	犬山市	11,119	860	780										
	常滑市	7,844	1,534	838										
	江南市 小牧市	14,820	1,850	1,922	00	60	EO			10	1	10	Е	n
	が牧巾 稲沢市	22,219 19,432	2,849 1,578	2,874 1,904	90 50	62 47	59 66		0	18 4	0	12 1	5 2	8
	新城市	7,085	567	631	50	11	00			4	0	1		
	東海市	15,298	4,667	4,377	76	77	58		0	48	0	0	0	0
	大府市	11,418	910	617										
	知多市	12,879	2,917	2,798										
	知立市	8,621	1,129	1,186										
	尾張旭市	11,492	926	848	4	4	3		0	0	-			
27	高浜市	5,360	1,417	1,457	1	1	1	\circ		0				

	うち、	、未角	邓消					ž	笔行 院	き外て	『配慮している点		
世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)	国の基準	独自配慮	高校生世代	障害者·母子	病弱者がいる		そ の 他	市町村名	Ż
78	9	15	9	12	_	_	_	_	_	_	_	合計	
3	1	2	2	1	20	18	9	14	6	13	_	市町村数	汝
6%	2%	4%	4%	2%	37%	33%	17%	26%	11%	24%	_	市町村割	合
29	9	14	8	12								名古屋市	1
0						0		0		0	・こども医療助成制度の対象世帯 ・前年度及び当該年度に納付相談等 があり、納付確認又は納付約束ができ ている世帯	豊橋市	2
0					\bigcirc							岡崎市	3
						0	\circ	\circ		\circ	70歳から74歳の高齢受給者証交付世帯	一宮市	4
					\bigcirc							瀬戸市	5
\sqcup						0		\circ				半田市	6
						0	\circ			\circ	れている場合	春日井市	7
						0		\circ	0	\circ		豊川市	8
\sqcup					0							津島市	9
\vdash												碧南市	10 11
\vdash					0	\cap	\bigcirc	\bigcirc				刈谷市 豊田市	12
					\bigcirc							安城市	13
0					Ö	0	0		0			西尾市	14
						0		0		0	蒲郡市国民健康保険税条例第29条第 1項の表第6号に規定する減免の理由 に該当する世帯(前年所得300万円以 下で、生計中心者が6か月以上の長期 療養又は自己都合・定年以外の理由 で失業・事業廃止又は災害による死亡 により、前年に比べて3割以上所得が 減少すると認められる世帯)	蒲郡市	15
										0	情を個々に聞き取り判断している	犬山市	16
					0	0		\circ				常滑市	17
						0				0		江南市	18
0						0		0	0			<u>小牧市</u> 稲沢市	19 20
										\cup		<u> </u>	21
48					0							東海市	22
						\circ		\bigcirc				大府市	23
												知多市	24
					0							知立市	25
igwdap					0							尾張旭市	26
					\cup							高浜市	27

			滞納世	世帯数	資	格証明	<u></u> 書		行に :って	のし			下の子 ·子ど	
Ī	市町村名	世帯数	14/6/1	15/6/1	13/6/1	14/6/1	15/6/1	必ず面談する	面談なくても	世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)
28	岩倉市	7,294	1,311	1,475	25	2	17	0		0				
29	豊明市	10,016	1,407	1,810										
30	日進市	17,705	1,878	1,869			2		\circ					
31	田原市	10,370	1,039	1,059	3	2		\bigcirc		0				
	愛西市	9,778	1,931	882										
	清須市	9,572	1,695	2,427										
	北名古屋市	12,901	3,272	1,806										
	弥富市	6,112	1,195	1,261										
36	みよし市	6,363	1,168	1,693										
37	あま市	13,697	2,145	2,364	11	4		0		1	0	1	1	0
38	長久手市	6,039	488	468	1	1			0	0				
39	東郷町	5,345	467	446										
40	豊山町	2,431	312	337										
41	大口町	2,967	148	157	10	24	12		0	2	0	1	2	0
42	扶桑町	4,701	542	495										
43	大治町	7,812	787	715										
44	蟹江町	5,551	976	658										
	飛島村	619	38	23										
	阿久比町	3,659	410	336	8	9		\bigcirc		1	0	1	0	0
	東浦町	6,974	1,172	829				\bigcirc						
	南知多町	3,564	584	508	33	24	35		\circ	2	0	1	2	1
	美浜町	3,375	283	255		2		\bigcirc		0				
	武豊町	6,079	1,368	1,063	115		7							
51	幸田町	4,810	492	487										
52	設楽町	903	30	78										
53		629	50	51										
54	豊根村	160		1										

	うち	、未角	解消					Š	発行隊	余外で	で配慮している点		
世帯数	乳幼児(人)	小学生(人)	中学生(人)	高校生(人)	国の基準	独自配慮	高校生世代	障害者・母子	病弱者がいる		その他	市町村名	艺
0						0	0	0		0	母子・病弱者の居る世帯には、一律ではないが、世帯状況に応じて除外している	岩倉市	28
												豊明市	29
					0	0	0	\circ	0			日進市	30
						0	0					田原市	31
												愛西市	32
												清須市	33
												北名古屋市	34
												弥富市	35
											Virginia and the second	みよし市	36
1	0	1	1	0		0				0	資格証明書交付世帯で、高校生世代 以下の子どもにおいては短期保険証 を交付	あま市	37
					\bigcirc							長久手市	38
					$\overline{\bigcirc}$							東郷町	39
												豊山町	40
0								0	0	0	分納誓約書を提出、納付の約束をして いる場合は、除外している	大口町	41
												扶桑町	42
												大治町	43
												蟹江町	44
												飛島村	45
0					\circ							阿久比町	46
							\circ	\circ		\circ	公費負担医療対象者	東浦町	47
0					\circ							南知多町	48
						\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	分割納付履行世帯	美浜町	49
					0							武豊町	50
					\bigcirc							幸田町	51
												設楽町	52
												東栄町	53
					\bigcirc							豊根村	54

国保の短期保険証の実態

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数・短期保険証件数は2015年6月1日、短期保険証の種類の数字は2015年8月1日現在 ※名古屋市は期間の統計なし

※名古屋市、一宮市、大府市、岩倉市、豊明市、長久手市、扶桑町、美浜町の数は世帯数

		滞納 世帯数 (2015年6月) 短期保険証有効期限内訳(2015年8月1日) 1カ月 2カ月 3カ月 4カ月 5カ月 6カ月 1年 その他 備考									
Ī	市町村名	世帯数	件数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	
	2012年	187,517	54,425	4,618	872	7,089	528	698	36,267	1,745	21,970
	2013年	163,570	58,046	4,978	660	6,749	171	358	41,477	1,893	17,093
	2014年	166,140	47,690	4,201	598	4,864	502	318	43,760	1,353	13,791
	2015年	157,322	47,399	4,358	684	5,800	390	231	38,452	1,691	11,094
1	名古屋市	52,579	11,086								10,466世帯 ※期間別の 統計は取っ ていない
2	豊橋市	8,021	5,126						8,729		
3	岡崎市	6,201	2,844						2,652		
4	一宮市	12,433	2,458	43	54	53	55	128	1,151	0	※世帯数
5	瀬戸市	3,855	980	398	0	355	0	0	313	784	
6	半田市	2,606	239			97			126		
7	春日井市	7,260	1,157	414	33	23	20	49	18	4	その他509
8	豊川市	4,129	1,247						1,177		
9	津島市	1,318	636	65	125	145	86	18	725	3	
10	碧南市	729	209						456		
11	刈谷市	1,974	734			391			1,052	17	
12	豊田市	5,467	3,515	608					4,280		
13	安城市	3,336	1,915						3,349		
14	西尾市	2,845	1,650						2,888		
15	蒲郡市	784	614	346	345	240	207	29	399	0	その他119
16	犬山市	780	149						286		
17	常滑市	838	23						40		
18	江南市	1,922	541						654		
19	小牧市	2,874	994	480		473			132		
20	稲沢市	1,904	700			558			671	253	
21	新城市	631	200	205	13	109	0	0	46	0	
22	東海市	4,377	755	不明	0	0	0	0	0	0	
23	大府市	617	485						471		※世帯数
24	知多市	2,798	745						703		
25	知立市	1,186	418						795		
26	尾張旭市	848	270						678		
27	高浜市	1,457	647						1,389		
28	岩倉市	1,475	269						264		※世帯数
29	豊明市	1,810	205						217		※世帯数
30	日進市	1,869	138	10	2	7	0	0	127	0	

		滞納	短期		短其	胡保険証	有効期	限内訳(2	2015年8.	月1日)	
ī	市町村名	世帯数	保険証 件数 (2015年6月)	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他 備考
31	田原市	1,059	290	115		15			629		
32	愛西市	882	129	171		267			151		
33	清須市	2,427	1,202			781			89		
34	北名古屋市	1,806	1,353			997			307		
35	弥富市	1,261	250	0	0	0	0	0	515	0	
36	みよし市	1,693	77			35			238		
37	あま市	2,364	514	1,261	99	28	12	3	516	5	
38	長久手市	468	238			142			72		※6/1世帯数
39	東郷町	446	120	3		222			81		
40	豊山町	337	175	111	0	59	0	0	0	0	
41	大口町	157	59	13	1	14	0	4	201	0	
42	扶桑町	495	178						232		※世帯数
43	大治町	715	645						775		
44	蟹江町	658	179			370			244		
45	飛島村	23	3	6	1	1					
46	阿久比町	336	109	109	11				36	0	
47	東浦町	829	143						332		
48	南知多町	508	54	0	0	0	0	0	112	0	
49	美浜町	255	134						134		※世帯数
50	武豊町	1,063	320							625	
51	幸田町	487	259			401			0		
52	設楽町	78	7				10				
53	東栄町	51	12			17					
54	豊根村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

国保の滞納者差押え状況

- ※滞納世帯数は、2015年6月1日現在の数字である。 ※豊田市、常滑市の差押金額は市税全体、大府市の金額はおよその金額。 ※稲沢市の予告通知書は催告書による予告(市全体)。

							2014年	F度実績			
		滞納 世帯数	予告通知 送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額
20	11年合計	185,517	18,896	10,871	1,314	7,031	1,192	7	1,334	4,668	622,701,965
20	12年合計	163,570	27,880	12,727	1,188	8,714	752	24	2,073	5,042	703,623,805
20	13年合計	166,147	28,225	12,048	1,146	8,111	901	32	1,890	4,510	361,877,736
20	14年合計	157,322	15,826	12,735	1,360	8,513	933	15	1,929	6,248	486,130,796
1	名古屋市	52,579	3,048	3,286	29	2,497	281	不明	479	4,388	330,199,872
2	豊橋市	8,021	1,746	922	417	440	37	0	28	22	290,000
3	岡崎市	6,201	_	240	0	231	2	0	7	0	0
4	一宮市	12,433	把握してない	1,023	346	325			352	12	17,963,617
5	瀬戸市	3,855	4	4	0	4	0	0	0	0	0
6	半田市	2,606	2,237	448	14	410	11	2	13	0	0
7	春日井市	7,260	1,289	685	99	420	166		0	0	0
8	豊川市	4,129	不明	175	34	74	49	2	18	1	323,050
9	津島市	1,318	389	90	35	42	0	0	13	32	2,769,901
10	碧南市	729	把握してない	334	16	249	9	0	60	1	382,900
11	刈谷市	1,974	548	432	5	412	13		2	1	12,290
12	豊田市	5,467	把握してない	484	25	349	38		72	3	6,307,105
13	安城市	3,336	不明	497	18	356	36	2	87	不明	不明
14	西尾市	2,845	156	499	62	417	6	2	14	0	0
15	蒲郡市	784	762	93	6	82	3		2	2	57,999
16	犬山市	780	1,472	151	0	104	7	0	40	1	9,970
17	常滑市	838	不明	190	9	124	14	0	43	325	33,089,809
18	江南市	1,922		0							すべて未記入
19	小牧市	2,874	135					0			内訳不明
20	稲沢市	1,904	1,904	322	83	53	105	0	81	5	9,741,684
21	新城市	631	21	10	0	10	0	0	0	0	0
22	東海市	4,377	不明	347	15	287			45	482	19,704,860
23	大府市	617		0						148	12,000,000
24	知多市	2,798	248	248	2	177	6	0	63	0	0
25	知立市	1,186	不明	446	11	281	25	0	129	1	5,600
26	尾張旭市	848	218	218	16	183	15	2	4	3	69,005
27	高浜市	1,457	カウントなし	11	0	4	1	0	6	0	0
28	岩倉市	1,475	118	113	0	67	8	0	38	0	0
29	豊明市	1,810	不明	144	13	110	11	0	10	0	0
30	日進市	1,869	23	35	14	13	2	0	6	0	0

		SILL ()					2014年	F度実績			
		滞納 世帯数	予告通知 送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額
31	田原市	1,059	66	60	9	41	7	2	3	0	0
32	愛西市	882	53	11	6	3	2	0	0	0	0
33	清須市	2,427	370	20	0	16	4	0	0	0	0
34	北名古屋市	1,806	不明	196	26	149	10	1	11	0	0
35	弥富市	1,261	_	-	ı	1	-	_	ı	ı	_
36	みよし市	1,693	100	23	1	7	1	0	14	0	0
37	あま市	2,364	29	5	0	5	0	0	0	0	0
38	長久手市	468	67	40	0	37	3	1	0	0	0
39	東郷町	446	156	156	0	121	3	0	32		
40	豊山町	337	0	6		6				6	439,700
41	大口町	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	扶桑町	495	200	57	4	34	16	1	3	0	0
43	大治町	715	_	-	_	_	_	-	_	_	_
44	蟹江町	658		342	25	138	22		157	775	47,788,798
45	飛島村	23		0							すべて未記入
46	阿久比町	336	56	63	11	18	3	0	31	40	4,974,636
47	東浦町	829	168	131	0	86	6	0	39	0	0
48	南知多町	508	21	9	0	5	4	0	0	0	0
49	美浜町	255		17	1	8	4		4	0	0
50	武豊町	1,063	221	136	5	109	2	0	20	0	0
51	幸田町	487	未集計	15	3	8	1	0	3	0	0
52	設楽町	78		0							すべて未記入
53	東栄町	51	0	0							
54	豊根村	1	1	1	0	1	0	0	0	0	

国保の留め置き、未交付など

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2015年6月1日現在。

※小牧市、知多市、岩倉市、豊明市、北名古屋市、長久手市は世帯数。

※空白はアンケート未記入である。

【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す。 【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す。

		二世纪由	短期	資格	2013年	度実績	2014年	実績	2015年	実績	
市	ī町村名 -	滞納 世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	留め置き 人数	未交付 人数	留め置き 人数	未交付 人数	その他・備考
	合計	157,322	47,399	4,990	7,374	4,100	5,182	3,096	5,870	3,197	
1	名古屋市	52,579	11,086	3,764	不明						統計は取ってい ない
2	豊橋市	8,021	5,126	106	328	48	611	50	658	9	
3	岡崎市	6,201	2,844	505	621		68	0	254		
4	一宮市	12,433	2,458	193	0		0		0		短期保険証の有 効期限が過ぎた 後、国保税の納 付や納付相談が なく、未更新と なっている数 852世帯(2015年 7月31日現在)
5	瀬戸市	3,855	980	0							①保険配達れたの②通答理がおりでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
6	半田市	2,606	239	18	0	65		75	84		
7	春日井市	7,260	1,157	2	168	957	94	424	271	139	
8	豊川市	4,129	1,247	41	515	80	386	40	522	0	
9	津島市	1,318	636	13	13	272	2	265	3	170	
10	碧南市	729	209		36		25		22		
11	刈谷市	1,974	734		1,124	39	314	0	80	0	
12	豊田市	5,467	3,515	3	0	0	0	0	0	0	
13	安城市	3,336	1,915	15	184	0	275	0	233	0	
14		2,845	1,650	73	394	0	243	0	372	0	
15	蒲郡市	784	614	1	792	9	572	1	763	1	
16	犬山市	780	149		115		224		602		保険証美受理 474人(382世 帯)、短期保険 美受理129人(6 2世帯)
17	常滑市	838	23		0	32		33		45	
18	江南市	1,922	541		未集計	95	84		30	31	
19		2,874	994	59	467		489		372	886	
20		1,904	700	66	0	0	0	0	0	0	
21	新城市	631	200		0	93	0	84	64		

		: ተተ «ተ	短期	資格	2013年	度実績	2014年	実績	2015年	実績	
市地	町村名	滞納 世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	留め置き 人数	未交付 人数	留め置き 人数	未交付 人数	その他・備考
22	東海市	4,377	755	58	不明	不明	不明	不明	不明	不明	保険証の届いていない(交付していない)人数の、 把握できるシステムが無い
23 5	大府市	617	485		1,022	不明	525	不明	97	0	
24 Þ	知多市	2,798	745		121		173	不明	99	不明	*世帯数
	知立市	1,186	418		0	272	11	175	21	244	
-	尾張旭市	848	270		0	0	0	0	0	0	
	高浜市	1,457	647		0	0	0	0	0	0	
28 뉚	岩倉市	1,475	269	17	171	171	139	139	143	0	※世帯数
29 불	豊明市	1,810	205		137	0	137	0	137	0	
30	日進市	1,869	138	2	0	186	0	77	0	109	
31 E	田原市	1,059	290		0	214	0	201	0	149	
32 💆	愛西市	882	129		238	0	330	0	390	0	
33 🕴	清須市	2,427	1,202		202	0		293		23	
34 ‡	化名古屋市	1,806	1,353		36	265	18	308	16	253	※世帯数
35 号	弥富市	1,261	250		6	84	3	48	0	29	
36 ž	みよし市	1,693	77		72	0	52	0	58	0	
37 đ	あま市	2,364	514		15	799	17	634	32	841	
38 ∄	長久手市	468	238		100	0					来庁通知を送付 したが未来庁で 短期証が手元に 届いていない世 帯は、平成27年 7月末日現在24 世帯
39 J	東郷町	446	120		48	0	20	0	33	0	
40 분	豊山町	337	175		17	0	7	0	27	0	
41 7	大口町	157	59	12	27	96	25	76	16	80	
42 ±		495	178		不明		不明		76		※世帯数
43 7	大治町	715	645		144	0	121	0	192	0	
44 詹	蟹江町	658	179		115	0	97	0	72	0	
45 Ē	飛島村	23	3		0	0	0	0	0	0	
46 ß	阿久比町	336	109		3	23	2	16	7	11	
47 J	東浦町	829	143		0	65	0	63	0	70	
48	南知多町	508	54	35	0	29	0	20	0	21	
-	美浜町	255	134		0	0	0	0	0	0	
-	武豊町	1,063	320	7	8	206	4	74	4	86	
-	幸田町	487	259	·	135	0	114	0	120	0	
	設楽町	78	7		0	0	_				
	東栄町	51	12		0	0	0	0	0	0	
-	豊根村	1	0		0	0	0	0	0	0	

国保の医療費一部負担金減免制度の実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※減免制度を設けているのが50市町村(92.6%)

※生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは49市町村(91%)

市町村名がゴチック:新実施自治体は安城市・小牧市・岩倉市

「実施」欄は次の通り。◎:生保基準で実施、○:実施、△:検討中、×:未実施

				201	4年度実績	実施予定や
	市町村名	実施	生活保護基準を基にした減免内容	件数	 	その他コメント
愛	知県合計	50	(生活保護基準減免実施数:49)	126	14,186,463	未実施:4
1	名古屋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	9	9,226,726	
2	豊橋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
3	岡崎市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…140%以内	0	0	
4	一宮市	0	免除•減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	42	51,000	
5	瀬戸市	0	免除…110%以内 減額…115%以内(8割)、120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
6	半田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内			
7	春日井市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5·8割)	0	0	
8	豊川市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0	
9	津島市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
10	碧南市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
11	刈谷市	0	免除…110%以内	0	0	
12	豊田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
13	安城市	0	免除…100%以内	0	0	
14	西尾市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
15	蒲郡市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
16	犬山市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
17	常滑市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
18	江南市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2•4•6•8割)	3	1,190,727	
19	小牧市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	6	2,012,974	
20	稲沢市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割)	52	339,948	
21	新城市	×		0	0	検討中
22	東海市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%未満	0	0	
23	大府市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
24	知多市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	1	109,176	
25	知立市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	

	± m++ &	中长	火江炽菜甘淮大甘 厂 1 4 减免内容	201	4年度実績	実施予定や
	市町村名 	実施	生活保護基準を基にした減免内容	件数	金額	その他コメント
26	尾張旭市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	2	176,508	
27	高浜市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	2	357,429	
28	岩倉市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	6	16,465	
29	豊明市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
30	日進市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
31	田原市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2•4•6•8割)	0	0	
32	愛西市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
33	清須市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
34	北名古屋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
35	弥富市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
36	みよし市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
37	あま市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	3	705,510	
38	長久手市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
39	東郷町	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割)	0	0	
40	豊山町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
41	大口町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
42	扶桑町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
43	大治町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
44	蟹江町	0	免除…110%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
45	飛島村	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
46	阿久比町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
47	東浦町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
48	南知多町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
49	美浜町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
50	武豊町	\circ		0	0	
51	幸田町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
52	設楽町	Δ		0	0	検討中
53	東栄町	×		0	0	
54	豊根村	X		0	0	

後期高齢者医療における滞納者数等について

中野内谷								2014年度 2013年度					
会計 81,0604 12,362 1518 836 6.768 137 22,495,356 161,200 137 17,087,370 17,087,370 12 皇権市 258,797 3,279 1,278 315 9,618 57 15,493,039 27,1808 6 3,1818 1 5,913 5,913 2 691,500 4 一室市 37,269 329 0.888 42 12,778 8 559,000 69,875 7 847,500 7 847,500	١,	击町村夕	被保険者数	保険料法	滞納者数	短期保険 	証発行数		2014年度		20	013年度	
2 豊田市 288.797 3.279 1.278 315 9.618 57 15,493,039 271,808 6 3.181,300 2 豊田市 42,187 685 1.628 61 8.918 1 5.913 5.913 5.913 2 691,500	'	מי ניד נשנון:											
2 登橋市 42,187 685 1.62% 61 8.91% 1 5.913 5.913 5.913 2 691,500 4 一宮市 45,436 424 0.93% 49 11,568 16 1,176,860 73,554 20 4,051,972 5 瀬戸市 16,757 541 3.23% 19 21,95% 7 291,296 41,614 6 718,600 73,554 20 4,051,972 7 65 7 61 1,368 10 1,000 10 1,322,900 32,230 3 148,600 8 6 7 7 6 7 7 6 7 7 7		合計	816,604	12,362	1.51%	836	6.76%	137	22,495,356	164,200	137	17,087,370	
回解音 37,269 329 0.888 42 12.778 8 559,000 69,875 7 847,500 69,875 7 847,500 6 十田市 12,846 41 0.328 9 21,958 7 291,296 41,614 6 718,600 78,614 32,248 37,431 14,58 0 0.08 10 1,322,900 13,229 31,616 2968 0 0 0 0 0 0 78,614 32,743 11,458 0 0.008 10 1,322,900 13,229 31,829 31,829 31,848 0 0.08 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1		258,797			315		57	15,493,039	271,808		3,181,300	
4 一合市 45.436 424 0.93% 49 11.66% 16 1.176,860 73.554 20 4.051,972												691,500	
5 瀬戸市 16,757 541 3.23% 16 2.96% 0	_								,				
6 半用市 12,846 41 0.32% 9 21.95% 7 291.296 41.614 6 718.600 8 部川市 21,299 179 0.84% 38 21.23% 4 295.000 73,750 7 4,239,400 1 21,229 179 0.84% 38 21.23% 4 295.000 73,750 7 4,239,400 1 2 整節市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 2 整田市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 2 2 整田市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 2 整田市 13,7427 388 1.04% 86 22.16% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 2 2 2 2 2 2 2									, ,	· ·		4,051,972	
Regular												0	
8 野川市 21,299 179 0.84% 38 21,23% 4 295,000 73,750 7 4,239,400 9 津島市 8,068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-												
9 津島市 8.043 135 1.68% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 1 1 28 南市 8.068 23 0.29% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 刈谷市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 刈谷市 12,550 20 0.16% 5 25.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 豊田市 16,402 83 0.51% 36 43.37% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 4 延尾市 16,402 83 0.51% 36 43.37% 0 0 0 0 0 0 0 0 1 4 延尾市 19,485 38 0.20% 15 39.47% 4 1.257.500 314,375 3 54.890 16 次山市 9,355 82 0.88% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 1 7 溶滑市 7,431 24 0.32% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 4 419.300 17 溶滑市 7,431 24 0.32% 0 0.00% 0 0 0 0 1 4 419.300 17 溶滑市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 419.300 18 江南市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 1 419.300 18 江南市 12,669 138 1.14% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 1 7 7 次滑市 8,443 84 0.99% 2 2.38% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_								, ,				
10 割南市												4,239,400	
11 知谷市	-											0	
12 雲田市	-												
13 安城市	_											ŭ	
14 西尾市	_											0	
15	-											54,800	
16 大山市												0	
17 常滑市	_					1		0	0			0	
19 小牧市	-			24		0	0.00%	0	0	0	1	419,300	
15.881	18		12,069	138	1.14%	0	0.00%	0	0	0	0	0	
野城市	19	小牧市	14,603	128	0.88%	16	12.50%	9	1,054,200	117,133	67	930,500	
東海市				112				21	1,039,648	49,507	13	717,821	
大府市												0	
24 知多市 9,323 30 0.32% 5 16.67% 0	_											0	
25 知立市 6,261 57 0.91% 2 3.51% 0	_											0	
26 尾張旭市 8,862 63 0.71% 5 7.94% 0 <td>_</td> <td></td>	_												
27 高浜市 4,452 88 1.98% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0												ŭ	
接触性 1.00mm 1.	-												
29 豊明市 7,489 44 0.59% 8 18.18% 0 0 <td></td>													
30 日進市 7,640 188 2.46% 3 1.60% 0 0 0 0 0 0 0 0 0												<u> </u>	
田原市	_												
32 愛西市	-												
33 清須市	-										_		
34 北名古屋市 8,380 132 1.58% 0 0.00% 0 </td <td></td> <td>0</td>												0	
35 弥富市	_											0	
36 みよし市 4,103 25 0.61% 4 16.00% 0 0 0 0 0 0 0 37 あま市 9,480 123 1.30% 17 13.82% 0 0 0 0 2 1,086,077 38 長久手市 3,636 18 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0												0	
38 長久手市 3,636 18 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 39 東郷町 3,774 66 1.75% 1 1.52% 0 0 0 0 0 0 0 0 0	-							0			0	0	
39 東郷町 3,774 66 1.75% 1 1.52% 0 0 0 0 0 40 豊山町 1,374 13 0.95% 0 0.00% 0 0 0 0 0 41 大口町 2,256 10 0.44% 0 0.00% 0 0 0 0 0 42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37	あま市	9,480	123	1.30%	17	13.82%	0	0	0	2	1,086,077	
40 豊山町 1,374 13 0.95% 0 0.00% 0	38		3,636	18	0.50%	0	0.00%	0	0		0	0	
41 大口町 2,256 10 0.44% 0 0.00% 0 0 0 0 0 42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0<	-											0	
42 扶桑町 4,157 72 1.73% 0 0.00% 0 0 0 0 0 43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 <td></td> <td>0</td>												0	
43 大治町 2,587 14 0.54% 6 42.86% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_											0	
44 蟹江町 4,037 103 2.55% 1 0.97% 0 0 0 0 0 45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% </td <td>-</td> <td></td> <td>0</td>	-											0	
45 飛島村 650 28 4.31% 1 3.57% 0 0 0 0 0 46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0											-	0	
46 阿久比町 3,221 16 0.50% 0 0.00% 0 0 0 0 0 47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0 0 0 0 0 48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	_											0	
47 東浦町 5,463 17 0.31% 0 0.00% 0	-												
48 南知多町 3,513 19 0.54% 0 0.00% 0 0 0 0 0 49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 555.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	_											_	
49 美浜町 3,116 8 0.26% 6 75.00% 0 0 0 0 0 50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-												
50 武豊町 4,308 9 0.21% 5 55.56% 0 0 0 0 0 51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0													
51 幸田町 3,652 11 0.30% 3 27.27% 0 0 0 0 0 52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-												
52 設楽町 1,585 10 0.63% 0 0.00% 0 0 0 0 0 53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0	-												
53 東栄町 1,125 7 0.62% 0 0.00% 0 0 0 0 0													
												0	
	-											0	

福祉給付金制度(後期高齢者福祉医療費給付制度)の実施状況一覧

- ※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、 従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した
- ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは45市町村 (83.3%)
- ※「ひとり暮らし」欄 〇印:従来通り継続 〇印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
- ※県基準から何らかの拡大をしているのは51市町村(94.4%)
- ※名古屋市は県内で唯一年齢を拡大している(70~74歳を対象)
- ※「拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施(瀬戸市・あま市・東栄町)
- ※母子等、戦傷病者等の所得制限超過者を対象としている市町村があるが、この表からは略している
- ※後期高齢者医療被保険者のうち、後期高齢者福祉医療費給付金の対象となっている割合は18.1%

市町村名			福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金)	後期高齢者 医療被保険	後期高齢者福祉医療費 給付制度対象者数 (2015 年 8 月 1 日現在)				
Г	市町村名	ひとり暮らし	の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2015 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大		
	合計	45	県制度から拡大:51市町村	816,604	141,424	9,680	10,801		
1	名古屋市	×	①ねたきり・認知症の人は特別障害者手当受給者限度額まで(所得制限緩和) ②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	258,797	52,983	_	9,197		
2	豊橋市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	42,187	6,974	784	157		
3	岡崎市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(通院は自立支援医療のみ、入院 は全額)	37,269	6,311	623	0		
4	一宮市		①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	45,436	7,747	928	171		
5	瀬戸市	X	*	16,757	2,666	_	_		
6	半田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に扶養義務者なし。税被 扶養者・施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者(市民税非課税世帯のみ)	12,846	1,964	44	29		
7	春日井市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	32,704	4,738	117	81		
8	豊川市	0	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	21,299	3,598	594	0		
9	津島市	×	自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	8,043	1,171		96		
10	碧南市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,068	1,253	141	31		
11	刈谷市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	12,550	1,913	223	99		
12	豊田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成) ③市民税非課税世帯の要介護3認定者	37,427	6,839	419	148		
13	安城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	16,402	3,273	917	58		
14	西尾市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	19,485	3,065	351	85		

	. = =	ひとり暮ら	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金)	後期高齢者 医療被保険	給付制	常者福祉医療費 制度対象者数 :8月1日現在)		
7	5町村名	う暮らし	の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2015 年 8 月 1 日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大	
15	蒲郡市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	11,387	1,696	295	30	
16	犬山市	0	ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外)	9,355	1,572	278	_	
17	常滑市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,431	855	43	3	
18	江南市	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	12,069	1,818	_	39	
19	小牧市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	14,603	2,121	88	18	
20	稲沢市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	15,881	2,537	322	75	
21	新城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院1/2助成)	8,443	1,235	173	19	
22	東海市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④東海市特定疾病認定患者	10,904	1,837	274	83	
23	大府市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	8,095	1,145	_	22	
24	知多市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし。施設入所者・ 税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	9,323	1,352	124	0	
25	知立市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	6,261	1,059	166	16	
26	尾張旭市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成) ④特定疾患医療給付事業受給者の特定疾患以外の診療	8,862	1,346	81	95	
27	高浜市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,452	274	253	21	
28	岩倉市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	5,052	904	216	0	
29	豊明市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(通院全額、入院1/2助成)	7,489	1,440	305	20	
30	日進市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外。遺族年金を所得判定に含む) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,640	53	38	15	
31	田原市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,419	1,484	313	0	
32	愛西市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税被扶養者は対象外) ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	8,675	1,446	265	2	
33	清須市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(隣地に親族なし) ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	7,218	1,438	444	3	

市町村名		ひとり	福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付金)	後期高齢者 医療被保険	後期高額 給付額 (2015 年	給者福祉医療費制度対象者数 18月1日現在)			
Ī	市町村名	とり暮らし	の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2015 年 8 月 1 日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大		
34	北名古屋市	\circ	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない。税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	8,380	1,283	120	16		
35	弥富市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,988	747	35	39		
36	みよし市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	4,103	727	62	41		
37	あま市	Χ	*	9,480	1,323		_		
38	長久手市	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院	3,636	466		0		
39	東郷町	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,774	492	_	9		
40	豊山町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉手帳3級	1,374	242	19	0		
41	大口町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	2,256	330	16	10		
42	扶桑町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	4,157	602	15	15		
43	大治町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院。入院 は全額助成)	2,587	430	68	1		
44	蟹江町	×	精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院。入院は全額助成)	4,037	562		0		
45	飛島村	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	650	104	24	0		
46	阿久比町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,221	407	14	0		
47	東浦町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(入院のみ)	5,463	873	122	6		
48	南知多町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(町内に親族なし。施設入所者は対象外。1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,513	634	129	18		
49	美浜町	\circ	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,116	475	54	11		
50	武豊町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	4,308	726	62	10		
51	幸田町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は対象外) ②精神3級所持者の精神疾患による入院(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	3,652	527	16	12		
52	設楽町	0	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。施設入所者・税 被扶養者は対象外)	1,585	192	58			
53	東栄町	X		1,125	128	_	_		
54	豊根村	0	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。施設入所者対象外。1/2助成)	370	47	47	—		

子ども医療費助成制度の実施状況

- ※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)
- ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む
- ※市町村名が**白抜き**: 通院・入院とも中学校卒業まで自己負担・所得制限なしで実施(2015年4月現在、43市町村)
- ※★印:東郷町・飛島村・設楽町は入通院とも、安城市・南知多町は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大
- ※◆印:豊橋市・半田市・犬山市・常滑市・北名古屋市・あま市・南知多町は自己負担あり
- ※▲印:津島市・北名古屋市は所得制限無料に所得制限あり(津島市は市民税所得割5万円以下の世帯まで。北名古屋市は市民税非課税・均等割のみ世帯に限定)
- ※2014年9月と2015年9月の通院での実施数・割合の変化(実施予定含む)
 - ・「中学校卒業」以上を無料:43(79.6%)→46(85.1%)
- ※ゴチックは昨年キャラバン以降の変更部分(2016年4月実施予定を含む)

ī	市町村名	通院	入院
県	基準を拡大	54(100%)	7(13.0%)
小	卒まで無料	48(88.9%)	_
中	卒まで無料	46(85.1%)	_
18 歳	ま年度末まで無料	3(5.6%)	5(9.3%)
0	愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
1	名古屋市	中学校卒業	中学校卒業
2	豊橋市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
3	岡崎市	中学校卒業	中学校卒業
4	一宮市	中学校卒業(小中学生は1割の自己負担あり、2 割を償還払い(市内医療機関に限り現物給付)) →自己負担撤廃、現物給付化(2016年4)熊院	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医療機 関に限り現物給付)) →現物給付化(2016年4月実施予定)
5	瀬戸市	中学校卒業	中学校卒業
6	半田市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、2 割を償還払い) →現物給付化(2016年4月難院)◆	中学校卒業(中学生は償還払い) →現物給付化(2016年4月実施予定)
7	春日井市	中学校卒業	中学校卒業
8	豊川市	中学校卒業	中学校卒業
9	津島市	小学校3年生まで(市民税所得割が5万円 以下の世帯は18歳年度末まで)▲	中学校卒業(小学校4年生以上は償還は、市民税所得害が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲
10	碧南市	中学校卒業	中学校卒業
11	刈谷市	中学校卒業	中学校卒業
12	豊田市	中学校卒業	中学校卒業
13	安城市	中学校卒業	18歳年度末(中学卒業後は償還払い)★
14	西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15	蒲郡市	中学校卒業	中学校卒業
16	犬山市	18歳年度末(小学校4年生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い)◆ →中学校卒業まで自己負担撤廃、現物給付化(2016年4月実施予定)	18歳年度末(小学校4年生以上は償還払い。 中学校卒業後は1割の自己負担あり、2割を償 還払い) ◆ →中学校卒業まで自己負担撤廃、現物給付 化(2016年4月実施予定)

Ħ	町村名	通院	入院
17	常滑市	中学校卒業(小学校4年生以上は1割の自己 負担あり、2割を償還払い)◆	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い)
			中学校卒業(小学校4年生以上は償還払
18	江南市	り、2割を償還払り	<i>(</i> 1)
		→自己負担撤廃、現物給付化(2016年4)jtkmデ	
19	小牧市	中学校卒業	中学校卒業
0.0	4663⊟ - 1-	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、	-1- 22 12 -2- 316
20	稲沢市	2割を償還払い) 自己負担撤廃、現物給付化(2015年4月実施)	中学校卒業
21	新城市	中学校卒業	中学校卒業
	東海市	中学校卒業	中学校卒業
23	大府市	中学校卒業	中学校卒業
	知多市	中学校卒業	中学校卒業
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業
		中学校卒業	中学校卒業
	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30		中学校卒業	中学校卒業
31	田原市	中学校卒業	中学校卒業
32		小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
	VIDAXIII)		中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医
34	北名古屋市	り、2割を償還払い。市民税非課税世帯は全額	
		償還払い(市内医療機関は現物給付))◆▲	※未就学児の入院時食事代助成(償還払い)
35	弥富市	中学校卒業	中学校卒業
36	みよし市	中学校卒業	中学校卒業
37	あま市	中学校卒業(中学生は1割の自己負担あり、 2割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
38	長久手市	中学校卒業	中学校卒業
39	東郷町	18歳年度末★	18歳年度末★
40	豊山町	中学校卒業	中学校卒業
41	大口町	中学校卒業	中学校卒業
42	扶桑町	中学校卒業	中学校卒業
43	大治町	中学校卒業	中学校卒業
44	蟹江町	中学校卒業	中学校卒業
45	飛島村	18歳年度末★	18歳年度末★
46	阿久比町	中学校卒業	中学校卒業
47	東浦町	中学校卒業	中学校卒業
48	南知多町	18歳年度末(中学生以上は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	18歳年度末(中学生以上は償還払い)★
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52	設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53	東栄町	中学校卒業	中学校卒業
54	豊根村	中学校卒業(小中学生は償還払い)	中学校卒業(小中学生は償還払い)

就学援助の受給者数・予算額

(2015年愛知自治体キャラバンのまとめ)

※2015年度は見込み。2013年度は2014年のキャラバン回答から

	2010年度1	<u>5元207</u> 6	· 2013年月 2013年月	<u> 関は2014年</u> 	<i>55</i> 4777	2014年月		201	5年度(見	込み)
₫	可村名	受給者数	受給割合	支給総額	受給者数	受給割合	支給総額	受給者数	受給割合	支給総額
	A =1			(千円)			(千円)			(千円)
_	合計	63,078	7.90%	4,104,207	62,580	7.91%	4,175,629	62,720	7.86%	4,389,787
1	名古屋	24,084	14.7%	1,492,884	23,631	14.5%	1,483,609	24,360	14.8%	1,492,901
3	豊橋市岡崎市	5,914 2,389	17.9% 7.2%	396,478 228,008	5,712 2,270	17.5% 6.9%	394,696 248,722	5,479 2,372	16.9% 7.2%	387,064 253,314
4	一宮市	3,192	10.8%	248,044	3,070	8.9%	241,756	3,171	9.3%	265,707
5	瀬戸市	1,144	10.6%	76,275	1,150	10.7%	81,720	1,022	9.7%	81,855
6	半田市	1,087	9.9%	72,289	1,133	10.6%	74,006	1,106	10.5%	74,248
7	春日井市	2,041	7.5%	131,693	2,305	8.5%	150,452	2,372	8.8%	190,655
8	豊川市	1,429	8.8%	67,139	1,410	8.7%	65,266	1,403	8.7%	68,429
9	津島市	704	12.2%	40,255	714	12.7%	44,481	687	12.6%	44,881
10	碧南市	472	7.1%	31,643	466	7.0%	33,081	451	6.9%	36,430
11	刈谷市	704	5.4%	49,783	685	5.4%	48,417	693	5.5%	53,925
12	豊田市	2,685	7.2%	83,250	2,992	8.0%	92,323	2,930	7.8%	130,100
13	安城市	850	4.9%	55,315	822	4.7%	58,327	827	4.7%	63,328
14	西尾市	516	3.5%	36,297	528	3.5%	52,842	534	3.6%	48,134
15	蒲郡市	581	8.8%	41,732	618	9.5%	44,605	624	9.7%	51,118
16	犬山市	295	4.4%	21,169	294	4.5%	22,127	320	5.0%	27,194
17	常滑市	344	7.2%	26,901	333	6.8%	25,478	341	6.9%	23,881
18	江南市	777	8.6%	59,413	784	8.8%	59,920	774	8.8%	67,349
19	<u>小牧市</u> 稲沢市	1,190	8.4%	80,252	1,186	8.9%	84,088	1,113	8.4%	78,913
20 21	新城市	907 337	7.7% 8.7%	67,395 19,088	933 348	8.0% 9.2%	72,094 20,027	868 326	7.6% 8.9%	77,614 21,718
22	東海市	846	12.2%	57,514	903	8.8%	62,630	872	8.4%	72,310
23	大府市	639	7.8%	40,954	608	7.4%	41,527	563	6.8%	46,793
24	知多市	692	9.0%	41,124	696	9.1%	41,687	652	8.6%	49,539
25	知立市	432	7.1%	28,659	461	7.6%	29,184	472	7.9%	36,870
26	尾張旭市	815	11.0%	57,052	807	10.8%	56,778	757	10.2%	60,445
27	高浜市	436	9.6%	30,023	478	10.5%	30,124	437	9.6%	37,472
28	岩倉市	359	9.6%	25,075			ĺ			ĺ
29	豊明市	450	7.5%	40,215	454	7.8%	42,211	409	7.2%	39,998
30	日進市	566	6.9%	41,652	578	7.0%	45,711	592	7.2%	44,172
31	田原市	297	5.6%	20,742	311	5.9%	21,494	311	5.9%	24,377
32	愛西市	592	10.0%	44,437	556	10.0%	43,312	509	10.0%	42,647
33		405		33,397	407	7.6%	32,658		7.4%	30,316
34		809	10.9%	58,363	817	10.9%	57,487	820	10.9%	63,157
35	弥富市みよし市	269	7.0%	21,352	277	7.3%	21,812	283	7.5%	23,057
36 37	あま市	342 782	5.0% 9.7%	13,004 53,514	347	5.3%	24,522	348 746	5.4% 9.5%	28,277
	長久手市	159	3.1%	13,000	751 153	9.5% 2.9%	52,658 13,076		3.0%	59,584 13,787
38	東郷町	161	3.6%	14,257	172	3.8%	15,889		3.8%	16,594
40	豊山町	163	12.2%	5,145	163	11.8%	5,436		11.5%	5,568
41	大口町	136	6.2%	6,790		5.7%	6,452	122	5.6%	7,400
42	扶桑町	234	7.8%	7,003	229	7.5%	7,985	221	7.3%	7,590
43	大治町	175	5.7%	7,389	217	7.1%	9,020	253	8.2%	12,607
44	蟹江町	260	3.9%	16,137	286	9.8%	18,685	281	9.7%	18,668
45	飛鳥村	17	4.6%	1,376	16	4.3%	1,199	17	4.5%	1,551
	阿久比町	131	5.9%	10,507	142	6.2%	10,491	151	6.5%	12,091
47	東浦町	471	10.3%	32,648	451	10.0%	30,845	415	9.4%	35,315
48		97	7.2%	7,477	90	7.1%	6,659	93	7.6%	8,131
49	美浜町	151	7.6%	9,863	141	7.5%	8,976	162	8.8%	11,062
50	武豊町	268	6.7%	19,025	275	6.9%	19,062	272	6.9%	21,074
51	幸田町	248	6.6%	18,276	260	6.8%	17,937	264	6.7%	18,212
52 52	設楽町	26	8.2%	2,249	19	6.5%	1,401	15	5.5%	1,799
53 54	東栄町	0	0.0%	695	6	3.2%	407	3	1.7%	253
54	豊根町	8	8.0%	685	3	3.2%	277	4	5.2%	313

就学援助の基準・申請・支給等について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが4市町村(7.4%)、1.4以上が8市町村(14.9%)、1.3以上が21市町村(38.9%)。岡崎、半田、豊川、碧南、東海、大府、知多で2013年以降基準引き上げ。 民生委員の証明が必要な自治体は原則としてなくなった。

※就学援助認定基準の「その他」欄の○中数字は、次の基準。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定 資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童 扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職 業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	申請	民		
ਜੋ	 方町村名	基準 の 護	その他・生活保護基準引き下 げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合 (年額)	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方 可	生委員証明
	合計	_	<u> </u>			14	7	33	1
1	名古屋市	1.0	2013年4月の基準を用いた	2,457,000	3,124,000		\circ		_
2	豊橋市	1.3	②③④⑤⑥⑦ 改定前基準額	2,110,000	3,334,000	\circ			
3	岡崎市	1.2	2013年度1.1倍→2014年度1.2倍へ	2,180,000	3,030,000		0		_
4	一宮市	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、改定前の基 準を使用	1,730,000	2,650,000			0	_
5	瀬戸市	1.25	児童扶養手当受給者、市民税非課 税、国保減免など。	1,850,000	3,000,000			0	
6	半田市	1.3	2013年度1.0倍→2014年度1.3倍へ	約200万	約310万			\circ	
7	春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩、ひきつづき 引き下げ前の生活保護基準を用い	約190万	約290万			\circ	_
8	豊川市	1.27	2015年度から1.23を1.27に引き上げ	2,011,832	2,762,859			\circ	_
9	津島市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑩ 2013年8月以前 の基準利用	1,870,000	2,560,000	0			
10	碧南市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、生保 家庭に準ずる程度に困窮していると 教育委員会が認める場合。学校納 付金の納付状態の悪い者。基準引 き上げ(1.0→1.2)	1,786,680	2,189,724			0	_
11	刈谷市	(1.4 超)	⑦の認定基準。収入状況の急変等 により困窮している世帯について は、申請理由等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000			0	_
12	豊田市	1.3	1.3倍以上であっても民生委員の現 状確認に基づいて判定している	2,095,000	3,185,000		0		
13	安城市	およそ 1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩等要保護者 に準ずる程度に困窮していると教育 委員会が特に認める者。	2,380,000	2,490,000		0		_
14	西尾市		申請時の該当要件事由を認定基準 としている。要件に該当しない場合 は特別支援教育就学奨励費負担金 の認定方法で判定。		2,350,000		0		_
15	蒲郡市	1.3	特別支援教育就学奨励費の支弁区 分の算定に用いる基準額表を使用。 基準を超えた場合でも、特別な事情 があれば認定。	社会保険料・生命保 加算されるため、この 基準額を算出できな	条件だけでは所得			0	_
16	犬山市	1.2	特別支援教育就学奨励費の早見表 を用いて審査、生保引き下げ以前と 変わっていない。	1,699,804	2,605,003			0	
17	常滑市	1.3	以前から1・3倍を基準としていたため、知多半島自治体で比較した場合低い水準ではなかったので見直ししなかった。					0	_
18	江南市	1.2	2013年度当初の基準	約220万	約300万			\circ	

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	こは所得基準額	申請	書の	受付	民
ন	5町村名	基準 の 護	その他・生活保護基準引き下 げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合 (年額)	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方可	生委員証明
19	小牧市	1.3						\circ	
20	稲沢市		1234567810	校長の意見、民生委	員助言で個別対応	0	継続のみ		⑩の み必 要
21	新城市	1.5				0			_
22	東海市	1.3	③45⑥⑦⑧⑨、昨年度引き上げ を維持	1,990,233	3,016,619			0	
23	大府市	1.2	生保引き下げによる影響を調査	1,448,532	2,043,648			0	_
24	知多市	1.3	保有する資産等は含めない。世帯 内の前年所得で審査。②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨。	1,756,898	2,497,482			0	_
25	知立市	1.4超	児童扶養手当の所得制限の1.1倍を 目安としている	(16)253万	(1.4)336.6万			\circ	_
26	尾張旭市	1.25		2,100,000	2,850,000			\circ	_
27	高浜市	1.0	母子・父子家庭は1.5倍。	2,130,000	2,180,000			0	_
28	岩倉市	1.1	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩、引き下げ 前の基準			0			
29	豊明市	1.2	2012年度の基準年を使用し、対象 者に不利にならないようにしている	1,982,000	2,625,000	0			_
30	日進市	1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨、認定基準のみならず、該当世帯の家計簿の状況を個別に判断し、認定する。	約207万(控除なし)	約322万(控除なし)			0	_
31	田原市	1.25	基準引き下げ前の基準を用いて認 定	1,771,000	2,710,000		0		_
32	愛西市	1.2	基準引き下げ前の基準を用いて認 定	2,255,000	3,077,000	0			
33	清須市	1.3	2345678	所得基準は設けてい	ない			0	_
34	北名古屋市	1.2	①②③⑤⑥⑦⑩、派遣切りなど急激 に収入が減少した方(生保基準の 1.3倍)、生保基準見直し前を維持		社会保険料等が 不明のため産出 不可			0	_
35	弥富市	1.2	23456789	1,648,000	2,701,000			\circ	_
36	みよし市	1.5	引き下げ前の生活保護基準を適用	約210万	約325万		\circ		_
37	あま市		123456780			\circ			_
38	長久手市		申請時に面談、収支入状況等を聞き、教育委員会で審議。生保基準を 基準にしないため対応の必要なし。			0			_
39	東郷町	1.3		153,000/月	249,000/月	\circ			_
40	豊山町	1.2	②③④⑤⑥⑦⑧⑩「生活扶助(1類 +2類+教育扶助」×1·2+住宅扶助 (1·3倍認定額)+母子加算		2,489,808	0			
41	大口町		12345678910					\circ	_
42	扶桑町		国の基準に準ずる					0	_
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または経済的に困窮した者		いません			0	_
44	蟹江町	1.1	認定は、新基準で行っているが、超 過した場合は旧基準で再計算し認 定(旧基準の限度内なら認定)	約180万(賃貸)	約240万(持ち家)	0			_
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に 添って認定。	申請者の生活困 委員、学校長に「	窮の状況を民生 聞き取りをし認定			0	_

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	申請	書の	受付	民
Fi	 方町村名	基準 の 護	その他・生活保護基準引き下 げについての対応など	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合 (年額)	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合(年額)	市町村窓口	学校	両方 可	生委員証明
46	阿久比町	1.4 超	児童扶養手当ての所得制限を準用	2,300,000	3,060,000			0	_
47	東浦町	1.4 超	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 児童扶養 手当の所得制限各基準	2,380,000	3,140,000			\circ	_
48	南知多町	1.3	計算したところ、2013年度で認定された不認定世帯なし。	1,933,919	2,414,347			\circ	_
49	美浜町	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 生保は収入額認定によるが、就学援助は所得額で判定、引き上げ前の基準に変更。		持ち家 2,631,667 借 家 3,358,627			0	—
50	武豊町	1.3		約193万	約276万			\bigcirc	
51	幸田町	概ね 1.5	生保基準を参考に制度運用を行い、結果として認定に影響なし	約218万	約292万			\circ	
52	設楽町							\circ	—
53	東栄町		個別対応			\bigcirc			
54	豊根村		個別対応			\bigcirc			_

就学援助の支給項目

- ※学用品日、修学旅行費、給食費は全市町村が対象に

- ※字用品口、修子が行賃、和良賃は至用可利が対象に ※医療費は子ども医療費助成制度の入通院中学卒業まで完全無料を含む ※弥富市、武豊町・・・スポーツ掛け金は全保護者対象の全額公費または軽減措置 ※2010年度からクラブ活動・生徒会・PTA会費も補助の対象に、しかし拡充している市町村はま だ少ない。

				入 学	学	通学	修学	クラ	生徒	P T	校 活動		給食	医療	日本	メ ガ	その
 自; 	治体名	学用品費	体育実技用具費	準備金/入学学用品費	用品費	費	旅行費	ブ活動費	会費	4 会費	宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの	費	費	スポーツ振興センター 掛け金	ネ・コンタクトレンズ代	他・備考
	合計	54	6	41	44	11	54	6	16	16	45	46	54	52	16	0	
1 /	名古屋市	\bigcirc		\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc			食物アレルギー管理指導費
2 ½	豊橋市	\bigcirc		\circ	\bigcirc	\circ	\circ				\bigcirc		\circ	\bigcirc			
3	岡崎市	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc		\circ				\circ	\bigcirc	\bigcirc	\circ			
4 -	一宮市	\bigcirc		\circ	\bigcirc	\circ	\circ	0	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	0		
5 ∄	瀬戸市	\bigcirc		\circ		\circ	\circ				0	\circ	*	\circ			卒業記念品
6	半田市	\bigcirc		*			\circ					\circ	\circ	\circ	0		
7 🦻	春日井市	\bigcirc		\circ		\circ	\circ				\circ	\circ	\bigcirc	\circ			
8 ±	豊川市	\bigcirc		*	\circ		0					*	0	0			
-	津島市	\circ			\circ		\circ						\circ				
-	碧南市	0		0	\circ		\circ				\circ		0	\circ			
\vdash	刈谷市	0			\circ		0				\circ		\circ	\circ	0		
-	豊田市	0		\circ	0	0	\circ				\circ	0	0	0			自然教室
+	安城市	0			0	0	0				0		0	0	0		
-	西尾市	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	_		
-	蒲郡市	0		0	0		0				0	0	*	0	0		
-	犬山市	0		0	0		0		0	0	0	0	0	0			
\vdash	常滑市	0		0			0				0	0	0	0	0		
-	江南市	0		0		0	0				0	0	0	0			
	小牧市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
-	稲沢市	0					0		\circ		0	0	0	0			
-	新城市	※		0	0		0				0	0	0	0	0		海州公园乡
-	東海市	0			0		0				\circ	0	0	0		_	海外学習参加費
\vdash	大府市	0		0			0					0	0	0	0		
-	知多市	0	0	0	0		0				0	0	0	0	0		転入学用品費
-	知立市 尾張旭市	0	\cup	0	\cup		0				0	0	0	0			料八子用帕箕
	^{尾張旭巾} 高浜市	0	\circ		0	0	0				0	0	0	0		_	

		学用	品費	入学	通学	通学	修学	クラ	生徒	P T	- 校 活動		給食	医療	日本	メガ	その
É	自治体名		体育実技用具費	·準備金/入学学用品費	·用品費	費	旅行費	・ブ活動費	会費	A会費	1 宿泊を伴わないもの	宿泊を伴うもの	費	費	·スポー ツ振興センター 掛け金	ネ・コンタクトレンズ代	他・備考
28	岩倉市	\bigcirc					\circ		\bigcirc	\circ		\circ	0	\bigcirc			
29	豊明市	\circ		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0			
30	日進市	\bigcirc		\circ	\circ		\circ		\bigcirc	\circ	\circ	0	\circ	\circ			
31	田原市	\circ		0	\circ		\circ						0	\circ			
32	愛西市	\bigcirc		\circ			\circ					\circ	\circ	\circ			
33	清須市	\circ		0	0		0				0	\circ	0	0			
34	北名古屋市	\circ		0	0		0	*	0	0	0	0	0	0			
35	弥富市	\circ		0	0		0		\circ	0	0	0	0	0	0		
36	みよし市	\circ		*	\circ		0				0	\circ	0	\circ	\circ		
37	あま市	\circ			0		0		\circ	0	0	0	0				
38	長久手市	\circ			\circ		0		\bigcirc	\circ	0	\circ	0	\circ			
39	東郷町	\circ		0	0		0		\circ	0	0	0	0	\circ	0		
40	豊山町	0		0	0		0				0	0	0	0			卒業祝金
41	大口町	\circ		*	0		0		\circ	0	0	0	0	\circ			
42	扶桑町	0			0		0		0	0	0	0	0	0			
43	大治町	\bigcirc		0	\bigcirc		0				0	0	0	\circ			
44	蟹江町	\circ		0	0		0				0		0	0			
45	飛島村	0		0	\circ		0	0	\circ	0	0	0	0	0			
46	阿久比町	\circ		0	0		0			0		\circ	0	0			
47	東浦町	\circ		0	\circ		0				0	\circ	0	\circ	\circ		
48	南知多町	\bigcirc		\circ	\bigcirc		0				0	0	\circ	\circ	\circ		
_	美浜町	\bigcirc			\circ		\circ				0	0	0	\circ	0		
50	武豊町	\circ		0	\circ	0	\circ				0	\circ	\circ	\circ	0		
51	幸田町	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc	\bigcirc		
52	設楽町	\circ	\circ	0	*		0				0	\circ	0	\circ			
53	東栄町	\circ		0	\circ		0				\circ	\circ	0	\bigcirc			
54	豊根町	\bigcirc			\bigcirc		\circ				\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ			

保育実施義務・保育格差について(文書回答)

- ※保育実施義務については、待機児童解消を行うことによって果たしているとする回答もあるが、保育を 必要とする・保育所を希望する児童に保育所に入所させることで市町村が24条1項の保育実施義務を 果たしているとする回答もあった。
- ※ほとんどの市町村が、施設による保育格差が生じないように努めるとの回答。それを実現するための内容として、国の基準どおりだから、市の条例で定めたから、格差は生じないとする市町村が多い中、大山市が、地域型保育事業も公立の基準に合わせたという回答、江南は一部国より上乗せして条例に、岩倉は事業所内保育で一部国を上回る基準、と具体的に回答があった。
- ※認定子ども園や地域型保育事業などを設置していないと明記した回答は、稲沢市、尾張旭市、田原市、愛西市、大口町、扶桑町、阿久比町、南知多町、の8自治体。弥富市は地域型なしと明記。

		6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童
		0 丁育 C文張などに りいて 倒光重価価広第24末 「頃に盛りさ、保育を布呈する児童 には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域
i i	5町村名	型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に
		生体育事業による小院技体育で家庭的体育寺施設が窓の建いによって文ける体育に 格差がないようにしてください。
1	名古屋市	24条2項により必要な保育を確保する措置を講ずるほか、1項において「保育所」にお
1	石 白	
		いて保育しなければならないものとされており、新制度後も市として保育の責任は変わ
		らないと認識している。児童福祉法に、当分の間、すべての施設・事業の利用に市町
	# 17 1.	村が利用調整を行うことも明記されている。引き続き待機児童対策に努める。
2	豊橋市	引き続き、法の趣旨にかんがみ保育の実施義務を果たしていく。利便性を図るため、各
		施設の形態に応じた保育施策に取り組む。
3	岡崎市	保育士配置基準や乳児室の面積基準について、上乗せ。その加配分を公立保育園で
		配置、人件費を私立保育園に補助。
		保育ニーズの増加に対し、現行の保育所の増改築や保育室の改修等による対応を基
		本。保育所については、保育ニーズの状況をふまえると、基本的には、保育所として
		継続していく方針。公立幼稚園については、幼保連携型認定こども園への移行を進
		める予定。
4	一宮市	保育実施義務を果たしている。認定子ども園、保育所、地域型事業による小規模保育
		や家庭的保育等、それぞれ定められた基準により保育がなされている。
5	瀬戸市	公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、待機児童数の動向を注視しながら地
		域型保育施設の認可により対応していく予定。地域型保育施設は認可基準により保
		育に格差はないものと考えている。
6	半田市	24 条 1 項に基づき、保育を必要とする児童には公的保育による保育実施義務を果た
		し、支援法に基づき、教育・保育の提供体制の確保に努める。地域型保育事業は保育
		の質を確保した上実施したい。平成27年10月より実施予定。
7	春日井市	支援法34条2項に基づき、条例を定めあっせん・調整、指導監督等により、それぞれの
		施設において適切に教育・保育がされるよう努める。34条16第1に基づき、条例を定
		め、地域型保育事業の認可を行い最低基準を向上させるよう努めるなど、保育の格差
		が生じないよう努める。
8	豊川市	現在、認定子ども園、地域小規模保育や家庭保育はなし。条例は策定スミ。施設の形
	<u> </u>	態による格差が生じることのないよう努める。
9	津島市	支援法第1条に基づき、すべての子どもが健やかに成長するよう努める。施設形態によ
	11 12 11	り内容に違いはあるが、条例に基づき適切な教育・保育が受けられるようにする。
10	碧南市	認可保育所において、待機児童が発生しないよう、安心安全な保育を実施する。
11	刈谷市	保育所の増設や増改築、待機児童の発生している年齢枠などの見直しによる受け入れ
		児童の増加を図っている。施設の違いによる保育の低下が生じないよう条例で定めて
		いる。
12	豊田市	回答なし
13	安城市	現在待機児童なし。公立、民間で協力して保育実施義務を果たしていくが、施設の形
	~ //\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	態によって格差が出ないよう努める。
		(世) - (日) (日) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1

	5町村名	6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
14	西尾市	ほとんどの子どもに対して、認可保育園で有資格、施設面での保証された保育を提供。 引き続き環境の充実に努める。地域型保育事業は保育者や施設面等の基準に従い認 可し適正に対応する。
15	蒲郡市	24条にあるように、今後とも保育所における保育について市が実施責任を負うとともに、新制度の下、すべての子どもに良質な成育環境が保証されるよう努める。
16	犬山市	保育の必要な認定を受けた方には、市として利用調整を行い保育サービスを提供。小規模保育や家庭的保育については、条例で職員配置や資格などで公立の基準に合わせた配置を行うよう規定した。
17	常滑市	設置者や事業者は条例を遵守し事業運営をするため、施設形態の違いによる格差はないと考える。
18	江南市	18ヶ園すべて公立で保育の実施。地域型保育事業は国の基準を上回る認可基準で制定。実施に当たっては、指導・監督等に努め、保育の質の確保を図る。
19	小牧市	家庭的保育事業等の職員配置基準において、最低2名を下回らないこと、家庭的保育者の有資格者は保育士と限定。27年度より認可した小規模保育施設は保育士や栄養市が巡回指導するなど、保育所との格差が生じないようにしている。
20	稲沢市	保育を希望する児童には、空き状況により希望する保育所における公的保育を実施している。認定子ども園、小規模保育、家庭的保育は提供していないが、計画的に行う 責務はあるので格差が生じないよう努める。
21	新城市	事業計画により、どの地域、どの園でも等しい負担(保育料)で、等しい良質な保育と幼児教育が享受できるよう目指したので格差はない。2015年7月小規模保育事業開設。あえて希望する保護者も多く定員に達した。
22	東海市	公立保育園については、保育が必要な児童に対応できるよう、施設整備を進めている。なお、家庭的保育事業は条例で基準を定めその基準の下に、適切に対応する。
23	大府市	公私立の認可・認可外保育施設で保育。民間には、運営費にて財政的補助と、必要に 応じて指導保育士による保育の相談等を行っている。
24	知多市	保育を希望する児童が保育を受けられるよう、クラス編成や保育士配置の見直し及び 老朽化した施設の改修等により、未満児を順次拡大する。基準の異なる施設の形態 によって格差がないよう、保育士研修で充実させ、指導監督を行う。
25	知立市	新たに事業者が行う場合は、その施設形態による特色を尊重し協議していく。
26	尾張旭市	市内 15 カ園 (うち公設公営 8 園) で保育。認定子ども園、地域型保育事業はないが、格差の無いよう努める。
27	高浜市	24 条に基づき役割を果たしている。認定子ども園、地域型保育事業はそれぞれの基準に基づいて運営されるものとして適切な運営がされるよう市として関わっている。
28	岩倉市	保育の実施は市にあり、公私関わらず利用調整を行い、公立には入所決定を、私立に は斡旋・要請を行っている。地域型保育事業の認可基準は、保育所型事業所内保育 事業の面積基準で一部上乗せ以外は国基準どおりで格差が生じるとは考えていない。
29	豊明市	4/1では待機児童なし。年度途中発生はあるので認定子ども園など民間活力で完全な ゼロを目指したい。施設形態による保育格差はあってはならないので市からの助成等 で格差が生じないように努力。
30	日進市	公、民間の連携でニーズに対応。保育園、認定子ども園は各園の特色を活かし実施。
31	田原市	児童福祉法24条や支援法に基づき、保護者就労で保育が必要な児童は2、3号認定 を行い保育所で保育。認定子ども園や地域型保育事業はなし。
32	愛西市	14 保育園で保育を実施している。待機児童なし。認定子ども園や地域型なし。
33	清須市	保育については 24 条に基づき公設・公営で行っている。認定子ども園や地域型保育事業については、設置基準は市が確認したものなので保育格差はないと考えている。
34	北名古屋市	施設の安全、引く市の質の確保を前提とした定員設定等により、すべての待機児童解 消は困難。努力する。小規模保育所には、質の確保が出来るよう継続指導を行う。
35	弥富市	9所の公立保育所により待機児童が出ないように対応。地域型保育事業はなし。

न	可时村名	6子育て支援などについて ④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
36	みよし市	回答なし。
37	あま市	保育の実施基準に該当する児童については、適切に保育を実施している。認定子ども
		園、地域型保育事業が出来た場合は事業者と打ち合わせ、低下が生じないよう監督・ 指導を行う。
38	長久手市	待機児童解消のため平成 24 年~27 年にかけ、公立保育園を1園、私立4園、家庭的
		保育事業2ヶ所、事業所内保育1ヶ所を増設。地域型保育事業を進めるに当たり、小
		規模を基本としつつ、公立と連携して集団も体験させるなど、それぞれの保育形態の利
		点を活かし、充実した保育サービスを提供していきたい。
39	東郷町	保育所の整備計画に基づき、受け入れ枠の拡大を図る。保育の格差については、各施
		設形態の基準に基づき運営する。
40	豊山町	公立保育園を希望する児童を公立保育園で受け入れる。各施設形態では基準条例に
		基づいて保育に格差がないようにしている。
41	大口町	保育を必要とする児童については、従来どおり町の責任で保育を提供する。認定子ど
		も園、地域型保育事業は現在実施予定なし。
42	扶桑町	保育を希望する児童には、適切に入園できるように手続きを進める。認定子ども園、地
		域型保育事業は現在実施なし。
43	大治町	保育所分園を増築し、平成 27 年度から定員を 20 名増員。地域型保育事業について
		は、連携施設を確保するよう要請し、保育の格差が生じないよう努める。
44	蟹江町	国の基準に従って、施設により格差が無いよう決め細やかな保育を行っていく。
45	飛島村	24条1項に基づき、適宜対応している。
46	阿久比町	保育所において保育実施義務を果たしている。保育所しかない。
47	東浦町	町内に保育園を8ヶ園。実施児の他に、3歳以上の実施児以外の児童を私的契約児と
		して受け入れ。早朝・延長を7園で、土祝日を指定園で。一時的保育事業として、月 14
		日以内で保護者の入院等に対する緊急保育や月 4 回内でリフレッシュ保育として乳幼
		児の受け入れを実施。各施設の基準は条例で定め保育の水準を確保している。
48	南知多町	公立5ヵ所、私立1ヶ所の保育所があり、保育に格差はない。
49	美浜町	保育の実施を希望する児童に対して、優先順位により適正な保育の実施に努める。施
	-15 HH H	設形態の違いによる保育の格差が生じないよう努める。
50	武豊町	保育実施義務は果たしている。施設形態の違いで保育格差がないよう指導していく。
51	幸田町	保育の必要性が認められ、公的保育が望まれる児童に対しては、従来どおり果たすべ
		く努めていく。施設型保育事業や小規模保育事業との連携を図りつつ、形態による格
	⇒瓜\白/ m→	差がなるべく生じないよう努める。
52	設楽町_	待機児童もなく、少子化も進み、将来も現状施設でまかなえると考える。
53	東栄町	公立保育所2ヶ所。待機児童なし。保育士確保、子ども減少などを含め一園化及び認
E 4	田 1 日 ++	定子ども園化にむけ検討している。
54	豊根村	実施しています。

育休取得時の保育及び時間認定に係る取扱いについて

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

育休取得時の上の子の保育については、年齢に関わらずそのまま通園を保障している自治体は、名古屋市・豊橋市・一宮市・津島市(希望者は)・田原市・東郷町・大治町・蟹江町・美浜町・東栄町・豊根町(11自治体)。2歳以上はそのままの自治体は3自治体。3歳以上児はそのままという自治体は28自治体。定員に余裕があれば、という条件が付くところもある。退園させる自治体は豊田市、稲沢市の2自治体。

保育時間認定のところでは、32自治体は中途変更や混乱はないと回答。混乱があるとした自治体は、14自治体。保護者の就労形態等々により中途変更があるが、混乱はないという自治体が7自治体。

		1)育(休取得	の場合、上の子の保育について	2)短時間	引・標準時間認定に関わって中途変更や混乱はあるか?
7	町村名	退園	その まま	その他	ある	
1	名古屋		0	在園児は年齢に関わらずそのま ま通園。3歳以上であれば新規申 し込みも可。	0	現場の混乱がないよう、中途変更を行っ ている。
2	豊橋市		\circ		\circ	
3	岡崎市			3歳児クラス以上は継続可	\circ	
4	一宮市		\circ		ない	
5	瀬戸市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
6	半田市			3歳未満-出産後2カ月まで。3歳 以上-育児休業終了日まで、可。		雇用形態の変更等で年度途中変更あり。混乱は 適宜説明、勉強会により大きな混乱はない。
7	春日井市			4-6年保育は一旦退園。1-3年保育は保育園に余裕があれば継続可。	ない	
8	豊川市			4/1現在2歳児以上はそのまま。	ない	
9	津島市			継続希望調書が出されればそのまま。	0	
10	碧南市			産まれる子が満1歳に達する日の 属する月の月末まで継続入所 可。	ない	
11	刈谷市			3歳以上から原則継続可能。	ない	
12	豊田市	\circ			ない	
13	安城市			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は、出産後2カ月の月末日で 退所。ただし、産休後すぐに出産 前と同じ職場に復職する場合の み就労証明書を提出すれば継 続入所可。		就業状態の変更による中途変更はある が混乱はない。
14	西尾市			2歳までは退園。3歳児以上はそ のまま通園。	ない	
15	蒲郡市			2歳までは退園。3歳児以上はそ のまま通園。		中途変更はあるが混乱はない。
16	犬山市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。	ない	
17	常滑市			2歳までは原則退園。3歳児以上 はそのまま通園。		中途変更はあるが混乱はない。
18	江南市			3歳児以上はそのまま通園。	ない	
19	小牧市			育休取得時で2歳児クラスまでは退園。	ない	
20	稲沢市	\bigcirc			\circ	
21	新城市			出産後おおむね6カ月まで保育。2歳児に限り、1月以降に要件が切れた場合は環境に配慮し継続を認める。		中途変更はあるが混乱はない。

7	町村名	退園	その まま	その他	ある	
22	東海市			育休取得時で2歳児クラスまでは退園。	ない	
23	大府市			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は、原則退園だが状況により 判断。	ない	
24	知多市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。3歳以上であれば新規申し込みも可。	0	
25	知立市			2歳までの場合、出産後おおむ ね6カ月まで保育。3歳児以上は そのまま通園。	0	
26	尾張旭市			2歳までは原則退園。	\bigcirc	
27	高浜市			2歳までは退園。3歳児以上はそ のまま通園。	ない	
	岩倉市			2歳児以上は継続可。	\bigcirc	中途変更はあるが混乱はない。
29	豊明市			○詳細記載なし		
30				3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。	ない	
31	田原市		0	(= 1/2 /m=1+h /c)	ない	
32	愛西市			○詳細記載なし	ない	
33	清須市			3歳以上児はそのまま。3歳未満児は退園。	ない	
34	北名古屋市			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。	0	
35	弥富市			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。	ない	
36	みよし市			3歳以上児は園の定員に余裕の ある場合に限りそのまま通園。	ない	
37	あま市			2歳児クラス以上は継続して通 園。	ない	
39	長久手市			2歳までは退園。3歳児以上はそのまま通園。ただし保護者の疾病等で保育が出来ない場合は2歳児クラス以下も継続可。	0	
38	東郷町		\bigcirc		ない	
40	豊山町			記載なし		
41	大口町			3歳未満児は、出産後8週を迎える日の属する月末日で退所。	ない	
42	扶桑町			幼児に限りそのまま通園。	ない	
43	大治町		0		ない	
44	蟹江町		\circ	<u></u>	ない	
45	,, , .			定員に余裕があれば現場と相談 の上、私的契約児として通園。	0	
46	阿久比町			3歳未満児は退園。	0	
47	東浦町			2歳児までは原則退園だが、本人 の発達を考慮し通園も可。3歳以 上児は私的契約児として通園。	0	
48	南知多町			3歳以上で、保護者が利用を希望する場合はそのまま通園。	ない	
49	美浜町		\circ		ない	
50	武豊町			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。	ない	
51	幸田町			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。		中途変更はあるが混乱はない。
52	設楽町			3歳以上児はそのまま。3歳未満 児は退園。	ない	
53	東栄町		0		ない	
54	豊根町		0		ない	

通院時の院内介助及び入院時のヘルパー派遣について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※通院時の院内介助は、介護保険で2013年度28市町(51.9%)→2014年度33市町(61.1%)、 障害福祉サービスで2013年度23市町(42.6%)→2014年度25市町であった。
- ※入院時のヘルパー派遣は、介護保険で2013年度8市町(14.8%)→2014年度7市町(12.9%)、 障害福祉サービスで2013年度2市町(3.7%)→2014年度2市町(3.7%)であった。

			通院	時の院内介助について		入院時	
7		介護 保険	障害 サービス	備考	介護 保険	障害 サービス	備考
	合計	33	25	_	7	2	_
1	名古屋市	\circ	0	【介護】条件付き			
2	豊橋市	\circ	0		\circ		
3	岡崎市	\circ	\triangle				
4	一宮市	0		【障害】ただし、院内スタッフによる対応が困難な場合には、個々の状況により利用を認めている場合あり			
5	瀬戸市	\circ	0	【障害】個別ケースで対応	\circ		
6	半田市		0				
7	春日井市	0		【障害】介助を必要とする方の心 身状態で個別に判断			
8	豊川市	0	0	【障害】状況に応じて対象			
9	津島市						
10	碧南市						
11	刈谷市	\circ					
12	豊田市	\circ	0	【介護】一部			
13	安城市	\circ			\circ		
14	西尾市				0		【介護】入退院付き添い
15	蒲郡市		0				
16	犬山市		0				【障害】ヘルパー派遣研究する
17	常滑市		0				
18	江南市	\bigcirc		【介護】常時介護が必要な場合			【障害】一部認めている
19	小牧市			【障害】原則として認めていない			
20	稲沢市			【障害】個々の状況により認めている			
21	新城市						
22	東海市	\circ					
23	大府市	\circ	0	【障害】待合の介助			
24	知多市	\circ					
25	知立市						
26	尾張旭市	\circ	0				
27	高浜市		0				
28	岩倉市	0		【障害】個別の事情により認める場合もある			【障害】一時帰宅時などにおいて 認める場合もある
29	豊明市	0		【障害】ケースにより個別に判断し認めている。			
30	日進市	0		【介護】場合により認めている			
31	田原市		0				
32	愛西市	\circ		【介護】必要に応じ			
33	清須市	\circ					

			通院	時の院内介助について		入院時	のヘルパー派遣について
Ħ	可村名	介護 保険	障害 サービス	備考	介護 保険	障害 サービス	備考
34	北名古屋市		0				
35	弥富市			【障害】場合により認める			
36	みよし市	\bigcirc	0	【障害】個別対応		0	【障害】個別対応
37	あま市	\circ					
38	長久手市	\triangle	0	【障害】障害者の状況により認める場合もある			
39	東郷町	0	0	【介護】条件付き 【障害】通院等乗降介助、受診手 続き、移動介助	0		【介護】条件付き
40	豊山町	\circ			\circ		
41	大口町	\circ	0	【障害】場合により認める	\circ		
42	扶桑町	0	0	【介護】一部認めている 【障害】ケースバイケースで応相 談			【障害】ケースバイケースで応相 談
43	大治町	\bigcirc					
44	蟹江町		0	【障害】一概に認めない取り扱い はしない			【障害】一概に認めない取り扱い はしない
45	飛島村						
46	阿久比町		0				
47	東浦町	0	0	【障害】多動など心身状態により 認める。視覚障害は同行援護する		0	【障害】他医療機関通院が必要な 場合に認める
48	南知多町						
49	美浜町	\circ	0				
50	武豊町	\circ	0				
51	幸田町	\circ					
52	設楽町	0					【障害】できる範囲で検討する
53	東栄町						
54	豊根村						

任意予防接種費用助成実施状況

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

【おたふくかぜ】豊田市、みよし市が新たに実施し、8市町村(14.8%)、無料実施は小牧市・東 栄町・豊根村のみ

【ロタ】豊田市、田原市、みよし市、設楽町が新たに実施し、10市町村(18.5%)、無料実施は東 栄町・豊根村のみ。

【B型肝炎ウイルス】名古屋市、豊橋市、豊田市、みよし市が新たに実施。県内の市町村では初めて

【大人の麻しん】豊田市、みよし市が新たに実施。県内の市町村では初めて

※津島市は、子育て応援事業の子育て応援券で利用可能。ワクチン事業の助成金ではない

記号はそれぞれ次の通り。◎:自己負担無料で実施、○:助成を実施、△:実施予定 実施予定で、実施年月・対象者・助成額等の詳細な記載がある場合は「○:助成を実施」とした

		おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎ウィルス
合詞	計(予定含む)	8	41	10	4
	無料実施	3	1	2	0
1	名古屋市	0	0	\circ	\circ
2	豊橋市	0	×	\circ	\circ
3	岡崎市	_	0		—
4	一宮市		\circ	1	_
5	瀬戸市		0		_
6	半田市		\bigcirc		_
7	春日井市		\bigcirc		_
8	豊川市	_	0	_	—
9	津島市	*	×	*	*
10	碧南市		×		—
11	刈谷市		0		_
12	豊田市	0	×	0	0
13	安城市	_	0	0	—
14	西尾市		0		_
15	蒲郡市		×		_
16	犬山市		0		_
17	常滑市		0		_
18	江南市		0		_
19	小牧市	0	0	_	—
20	稲沢市		\circ		
21	新城市	_	×	_	_
22	東海市	_	0	_	_
23	大府市	_	0	_	_
24	知多市	_	0	_	_
25	知立市		\circ		
26	尾張旭市	_	0	_	_

J #% /	ı				
		おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎ウィルス
27	高浜市	_	0	_	
28	岩倉市		0	_	
29	豊明市	_	×	_	
30	日進市	_	0	_	_
31	田原市		×	0	
32	愛西市		×		
33	清須市		0		
34	北名古屋市	_	0	0	
35	弥富市	_	×	_	_
36	みよし市	0	0	0	0
37	あま市	_	×	_	_
38	長久手市	_	0	_	_
39	東郷町	_	0	_	
40	豊山町		0		
41	大口町	_	0	_	_
42	扶桑町	_	0	_	_
43	大治町	_	×	_	
44	蟹江町		×		
45	飛島村	0	×	_	
46	阿久比町	_	0	_	
47	東浦町	_	0	_	_
48	南知多町	_	0	_	_
49	美浜町	_	0	_	_
50	武豊町	_	0	_	_
51	幸田町	_	0	_	_
52	設楽町	_	0	0	_
53	東栄町	0	0	0	_
54	豊根村	0	0	0	_

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成事業

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ○任意接種への独自の助成を行っているのは、予定を含め41市町村(75.9%)
- ○自己負担無しでの実施は、豊根村が村内診療所で接種する場合に、定期・任意共に無料で実施している。
- ○定期接種対象者への個別通知を行っているのは47市町村(87.0%)
- ○定期接種の対象者は下記の通り。ただし、現時点では平成30年(2018年)度までに該当する方のみ。
- ①過去にニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがない方で、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
- ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、 日常生活活動が極度に制限される方。
- ※任意接種の対象者の拡大欄の◆印:「心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、HIVによる免疫機能障害があり、身体障害者1級保持者、またはそれに相当する方」

			定期接種			任意接種		
Ī	 市町村名	個別 通知	助成額	自己負担	実施	対象者の拡大	助成額	自己負担
슫	ì計·平均	47	5,921	2,337	41		5,888	2,369
1	名古屋市	×	4,332	4,000	\circ	65歳以上の未接種者	4,332	4,000
2	豊橋市	\circ	6,117	2,000	×	なし		
3	岡崎市	\bigcirc	6,586	2,000	\circ	65歳以上	6,586	2,000
4	一宮市	0	6,100	2,000	\circ	◆(60歳以上)	6,100	2,000
5	瀬戸市	×	5,800	2,500	\circ	70歳以上	5,800	2,500
6	半田市	0	5,921	2,000	0	接種日現在75歳以上及び、65歳 以上で身体障害者1級相当の者	5,921	2,000
7	春日井市	0	自己負担額を 除く金額	2,400	0	65歳以上の未接種者及び、60 歳以上の障害者1級相当の者	3,000	医療機関による
8	豊川市	0	6,000	2,000	\circ	75歳以上	3,000	医療機関による
9	津島市	\bigcirc	6,517	2,000	×	なし		
10	碧南市	\bigcirc	5,780	2,500	×	なし		
11	刈谷市	\circ	5,790	2,500	\circ	満65歳以上	3,000	医療機関による
12	豊田市	\circ	6,009	2,000	\circ	65歳以上の未接種者	6,000	2,000
13	安城市	0	自己負担額を 除く金額	2,500	\circ	65歳以上	3,000	医療機関による
14	西尾市	\circ	自己負担額を 除く金額	2,500	0	65歳以上	3,000	医療機関による
15	蒲郡市	\bigcirc	6,355	2,000	×	なし		
16	犬山市	0	6,139	2,000	0	75歳以上及び、65歳以上で障害のある者	4,139	4,000
17	常滑市	0	4,000	4,000	0	①75歳以上 ②◆(65歳以上75歳未満)	4,000	4,000
18	江南市	0	6,139	2,000	0	①75歳以上 ②◆(65歳以上75歳未満)	4,139	医療機関による
19	小牧市	0	5,099	2,500	0	①70歳以上の未接種者②◆(60歳以上)	5,000	医療機関による
20	稲沢市	\circ	3,700	3,800	\circ	65歳以上	3,700	3,800
	新城市	\bigcirc	6,300	2,000	X	なし		
22	東海市	X	7,620	1,080	0	65歳以上の未接種者	7,620	1,080
23	大府市	\bigcirc	7,300	1,000	0	65歳以上の未接種者	7,300	1,000
24	知多市	\circ	8,370	2,400	\circ	75歳以上	5,970	2,400
25	知立市	\circ	5,790	2,500	0	65歳以上	3,000	医療機関による

			定期接続	種		任意接種		
7	市町村名	個別 通知	助成額	自己負担	実施	対象者の拡大	助成額	自己負担
26	尾張旭市	0	5,800	2,500	0	70歳以上と60歳~69歳で医師が必要と判断した者	5,800	2,500
27	高浜市	0	8,290	2,500	0	①後期高齢者医療被保険者 ②◆(65歳以上) ③生活保護世帯に属する75歳以上	3,000	医療機関による
28	岩倉市	0	5,720	2,500	0	65歳以上	3,000	5,220
29	豊明市	0	6,179	2,500	X	なし		
30	日進市	0	6,179	2,500	0	①70歳以上 ②◆(60歳以上)	3,000	医療機関による
31	田原市	\circ	6,243	2,000	X	なし		
32	愛西市	0	自己負担額を 除く金額	2,000	×	なし		
33	清須市	\circ	5,640	2,500	\circ	65歳以上の未接種者	4,140	4,000
34	北名古屋市	\circ	5,640	2,500	\bigcirc	65歳以上	4,000	4,140
35	弥富市	\circ	4,517	2,000	X	なし	•	
36	みよし市	\circ	6,009	2,000	\circ	65歳以上の未接種者	6,000	2,000
37	あま市	\circ	6,517	2,000	X	なし	•	
38	長久手市	\circ	6,576	2,500	\circ	65歳以上の未接種者	6,576	2,500
39	東郷町	0	5,800	2,500	0	◆(2015年4月2日~2016年4月 1日に67歳以上の未接種者)	5,800	2,500
40	豊山町	\circ	5,640	2,500	\circ	75歳以上の未接種者	4,000	4,140
41	大口町	0	6,139	2,000	0	①75歳以上の未接種者②◆(60歳以上75歳未満)	4,139	4,000
42	扶桑町	0	6,139	2,000	0	①75歳以上の未接種者②◆(66歳以上74歳)	4,139	4,000
43	大治町	\circ	6,517	2,000	×	なし		
44	蟹江町	\circ	6,517	2,000	×	なし		
45	飛島村	\circ	6,517	2,000	X	なし		
46	阿久比町	×	4,000	4,000	\circ	65歳以上	4,000	4,000
47	東浦町	\circ	6,598	2,000	\circ	75歳以上	6,598	2,000
48	南知多町	×	5,500	2,500	\circ	65歳以上の未接種者	5,500	2,500
49	美浜町	×	5,000	3,000	\circ	65歳以上の未接種者	5,000	3,000
50	武豊町	0	5,800	2,500	0	①75歳以上 ②◆(65歳以上)	4,300	4,000
51	幸田町	\circ	8,787	2,000	\circ	65歳以上の5年以内未接種者	8,787	2,000
52	設楽町	\circ	3,500	医療機関による	\circ	75歳以上	3,500	医療機関による
53	東栄町	×	3,500	医療機関による	\circ	65歳以上	3,500	医療機関による
54	豊根村	0	5,000	医療機関 による(※1)	0	65歳以上の5年以内未接種者	5,000	医療機関による(※1)

^{※1} 豊根村は村内診療所で接種する場合のみ、無料での実施。

各市町村長 様 各市町村議会議長 様

> (陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比 2.5 ポイント増の 62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比 1.5%減で、ピークの 1994 年の 8 割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

【陳情事項】―★印が懇談の重点項目です―

- 【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。
- 1. 安心できる介護保障について
- ★(1)介護保険料・利用料について
 - ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。 保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。 資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

(2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早 急に解消してください。
 - ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。
 - ③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。
 - ④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての 財政的な支援をしてください。

(3)総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

- ★ア.総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。
- ★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。
 - ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等 への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。
 - エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

②介護保険利用の際の手続き

- ★ア.介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。
 - イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

③総事業費の確保と必要な補助(助成)

- ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。
- イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域 づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の 要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

(4) 高齢者福祉施策等の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。 ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実して ください。
 - イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。
 - ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

- エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。
- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。 また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。
- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

2. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
 - ②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと求められる場合に限られることを徹底してください。
 - ③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。
- ★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。
 - ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
 - ⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。
- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。
- ★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の 諸点を周知徹底してください。
 - ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が 3 以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。
 - イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を 回避してください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を 移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。 ★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 国保の改善について

- ★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。
- ★②保険料(税)について
 - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
 - イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による 減免を実施してください。
 - ウ. 前年所得が生活保護基準額の1. 4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。 生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
 - エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9 以下」にしてください。
- ★③保険料(税)滞納者への対応について
 - ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
 - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
 - ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
 - エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
 - ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
 - ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。
 - ④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するととも に、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

6. 子育て支援などについて

- ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯 に対する生活支援施策の具体化を行ってください。
- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。 また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

- ★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納 により給食が食べられない子どもをなくしてください。
- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。
 - ⑤児童虐待や"いじめ"の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。
 - ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。
 - ⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害者が 24 時間 365 日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。
- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。
- ④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。
- ★⑤40 歳以上の特定疾患・65 歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
 - ア.65 歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。
 - イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービス の打ち切りをおこなわないでください。
 - ⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。
- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、 自治体でも補助してください。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
 - ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるよう にしてください。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。 若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。
- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度と

してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- (1)福祉医療制度について
 - ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
 - ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
 - ③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- (2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために
 - ①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。
 - ②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- ②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。
- ③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

以上

懇談日時		月()	<u>午前 ・</u>		時		`~	時 分
懇談会場	<u>ਰ</u> ਹ				※会場	が確定	至している場	帚合はご 記	己入ください。
201	5年自治体	キャラバ	ン請	願•阪	東情項	目	こつい	てのア	ンケート
	護保険及び高齢		•)FAX	
	食料の市町村独自の								
)ない (医実績()件() 円
	料の市町村独自の								
,)ない (,				14年月		, , , ,)円
	」養護老人ホームの		人です	すか。	()人(年	月現在)
	於付費準備基金		ш						
	3年度末の残高(· 油	ᄱᅜᄼᄺ	D >3 7.	<i>45.</i> → → 1 →		
	4年度末の残高(\ ^	: TC
	成包括支援センター 自配置人数() 籄	IDI
	配画八級(E改修の受領委任 :					貝() / \		
)実施している					日)	2014年	度宝績() 件
()検討中である	2 T	`	,		Η/	2014—	汉大顺(711
(7)福祉	上用具の受領委任:								
)実施している					日)	2014年	度実績() 件
()検討中である	()実施	面の予	定がない	1				
⑧高額	質介護サービス費の)受領委任払V	制度	を実施し	ています	か。			
()実施している	→ 実施年月日	∃ (年	月	日)	2014年	度実績()件
()検討中である	()実施	頭の子	定がない	•				
9配食	とサービスについて	、該当項目に	○印を	付し、必	要事項を	ご記2	くください。		
	実施の有無		()実施	〕している	()していない	\ () <i>†</i>	倹討中である
配置	実施回数(週〇回	昼・夕などと記入							
食方	1日平均利用者	数(2014年度))食÷年間 \ •	配食日数	女()日
式	1 条 4 4 10 0 円 日	· 壮 氏	=	=1日ヨ/	とり平均()食		
	1食あたりの助成 1食あたりの利用								
	実施の有無	1 年 兵 担 領	() 宝坻	コアハス	(11 71.1721	\ () !	<u></u>
会	実施の有無 実施回数(週○回	艮・夕か以上記す) 天地	1000	(10 (1 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1/4 1	' ()1	要引 中 てめる
食方	月平均利用者数)						
方 式	1食あたりの助成								
IV.	1食あたりの利用	-							
10)独居	1 0 0 7 c 7 c 7 c 7 c 7 c 7 c 7 c 7 c 7 c		へい へい	て 該当	項目に〇)臼かん	十〕。必要国	11百をご言	己入ください
	施の有無						検討中で		
	象事業の名称	() /) () ()					100431		
	象者の要件								
	月平均利用者実	数(2014年度)							
	こ改修の独自の助用			当項目に	○印を付	し、必	要事項をご	ご記入くた	ごさい 。
	成制度の有無								
	()介護保険に	こ上乗せして実	施して	こいる					
制制	上乗せの助成額	į							
度	利用者実数(20	14年度)							
内	()介護保険和	川用者以外の助	力成制	度がある					
容	対象者と、その要	T							
	助成額				利用者	新実数	(2014年度	E)	
(12)てトン	り暮らし、高齢ふれ	 とり世帯などへ	の安る	5確認.					演策を実施して
_	すか。ある場合は		-		• • •				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

貴自治体名_____

13高齢	者や障がい者を	への、外出	支援のための	施策につい	て、該	当項目に)印を付し、4	 公要事項を	をご記	
<u>入</u> く	ださい。									
	実施の有無		()実施している ()していない ()検討中である							
地	地域巡回バス	の名称								
域巡回	利用料		高齢者(一般(歳以上〉()円、子	こどもく	, , , , ,	章がい者(歳〉()円)円		
回バス	その他特記事	項	7,500	7137 3		//1/4	"1747	/13		
	2014年度の過									
	実施の有無	王17 人/树	()宝施]	ている(11.71	17211 ()検討中で	あろ		
タクシ	大畑マノ日ボ		各対象者の				7.1×11.1.7	υ <i>)</i> : Δ		
	高齢者		「古刈豕年の	女件及いり	ハルスドリ台	-				
1										
代助	障がい者									
助成	要介護認定者									
	2014年度の即	-,,,		1.50:	D. A					
_	所・街角サロン		者のたまり場	事業に助用	戈金を出	しています	^ト か。(社会福	≨祉協議会	きの耳	
	は含めないでくだ									
	施の有無	()実施	色している()していた	とい ()検討中	である			
実力	施事業の名称									
助用	 成対象									
助用	龙金について	金額()円	→ ()年額	()月額 (()1回の	りみ	
助月									***************************************	
① 介護	 認定者の障がい	へ者控除の	認定について							
	記定書の発行枚)枚					
	窓定書は()・			•	, ,,					
— / нл			れば翌年以降	とも 使える						
3)4	ト護認定者に障				を自動的	に送付し	ていますか			
($5 \rightarrow 2014$		e □ 39) [} (. 0/10			
($5 \rightarrow 2014$) (
() 自動的に			1-12	<i>)</i> 1	1				
/ /\∌	アロションパンパスに表記書の発行の		ν ''Αν ' ₀							
生 /前			要支援2以上に	+ 韭米めに	発行! ァ	1117				
(そ又後2以上に 更介護1以上に							
(書)の提出の」			. v '公				
(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	書)の徒出の」 閉査票または主		_	川焼ープい	ス			
(に旧区の思	元音で干	ijeyi C (V)	<i>、</i>			
((() () () () () () ())次のような		- ,		\ 1 /	<i>j</i>	<i>)</i> p			
·	を保険サービス系		,	-1.7 /)人(١	
	建保険支給限度				L_43:)人(月現在))	
	と入所前健康診し					いる (_		
	むつ、衛生用品)助成してい			
	賃保険における 通			,	, –	_	()認め、	_		
②1)人院	に時の介護保険の	ハヘルバー	・派遣について	() 認めて	ている ()認めて	いない		
4.ナノ	□ =#		+□ \ \/ == /		\ 	=1 /	\ -			
<u>生活(</u>		払 しフ の /ロ:	<u>担当課(</u>	.)電	話()FAX	.(
	保護の申請件				\ /d. \	7 0 - 7 111	⇒## 日日 1.7.7 11. 347	(\ /tl.	
	4年度相談件数)件、申請件				護開始件数	()件	
_	.5年4月1日時点		市剱と人剱	()世帯	()人			
<u> ※以下</u>	は市のみお答え	<u> </u>		ett 🖂 🗸 :		X	III. (1			

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

		職員数	半均在任年	上数	職員数			
	2014年4月1日現在	人	年	カ月	人	世帯		人
	2015年4月1日現在		年	カ月	人	世帯		人
4	生活保護窓口等への警	擎察官OB€	配置について					
	警察官OBの配置はあ)ない			
	「ある」場合 配置して	いる人数()人 ※今	・年度の)人数をご言	己入ください		
	配置を開	始した年月	()年() 月	1			
		が担当して)	
	「ない」場合 今後の計	・画は()ない ()ある	()検討中		
	計画が「を	ある」場合の	配置予定時期	と人数	(年 月)()人	
(5)生活困窮者自立支援の	りための事業	業について					
	1)実施しているものに(○印をつけ、	、運営形態と委	託の場	合は委託を	先を記入してくだる	えい。	
	()自立相談支援	登事業 ()直営 ()委訓	任 → 委託	先()
	()住宅確保給付	付金の支給	()直営() \$	系託 → 委	託先()
	()就労準備支援	妥事業 ()直営 ()委計	任 → 委託	先()
	()一時生活支	援事業 ()直営 ()委計	任 → 委託	先()
	()家計相談支	援事業 ()直営 ()委計	任 → 委託	先()
	()学習支援事	業 ()直営 ()委計	任 → 委託	先()
	()その他(記述	<u> </u>)		
	2) 就労訓練事業(中間	的就労)の	実施箇所数	()カ所			
	3) 基準改定に伴う住宅	E扶助の引き	き下げについて	1、現行	基準が適用	目できる例外措置	を利用者に	1周知
	しましたか。							
	()実施した	_ ()していない					
			,					
	実施した場合の周	知方法(,)	
<u>3</u> . 和	実施した場合の周 説の滞納について		担当課()電話()FA) AX ()
		į	担当課()電話()ない)FA) iX ()
(1	党の滞納について	<u></u>	担当課(()ある	; ()FA) \(\times(\))
(1	党の滞納について)滞納整理マニュアルは	<u></u> ありますか の滞納者の	担当課(()ある	•		<u>)</u> FA) iX ()
(1	说の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在	<u></u> ありますか の滞納者の)件	担 当課(()ある)件数 中 ()	•)FA) vX()
(1	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税	<u></u> ありますか の滞納者の)件	担当課(()ある)件数 中 ()	件)件)FA) iX()
<u>(1</u>	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法	ありますか の滞納者の)件 () ()件 第15条(納	担当課(()ある 件数 中 () 牛中 (中 () 税緩和措置) <i>0</i>	件)件 件 D適用に)ない こついて(2:) vX()
<u>(1</u>	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 (ありますか の滞納者の)件 () ()件 第15条(納	担当課(()ある 件数 中 () 牛中 (中 () 税緩和措置) <i>0</i>	件)件 件 D適用に)ない こついて(2:) vX()
<u>(1</u>	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法	ありますか の滞納者の)件 () ()件 第15条(納 て 申請件	担当課(()ある 件数 中 () 牛中 (中 () 税緩和措置) <i>0</i>	件)件 件 D適用に)ない こついて(2:	014年度)) vX()
<u>(1</u>	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について	が ありますか の滞納者の)件 ()体 第15条(納 て 申請件 件数(担当課(()ある)件数 中 () 中 () 中 () 税緩和措置)の 数()件	件)件 件 D適用に)ない こついて(2:	014年度)) .X()
(<u>1</u>	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作	が ありますか の滞納者の)件 ()体 第15条(納 に 申請件 件数(歯用件数(担当課(()ある)件数 中 () 学中 (中 () 税緩和措置)の 数()件)件	件)件 件 D適用に 中 許可)ない こついて(2 [,] 可件数(014年度))件) AX()件)
(1) (2) (3)	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕	ますかの の滞納者の ()体 ()体 ()件 第15条(等 は () は () と () も () () () () () () () () () ()	担当課(()ある 中()ある 中() 中() 中() 税緩和措置)の 数()件)件)件 (では数(2014年	件)件 件 D適用に 中 許可)ない こついて(2 [,] 可件数(014年度))件)
(1) (2) (3)	党の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕)地方税滞納整理機構に	ますかの の滞納者の ()体 ()体 ()件 第15条(等 は () は () と () も () () () () () () () () () ()	担当課(()ある 中()ある 中() 中() 中() 税緩和措置)の 数()件)件)件 (では数(2014年	件)件 件 D適用に 中 許可)ない こついて(2 [,] 可件数(014年度))件)
(1) (2) (3)	党の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕)地方税滞納整理機構に	ますかの の滞納者の ()体 ()体 ()件 第15条(等 は () は () と () も () () () () () () () () () ()	担当課(()ある 中()ある 中() 中() 中() 税緩和措置)の 数()件)件)件 (では数(2014年	件)件 件 D適用に 中 許可)ない こついて(2 [,] 可件数(014年度))件)
(1) (2) (3)	党の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕)地方税滞納整理機構に	ますかの の滞納者の ()体 ()体 ()件 第15条(等 は () は () と () も () () () () () () () () () ()	担当課(()ある 中()ある 中() 中() 中() 税緩和措置)の 数()件)件)件 (では数(2014年	件)件 件 D適用に 中 許可)ない こついて(2 [,] 可件数(014年度))件)
(1) (2) (3) (4) (5) (5)	党の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕)地方税滞納整理機構に	# あります者)) の滞))(第15条 請 中 第15条 請 中 第15半 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15 第15	担当課(()ある)件数 中 () 中 () 中 () 税緩和措置)の 数()件)件)件 ご件数(2014年 とする基準	件)件 件 D適用版 中 声 下 度内区)ない こついて(2 可件数(こ引き継いが	014年度))件 だ件数)()
(1) (2) (3) (4) (5) (5)	党の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 ()滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の過)地方税滞納整理機構に)地方税滞納整理機構に	# あの滞りでは、 かののでは、 ので	担当課(()ある)件数 中 () 中 () 税緩和措置)の 数()件)件 ()件 ご件数(2014年 とする基準	件)件 件 D適用版 中 声 下 度内区)ない こついて(2 可件数(こ引き継いが	014年度))件 だ件数)()
(1) (2) (3) (4) (5) (5)	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 (滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕 地方税滞納整理機構に 地方税滞納整理機構に かかがある。	# あの滞りでは、 かののでは、 ので	担当課(()ある)件数 中 () 中 () 税緩和措置)の 数()件)件 ()件 ご件数(2014年 とする基準	件)件 件 D適用版 中 声 下 度内区)ない こついて(2 可件数(こ引き継いが	014年度))件 だ件数)(
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (6)	説の滞納について)滞納整理マニュアルは)2015年3月31日現在 市(町村)県民税 (国民健康保険税 固定資産税 (滞納者のうち地方税法 1)徴収の猶予について 2)換価の猶予の適用作 3)滞納処分の停止の〕 地方税滞納整理機構に 地方税滞納整理機構に かかがある。	# あの (第 数用 りま納) (第 数用 15 年 (件き継継 がり で) 引き がのは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためで	担当課(()ある)件数 中 () 中 () 税緩和措置)の 数()件)件 ()件 ご件数(2014年 とする基準	件)件 件 D適用版 中 声 下 度内区)ない こついて(2 可件数(こ引き継い ^が 機構に引き	014年度))件 だ件数)()件)

2013年度

 \times (

 \times

)%

)%

円

円

2014年度

 \times (

 \times

)%

)%

円

円

2015年度

 \times (

 \times

)%

)%

円

円

生活保護担当職員について

生保担当の

非正規

正規

区分

所得割

資産割

均等割

平等割

保険料·税率

定

旧但し書き額

固定資産税額

1世帯につき

加入者1人につき

義

1職員当たりの担当受給者数

人数

世帯数

1人当たり調定額(平均保険料)		円	円	円
	繰入額	円	円	
	7 7 7 7 7 7	<u> </u>	1 1	
②モデルケースの保険料について		_ ,,,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 0
下記のモデルケースでの国民健康	表保険料(2015	5年度・年額)をお	3書きください。なま	る、世帯員で後期
高齢者医療制度に移行されたケー	ースでの軽減措	置はないものとし	て計算してください	、なお市民税方
式の場合は人的控除は扶養控除	と配偶者控除の	りみとし、 ①②とも	。妻の所得は0円と	します。さらに資
産割が有る場合は固定資産税5万	5円で計算して	ください。政令軽	減がかかった後の	金額でおねがい
※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。 ②モデルケースの保険料について 下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さら産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねします。				
世帯所得		100万円	200万円	300万円
①明犯40卷件士規制士式东西	医療分	円	円	円
	介護分	円	円	円
一一一一一一一一	後期高齢者支援分	円	円	円
②65歳以上74歳以下で年金	医療分	円	円	円
生活高齢者夫婦のみ2人世帯	後期高齢者支援分	円	円	円
③65歳以上74歳以下で年金	医療分	円	円	円
生活者•独居世帯	後期高齢者支援分	円	円	円
③保険料(税)の市町村独自の軽減	•減免制度			
1) 市町村独自の低所得者減免を	実施している場	合は、その要件を	をご記入ください。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		₩ - ₩ 1 2 × %→ →	
2)保険料(税)の収入減を埋田に	した減免を実施	している場合は、	その要件をこ記人	ください。
- 般会計からの1人当たり法定外繰入額 円 円 円 ※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。 ②モデルケースの保険料について 下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後身高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税に式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがしします。 世帯所得 100万円 200万円 300万円 ①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 医療分 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。 世帯所得 100万円 200万円 300万円 ①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 医療分 円 円 円 円 円 分譲分 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
) 赤付) ている-	→() ###
				/(/
			· -	'th
				11.
				Lull 187 V
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_ , , , , , , , ,			, , - , , , , ,
			生()人、高校生	上世代()人
4) 資格証明書の交付除外で配慮	している点があ	りますか。		
()国の基準どおり実施してい	る			
()独自に配慮し、次の場合は	は交付対象から	除外している		
()高校生世代以下の子ども	のいる世帯			
()障がい者・母子家庭等医	療費助成制度 <i>0</i>)対象世帯		
()病弱者のいる世帯				
· //// ///	よ除外している			
一般会計からの1人当たり法定外繰入額 円 円 円 ※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。②モデルケースの保険料について 下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。 世帯所得 100万円 200万円 300万円 10現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 (整備を表現のみ2人世帯 後期高齢者接身 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
一般会計からの1人当たり法定外繰入額 円 円 ※2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。 ②モデルケースの保険料について 下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養煙除と配偶者探診のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおわがいします。 世帯所得 100万円 200万円 300万円 ①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 100万円 200万円 300万円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
一般会計からの1人当たり法定外繰入額 円 円 円 次2015年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。 ②モデルケースの保険料について 下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも表の所得は0円とします。さらに資産剤が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおわがいします。 世帯所得 100万円 200万円 300万円 10現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 100万円 200万円 300万円 10現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯 265歳以上74歳以下で年金 医療分 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円				
一般会計からの1人当たり法定外線人額				
一般会計からの1人当たり法定外線人額				
○ 位	目左でざ記すノナ	ジナル		
		=		
			7A >	
※資格証明書交付世帯の高				
•1カ月以内()人 ·2)		人・3カ月()人 ・4カ月	()人
・5カ月()人 ・6カ月(())	·1年()	人・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。			
3) 短期保険証について、有効期限以外に特別なま	長示をしていますか。		
()通常の保険証と同じ	アンスカウーマーカム	ž (\
()通常の保険証と区分している →表記して⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2014年))
1) 差し押さえの基準(文))
2)分納者への対応()
3)予告通知書の発行()件			,
4) 差押え件数 不動産()件 預貯金() その他()件(件 生命保険()	件(内学資保険()件))
5) 競売などによる現金化 ()件 (
⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明	 小ない人数	女をご記入ください。	
※2015年8月1日現在でご記入ください。	,		
1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数		· //*	
2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交 3)その他	りしていない木文刊ノ	(数 ()人	
3)·C V / IE			
⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度につ	いて		
1)一部負担減免制度を実施していますか。			
() 実施している () 検討中である	, , ,	ぶない	
2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
()設けている ()検討中である 3)2014年度の減免件数 ()件 減免金) 円	
	TR () 1	
()自動払いしている ()申請書を送付し	している ()通知	コハガキのみ送付して	ている
⑩国保運営協議会について			
1)運営協議会の公開 ()公開していない	()公開してい	る	
2) 運営協議会委員の公募枠 () カ	() () () () () ()	ある → ()人
- 古此女压床4.1° - 17.17.37.1	\ === 1 /	\ - A \ C (,
5. 高齢者医療など 担当課(①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度に			
しの非課税者」を引き続き対象にしていますか。	.*フいて、愛和泉が無	男産毕/2021しにし	かとり春り
()対象にしている ()縮小して対象	にしている () 県基準どおりにした	-
②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実			
			<u>-</u>
③2015年8月1日現在の対象者			
後期高齢者医療被保険者 ()人		1 /	
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度 内ィひとり暮らし非課税者()人)人	
その他の県基準を上回る市町村独自対			
4後期高齢者医療について			
保険料滞納者数()人 短期保険証発	行人数()人		
差し押さえ(2014年度)件数() 円

子育て支援策		担当課()電話()FAX()
2015年9月1日現在		=		_	_
			る内容を実施している		
ださい。(対象年	齢、対象者、入門	院・入院外の区分	、現物給付・償還払の日	区分、所得制限など)	
[
祝子援助 1)保護者への広	報けどのようにし	ていますか			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	ス学式 ():	始業式 ()ホール	ふページ ()市	方広報
()その他				, , , , , , ,	, / _
2) 就学援助の認	,	記入ください。	,		
生活保護基準)倍			
	, ,,,,	, IE			
		て、どのような対応	=		
		き上げた → 【20	14 年度 倍 -	→ 2015 年度	倍】
()何もしてい	•				
()その他(下欄にご記入くた	ごさい)			
	(a))	White a second to the			
			に準額(年額)をご記入く ・	=	
• • •		ト学生の場合))円	
• • •			見の場合) … ()円	
			学校 ()市町村		うも可
7) 就学援助受給			である ()必要ない	, \	
7) 机子饭奶又和	2014年度				
受給者数					
受給割合	人 %	<u>人</u> %	※受給割合は、小数点第	61位までご記入くださ!	(₁)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>%</u> 円	※2015年度の支給額は		-
支給額	円 円	' -			-
8)就学援助家庭		公い方法 ():	現物支給 ()償還	払い () その他	
9)就学援助の項	.gについて 引()体育実持	出用目弗 () T	、 、	用品費 ()通学費	冉
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(子华佣金(一)理子 徒会費()PTA会習		貳
, , ,	」賃(促云質 () PIA云質 交外活動費(宿泊を伴う		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	リ貫(値 但を行わり ーツ振興センタ		メクト店 動賃(宿石を行り) うがね・コンタクトレンズ		
() 日本へか() その他(一ノ派典ピング		J/Max ロンググトレン A	())
)学校給食につい	て(2015年度)				J
		カ 全員が学歴经	食を食べられています	ስኔ ስኔ	
			及を及べられています <i>。</i> 食支給を停止している	=	
· · · · ·			応(例:就学援助をする		
和及其外州27		于汉、日1日中47人		1 W/3/4C/	
2) 給食費への自	治体独自の補助	カなどの施第 (例	:半額補助、第2子以降	(無料かど)	
□/州以只 ▽/□		J. S.C. YOURDR (D)	・ 1 mg III ウハ 214 1 25円	-/M41.9C/	

	△₩	自校方式	実施数	センター方式	戊実施数	1食当たりの
	至仪级	直営	委託	直営	委託	給食費
小学校	校	校	校	校	校	P
中学校	校	校	校	校	校	P
児童虐待の	現状と対応並で	びに早期発見、	未然防止対策	について(2014	年度)	
1)件数()件 対原	芯職員()	人、うち専門職	()人		
2) 専門職の	職種について	()児童福	祉司 ()社	会福祉士() 臨床心理士	()保健的
		()保育士	()教員	()その他(
3) 現状に対	する課題					
4) 未然防止	、早期発見•女	t広、啓発活動等	幹に関する実施	施策について		
2) > [1,7,111] 3 3 3 3	(1 /////	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11-100 / 0000			
温音のいば **	というかけるかは	(第1111年)	レっていますか	`		
				0		
(例)学校	どにカウンセフー	等、専門職を配置				
の何本についる	_					
1)育休取得	の場合、上の一					
1)育休取得 (の場合、上の -) 取り消し(育(園		
1)育休取得 (の場合、上の -) 取り消し(育体) その他[木退園) ()そのまま通			
1)育休取得 (の場合、上の ⁻) 取り消し(育体) その他[定、標準時間i	木退園) (認定に関わって)そのまま通 中途変更や現		ますか。	
小学校 校 校 校 校 P 中学校 校 校 校 校 P ④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2014年度) 1)件数()件 対応職員()人、うち専門職()人 2)専門職の職種について()児童福祉司()社会福祉士()臨床心理士()保健師						
1)育休取得 ((2)短時間認 (の場合、上の ⁻) 取り消し(育体) その他[定、標準時間i	木退園) (認定に関わって () た)そのまま通 中途変更や現 ない	場の混乱はありる		<i>(</i>
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策	の場合、上の-)取り消し(育体)その他[定、標準時間i) ある	木退園) (認定に関わって () カ 担当課()そのまま通 中途変更や現 ない	場の混乱はありる		(
1)育休取得 ((2)短時間認 (障害者施策)訪問系各サ	の場合、上の-) 取り消し(育体) その他[定、標準時間i) ある ービスの支給	木退園) (認定に関わって () ½ <u>担当課(</u> 犬況について(7)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点)] 場の混乱はありる) 電話((
1)育休取得 ((2)短時間認 (障害者施策)訪問系各サ	の場合、上の一)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある ービスの支給や 間は7月の1カ	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで] 場の混乱はあり。)電話(ご記入ください。)FAX	
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策)訪問系各サ	の場合、上の一)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある ービスの支給や 間は7月の1カ	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策)訪問系各サ 最多支給時	の場合、上の一)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある ービスの支給や 間は7月の1カ	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策)訪問系各サ 最多支給時 居宅介護	の場合、上の-)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある ービスの支給 間は7月の1カ 支給者	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策)訪問系各サ 最多支給時 居宅介護	の場合、上の-)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある ービスの支給 間は7月の1カ 支給者	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	勺支給時間数
1)育休取得 ((2)短時間認 (章害者施策)訪問系各時 最多支給時 居宅介護 重度訪問介	の場合、上の-) 取り消し(育体) その他[定、標準時間i) ある ービスの支給 間は7月の1カ 支給者	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1)育休取得 ((2)短時間認 (達害者施策)訪最多支給時 居度動援 (百動援護	の場合、上の-) 取り消し(育体) その他[定、標準時間i) ある ービスの支給 間は7月の1カ 支給者	木退園)(認定に関わって () が <u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1)育休取得 (2)短(2)短(障害者施策)訪問表 者 一方。 一方。 一方。 一方, 一方, 一方, 一方, 一方, 一方, 一方, 一方, 一方, 一方,	の場合、上の一)取り消し(育体) その他[定、標準時間:)ある 一ビスの支給料 間は7月の1カ 支給者が 護	木退園)(認定に関わって () か 担当課(犬況について(7 月。平均時間は 数(人) 昨年同)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) (1カ月あたりで	」 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間)FAX	的支給時間数
1) 育休取得 (() 短() 医青糖素) 一方, () 医, — — — — — — — — — — — — — — — — — —	の場合、上の一)取り消し(育体)その他[定、標準時間) ある 一ビスの支給料 でである 一世は7月の1カ 支給者者 、護 援事業の移動	木退園)(認定に関わって (<u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は 数(人) 昨年間 支援)そのまま通 中途変更や現 ない 月時点) 1カ月あたりで 可月比(%)	り 場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間 (時間))FAX 引数 平均	的支給時間数 (時間)
1) 育休取得 ((2)短(*** **	の場合、上の一)取り消し(育体) その他[定、標準時間:) ある 一ビスの支給れ でである 一ビスののでである。 一世のではできる。 でである。 一世のできる。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ではできる。 ではできる。 でき。 できる。 でき。	木退園) (認定に関わって (() が 担当課(大況について(7月。平均時間は数(人) 昨年間は数(人) 昨年間 支援 最多支給時間)そのまま通 中途変更や現 はい 月時点) に1カ月あたりで 司月比(%)	場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間 (時間))FAX 引数 平均	的支給時間数 (時間)
1) 育(() () () () () () () () () () () () ()	の場合、上の一)取り消し(育体))での他[定、標本る 一世は7月の1カ 支給者が 護 選事業の人給基準 でスの人給基準	本退園)(認定に関わって () が 担当課(犬況について(7 月。平均時間は 数(人) 昨年間 支援 最多支給時間 ()あり)そのまま通 中途変更や現 よい 月時点) (1カ月あたりで 可月比(%) 数()時 ()な	場の混乱はありる)電話(ご記入ください。 最多支給時間 (時間))FAX 引数 平均	的支給時間数 (時間)
1) 育 (() () () () () () () () (の場合、上の一)取り消し(育体))その他[定、ある 支配] 一世は7月の1カ 支給者力 (護 業) 支船利用 (で) で) で) で 入 総利用 (で) で) で の 7月 の	本退園) (認定に関わって (<u>担当課(</u> 犬況について(7 月。平均時間は 数(人) 昨年同 支援 最多支給時間は 支援 最後()あり)そのまま通 中途変更や現 中途変更や現 月カ月あたりで 1カ月比(%) 数(())な)人	場の混乱はありる (で記入ください。) 電話(で記入ください。 最多支給時間(時間))FAX 引数 平均	的支給時間数 (時間)
1) 育休取得 ((2) 短(** ** ** ** ** ** ** **	の場合、上の一)取り消し(育体))でででででででででできる。 一世は7月ででででできる。 一世は7月ででででできる。 ででででできる。 一世は7月でででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 でででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 でででででできる。 ででででででできる。 でででででででででで	本退園) (認定に関わって (<u>担当課(</u> 大況について(7 月。平均時年 数(人) 昨年同 支援 最多支給時間 実績 ()した ()そのまま通 中途変更や現 はい 月時点) (1カ月あたりで 同月比(%) 数(()な)人 ()できてい	場の混乱はありる (で記入ください。) 電話(で記入ください。 最多支給時間(時間))FAX 引数 平均	的支給時間数 (時間)

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について 1)併給をしている人の人数()人(年 月 日現在) 対昨年同月比()% 2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について 平均何時間支給していますか(⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について 年 月 日現在)

介護給付支給決定者数()人(

健診事業	担当課()電話()FAX(
⑦通院時の院内介助について ()認めている (()認めている)認めていない()認めていない	

訓練等給付支給決定者数()人(年 月 日現在)

※2015年度の実施状況をご記入ください。

9. 健診事業

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

	油参(长	診)の種類	実施方式	個別	方式	集団	方式	前年度
	建砂(物	で アング 生 天具	天旭刀式	自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	受診率
特员	E健診		個別·集団		可•不可		可•不可	
	胃がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
	大腸がみ	V	個別·集団		可•不可		可•不可	
が	肺がん		個別·集団		可•不可		可•不可	
ん検診	子宮がみ	V	個別·集団		可•不可		可•不可	
診	乳がん	超音波	個別·集団		可•不可		可•不可	
	孔がん	マンモグラフィー	個別·集団		可•不可		可•不可	
	前立腺素	ぶん	個別·集団		可•不可		可•不可	
歯周	司疾患		個別·集団		可•不可		可•不可	

0)到 がる	給診	(マンエ)	ブラフィー`	時の組	価量会1アン	コムて
(∠	ノギレスパカ	ノバ田 iiシ	してノエン	, , , , , —	ノ はくせひ ノイヤー	四里 620 化二二	ノレ・し

- ()実施している ()実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
 - ()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
 -)実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる	()40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他()

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2014年9月以降の提出分をご記入ください。

意見書・要望書の種類		提	出年	月日
①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書		年	月	П
②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書		年	月	日
③介護保険の改善を求める意見書・要望書		年	月	日
④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書		年	月	П
⑤医療制度改善を求める意見書・要望書		年	月	日
⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書		年	月	П
⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書		年	月	日
①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書		年	月	日
②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書		年	月	日
	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書 ②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書 ③介護保険の改善を求める意見書・要望書 ④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書 ⑤医療制度改善を求める意見書・要望書 ⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書 ⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書 ①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書 ②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書 ③介護保険の改善を求める意見書・要望書 ④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書 ⑤医療制度改善を求める意見書・要望書 ⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書 ⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書 ①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書 年 ②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書 年 ③介護保険の改善を求める意見書・要望書 年 ④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書 年 ⑤医療制度改善を求める意見書・要望書 年 ⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書 年 ①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書 年	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書 年 月 ②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書 年 月 ③介護保険の改善を求める意見書・要望書 年 月 ④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書 年 月 ⑤医療制度改善を求める意見書・要望書 年 月 ⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書 年 月 ①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書 年 月 ①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書 年 月

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関 連文書
- ③アンケート【1】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【1】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」
- ⑥就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2014年度)
- ⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑨アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2014年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

2015年愛知自治体キャラバン日程表・参加者(敬称略)

	まな団体				(ン日程表・参		<u>称略)</u> 「東郊日長	/中#= イ
コース		宣伝カー	<u>日程</u>	自治体名	訪問時間	団長 年 公 孝 知 久	事務局長	運転手
第1	年金者組合	名古屋ブロック	10/20	D.W	10.00 14.00	年金者組合		名古屋ブロック
			(火)	日進市	13:00~14:00	勝	丸山	
			10/01	東郷町	14:45~15:45		左 A 老如 A	
	年金者組合	名古屋ブロック	10/21	愛西市	10:30~11:30	年金者組合		名古屋ブロック
			(水)	津島市	13:00~14:00	伊藤	水野	
		カーロジューカ		北京士	10.00 11.00	左 A 老 如 A	左 人 北 ⁄ 田 人	カーロジャーカ
	左人老妇人	名古屋ブロック	10/22	弥富市	10:30~11:30	年金者組合		名古屋ブロック
	年金者組合		(- -)	3K 白 ++	10.00 14.00	伊藤	水野	
	. 令牡伊协	名古屋ブロック	(木) 10/23	飛島村 一宮市	$13:30 \sim 14:30$ $10:00 \sim 11:30$	一宮社保協	. 令牡伊协	名古屋ブロック
	一百红木勋	右口座ノロツク	10/23 (金)	稲沢市	$13:00 \sim 11:30$ $13:00 \sim 14:30$	一百年末	村瀬	1年 1年 2 ロック
			(亚)	あま市	15:15~16:15	如 小	个了你只	
第2	自治労連	自治労連	10/20	清須市	$10:30 \sim 11:30$	自治労連	自治労連	自治労連
/1) 4	日伯万堡	日伯万连	(火)	北名古屋市	$13:00 \sim 14:00$	1 日日万里 伊藤	林	安藤
				岩倉市	14:45~15:45		7/1	女脉
	自治労連	自治労連	10/21	江南市	$10:30 \sim 11:30$	自治労連	自治労連	自治労連
	日伯万连	日旧万里	(水)	扶桑町	$13:00 \sim 14:00$	林	古良	林
			(>1<)	犬山市	$14:45 \sim 15:45$	71	口尺	71
	自治労連	自治労連	10/22	豊山町	$10:30 \sim 11:30$	自治労連	自治労連	自治労連
			(木)	小牧市	$13:00 \sim 14:00$	林	夏目	林
			(/14)	大口町	$14:45 \sim 15:45$	771-	グ ロ	771*
	自治労連	自治労連	10/23	瀬戸市	10:00~11:00	自治労連	自治労連	自治労連
	111/3/2	11173 AL	(金)	114	10.00 11.00	鈴木	永井	松井
			(1/4/	春日井市	13:30~14:30	2/1/	73.71	
第3	社保協	愛労連	10/20	東浦町	10:30~11:30	社保協	社保協	愛労連
7100	122714700	27V~	(火)	大府市	$13:00 \sim 14:00$	小松	武田	274
			(· · · ·	豊明市	14:45~15:45	1		
	愛労連	愛労連	10/21	東海市	13:00~14:30	愛労連	愛労連	愛労連
		21,112	(水)	知多市	15:15~16:15	谷藤	竹内	2371.
	愛労連	愛労連	10/22	阿久比町	10:00~11:00	愛労連	愛労連	愛労連
			(木)	半田市	13:00~14:00	知崎	関	
				武豊町	15:00~16:00			
	愛労連	愛労連	10/23	常滑市	10:00~11:00	愛労連	愛労連	愛労連
			(金)	南知多町	13:00~14:00	榑松	竹内	
				美浜町	14:45~15:45			
第4	新婦人	保険医協会	10/20	豊田市	10:00~11:30	新婦人	新婦人	新婦人
			(火)	みよし市	13:00~14:00	安藤	石井	
		()		知立市	15:15~16:15	[11 to 14	10 00 00 1d 0
	社保協	保険医協会	10/21	刈谷市	10:30~11:30	社保協	社保協	保険医協会
			(水)	高浜市	13:15~14:15	小松	武田	永田
	41 /0 [4	/II BV F= [+ V	10/00	碧南市	15:00~16:00	41 /11 [4	41 /11 [4	/II PA F 14 A
	社保協	保険医協会	10/22	安城市	10:30~11:30	社保協	社保協	保険医協会
			(木)	岡崎市	13:30~15:00	西村	島崎	前島
	41 /D [#				10.00 10.00	·		
	社保協	保険医協会	10/23	西尾市	10:30~12:00	社保協	保険医協会	保険医協会
hh -	는 가는 가는 =	中女士叫业	(金)	√1. 7. 7. 1.	10.00 11.00	三浦	小川	小川
第5	自治労連	豊橋市職労	10/20	蒲郡市	10:00~11:00	東三河労連	自治労連	豊橋市職労
			(火)	豊川市	13:00~14:00	来本	鈴木	
	中がかけ	曲长士勋兴	10/01	新城市	15:00~16:00	中水冷光半	半一河郊洋	曲杯士呦兴
	自治労連	豊橋市職労	10/21	豊橋市	10:30~12:00	自治労連	東三河労連	豊橋市職労
	自治労連	豊橋市職労	<u>(水)</u> 10/22	田原市 東栄町	14:00~15:00 10:30~11:30	伊藤 4団体	<u>来本</u> 4団体	豊橋市職労
	日伯力建	豆筒川帆力	(木)	豊根村	$10:30 \sim 11:30$ $13:00 \sim 14:00$. 4回体 来本	4回体 小松	豆滴印૫力
			(/ \)	<u> </u>	$15:00 \sim 14:00$ $15:00 \sim 16:00$	不 平	1142	
第6	社保協		10/26	大治町	10:00~11:00	社保協	社保協	
217 U	山水坳		(月)	蟹江町	$13:00 \sim 11:00$ $13:00 \sim 14:00$	小松	日下	
			(7)	幸田町	$15:30 \sim 14.00$ $15:30 \sim 16:30$	71 117	H 1'	
	社保協		10/30	長久手市	$10:30 \sim 10.30$ $10:30 \sim 11:30$	社保協	社保協	
			(金)	尾張旭市	$13:30 \sim 14:30$	西村	武田	
			(314)	/七狀/巴川	10.00 14.00	F3 (1)	Ψ\Ш	l .

[※] 一宮市、稲沢市、東海市、豊田市、西尾市、岡崎市、豊橋市の懇談時間は90分 ※ 愛知県、名古屋市は120分

2015年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		愛労連	年金者組合	自治労連	名古屋市職	地域労連	医労連	新婦人	愛商連	保険医協会	民医連	愛障協	介護の会	共産党関係	その他	共産党議員	合計数	首長	副首長	部長	他	議会	合計
第1コース																							
第		0	_	0		0	٥	4	-	0	0	0	0	0		-	0.0		\ \ \ \ \ \		1.0	1	11
21日	日進市 東郷町	0	5 4	2	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	3	1	20 15	(_	_	10	1 1	11 11
	爱西市	0	6	0	2	0	0	3	2	1	1	0	0	0	0	2	17		+	0	9	3	13
22日	津島市	0	6	0	2	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	2	16		+	-	13	0	13
00 🗆	弥富市	0	4	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0	2	0	2	15	(+	_	7	0	8
23日	飛島村	0	2	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	1	8	(0	2	5	1	8
	一宮市	0	4	0	2	1	0	1	7	1	12	3	0	7	3	2	43	(0	0	13	0	13
24日	稲沢市	0	1	0	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	7]	. 0	1	8	2	12
	あま市	0	2	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1	10	(•	-	11	2	17
	小計	0	34	4	14	1	0	17	25	20	16	3	1	0	11	13	151	1	1	8	86	10	108
第2	2コース																						
	清須市	0	3	3	0	0	1	4	2	1	0	0	0	5	0	1	20	(0	1	15	0	16
21日	北名古屋市	0	3	3	0	0	1	3	2	1	4	0	0	2	0	1	20	(0	0	12	1	13
	岩倉市	0	2	3	0	0	1	4	2	2	7	0	0	1	1	0	23	(0	0	18	1	19
	江南市	0	2	2	0	0	0	3	3	1	3	0	0	2	4	0	20	() 1	1	9	1	12
22日	扶桑町	0	4	2	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	1	1	15	(+	0	7	1	9
	犬山市	0	5	3	0	0	0	6	3	2	0	0	0	0	1	3	23	(+	_	10	0	10
00 11	豊山町	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	1	8	(+	_	4	1	5
23日	小牧市	0	1	2	0	1	0	2	1	2	0	2	0	1	1	2	15	(+	-	16	0	16
	大口町	0	2	2	0	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0	1	12	(+	_	11	0	11
24日	瀬戸市	0	0	3	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	1	1	16	(+	_	8	0	8
-	春日井市 小計	0	5 27	4 29	0		3	8 20	0 25	1 17				12			24196		_		12 122	1	13 132
	(], []	U	21	29	U	Z	J	30	25	1 /	14	Z	Z	12	10	15	190		<u> </u>	J	122	U	132
		i																					
第	3コース																						
	東浦町	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	7	(_	_	9	0	9
21日	大府市	2	7	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	3	1	1	18	(_		14	1	15
-	豊明市	1	7	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	1	1	15	(_	_	17	2	19
22日	東海市	2	5	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0	0	0	2	15	(+	_	16	1	17
	知多市	2	1	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	2	0	2	12	(_	11	0	11
23日	阿久比町 半田市	2	12	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	0	1 2	11	(_	5	0	6
∠3 □	于田巾 武豊町	2	12	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	19 5	(+	+	12 9	2 1	14 11
	常滑市	2	1	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	9		-	_	13	1	14
24日	南知多町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4		+	_	7	0	8
	美浜町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	6		+		12	0	12
	小計	20	35	3	0	4	1	8	4		4	2	0	17	3		121		+	=			
	· J · H I	20	50	U	V	7	'	J	7	14			v	1 /	U	17	141	ш`	<u> </u>	U	120	U	100

訪問日		愛労連	年金者組合	自治労連	名古屋市職	地域労連	医労連	新婦人	愛商連	保険医協会	民医連	愛障協	介護の会	共産党関係	その他	共産党議員	合計数	首長	副首長	部長	他	議会	合計
																		<u> </u>	<u> </u>				
第4コース																							
	豊田市	0	3	0	0	0	1	7	2	1	0	0	0	1	1	2	18	(0	0	24	1	25
21日	みよし市	0	1	0	0	0	1	7	3	1	0	0	0	2	0	1	16	(+	_	9	1	10
	知立市	0	0	2	0	0	1	10	0	2	0	0	0	0	0	2	16	(+	0	10	2	12
00 H	刈谷市	0	1	1	0	0	1	7	0	2	1	0	0	0	2	2	17	(+	_	29	2	31
22日	高浜市	0	0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	1	1	8	(_	_	10	1	11
	碧南市	0	0	3	0	0	1	1	0	2	1	0	0	1	1	1	11	(+	0	8	1	9
23日	安城市	0	3	0	0	0	0	3	0	3	2	0	1	0	1	1	14	(+	0	11	1	12
0.4 🖽	岡崎市	0	15	0	0	1	0	4	3	3	2	0	0	1	2	1	32	(+	0	35	1	36
24日	西尾市	0	8	0	0	0	0	2	5	2	0	0	0	1	0	1	19	(_	_	26	2	28
	小計	0	31	7	0	1	6	41	13	18	7	0	1	7	8	12	151	(0	0	162	12	174
		•																					
第5	5コース																						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	蒲郡市	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	7	(+	+	23	1	24
21日	豊川市	0	4	4	0	2	1	6	1	1	0	0	0	0	0	1	20	(_	0	14	1	15
	新城市	0	1	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	8	(+	+	12	0	12
22日	豊橋市	0	5	4	0	3	0	6	1	1	0	0	0	0	1	2	23	(_	+	16	0	16
	田原市	0	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	8	(_	_	11	1	12
00 日	東栄町	0	0	3	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9	(+	0	7	0	7
23日	豊根村	0	0	3	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9	(+		1	0	1
.l. =1	設楽町	0	0	3	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	12	(-	•	3	0	3
小計		0	13	26	0	15	6	13	2	8	0	I	0	0	4	8	96	(0	0	87	3	90
		•																					
第6	_ら コース	L																					
	大治町	0	2	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	1	1	10	(0		10	1	12
26日	蟹江町	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	1	8	(0		14	1	18
	幸田町	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	6	(-	5	7	1	13
30日	長久手町	0	4	3	0	0	0	2	2	2	1	0	0	1	1	1	17	(_	-	9	1	11
	尾張旭市	0	3	0	0	0	0	3	0	2	1	0	4	0	1	1	15	(+	Ħ	13	0	13
小計		0	11	4	0	1	0	8	6	7	3	0	5	1	5	5	56	C	0 (10	53	4	67
			. 1																				
	名古屋市	3	4	2	2	0	1	0	2	5	8	4	1	2	4	5	43	(-	•		0	
11/12	愛知県	3	2	2	2	0	0	0	3	4	7	3	1	2	3	1	33	(0	0	20	0	20
1	合計	26	157	77	18	24	17	125	75	82	59	15	10	52	45	72	847	1	3	26	675	43	745

※愛労連には福保労を、その他は地域の住民団体(日進市民参加の会、一宮みんなの会、国民救援会尾北支部、住みよい小牧、すみよい豊田を創る会、あったか岡崎市政の会)のほか生活と健康を守る会・社保協事務局を、東海市の自治体側出席は広域連合2人を含む。知立市では無所属議員も参加、あま市は議長も参加、いずれも当局側の議

発 行:愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 事務局団体 愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

連絡先:愛知県社会保障推進協議会

₹456-0006

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

http://syahokyo.airoren.gr.jp/

E-mail:syahokyo@airoren.gr.jp

愛知県保険医協会

₹466-8655

名古屋市昭和区妙見町19-2

電話 052-832-1346 fax 052-834-3584

http://aichi-hkn.jp/

発行日:2016年2月1日